

整理番号

D-2-4

452

標 題 名

岡山縣ノ米

著 者 名

発行者名

岡山縣内務部

発 行 年

明治43年（1910年）

製作年月

令和5年6月

54, 3, 23

寄贈図書

農業技術研究所

農事試験場昆蟲部圖書

岡山縣ノ米

植物防疫
資料館
圖書之印

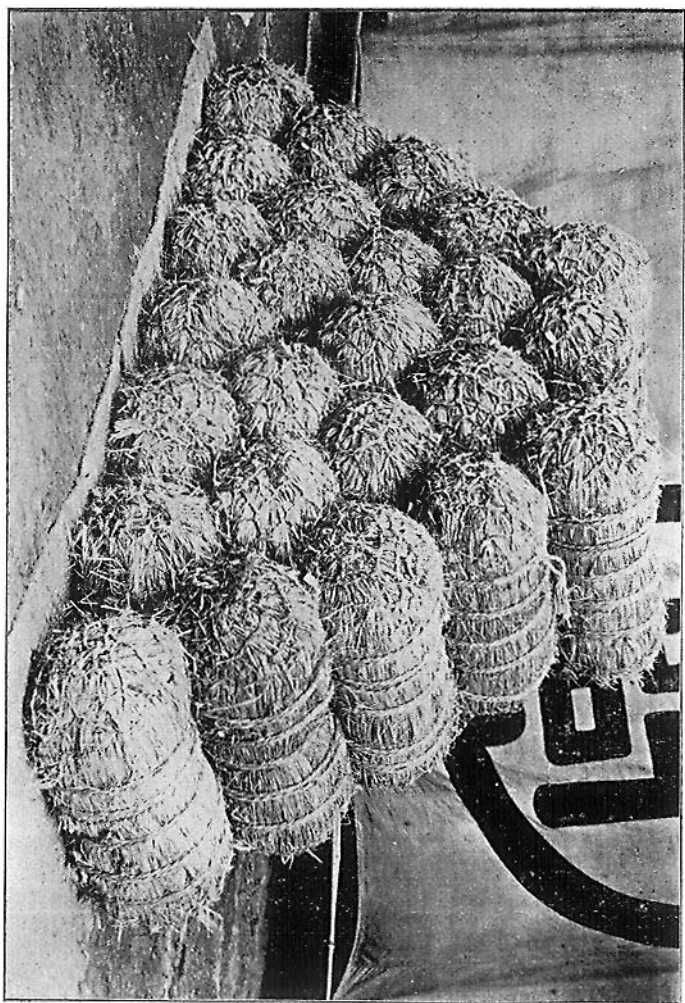
農事試驗場昆蟲部圖書



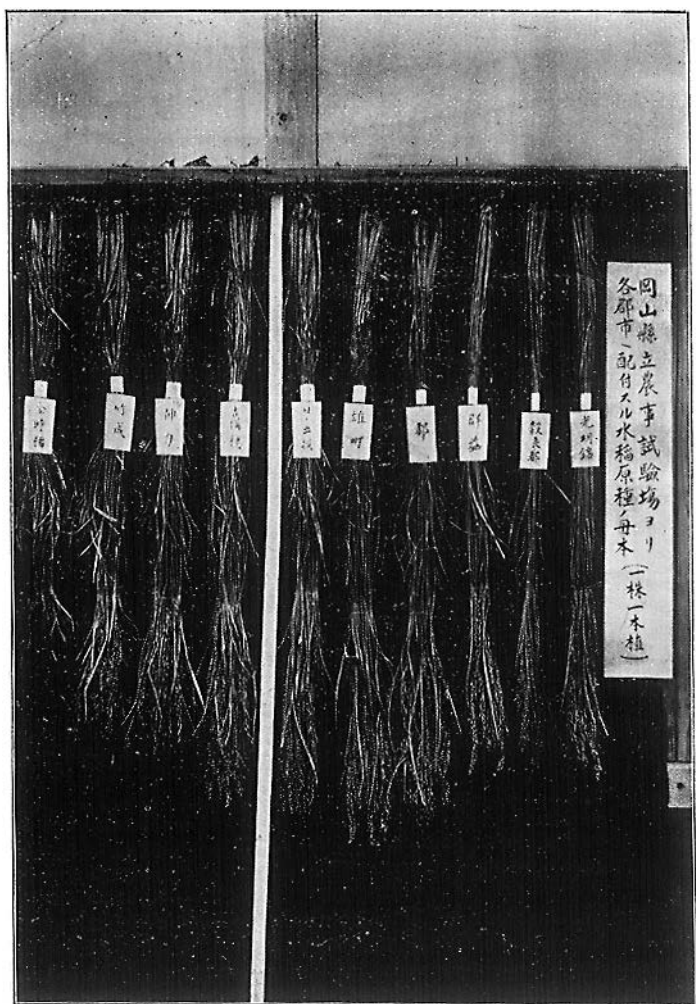
(明治四十一年產米俵)

米數査實後ノ俵裝

(明治三十五年産米俵)



米穀検査實施前ノ俵装



岡山縣立農事試験場育成原種母本

岡山縣の米

凡例

本書は本縣の米に關する各般の材料を蒐集したるものにして農政當局者并當業者の參考に資せんことをす

明治四十三年二月

岡山縣内務部

岡山縣の米

目次

口 繪

米穀検査實施後の本縣産米俵裝

米穀検査實施前の本縣産米俵裝

岡山縣立農事試験場育成の原種母本

一、米の作付段別……………一

二、米の收穫量……………一三

三、米の輸出……………二三

四、米の市價……………二九

五、米の検査……………四三

六、米の品種……………一一一

七、米の生産に關する施設	一六三
イ、撰種	一六三
ロ、短丹形苗代并共同苗代	一六六
ハ、正條植	一八四
ニ、病蟲害驅除豫防	一八八
ホ、綠肥の栽培	二三六
ヘ、耕地整理	二四六
ト、共進會并品評會	二七四
チ、農事技術員協議會	二八七

岡山縣の米

一、米の作付反別

本縣の氣候風土は能く米作に適し各村苟も水利の便ある箇所之れが作付を見ざるなし従て其栽培面積の如きは全耕地面積拾貳萬五千百四拾五町四反步中八萬六千百四拾八町四反步の水田と七百拾六町一反步の畑地を供用せり今左に本縣に於ける作付狀況を勸業統計により表示せん

米作付反別累年表

年次	作付總反別	水稻付村反別	陸稻作付反別
明治十年	七三、六五、二	七三、六五、二	
十一年	七三、〇七、一	七三、〇七、一	
十二年	七三、三六、二	七三、三六、二	

十三年	十四年	以上五ヶ年平均	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	以上五ヶ年平均	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	以上五ヶ年平均	二十五年	二十六年
七〇、九四、七	七三、八八、六	七二、七三、二	七三、九七、四	七四、一九、六	七二、七〇、一	七四、四四、四	七四、二九、五	七三、九〇、二	七四、四〇、五	七四、八四〇、九	七九、五〇、七	八一、三〇、八	八二、七〇、四	七六、五四、三	八一、六〇、六	八二、七一、六
七〇、九四、七	七三、八八、六	七二、七三、二	七三、九七、四	七四、一九、六	七二、七〇、一	七四、四四、四	七四、二六、〇	七三、八九、八	七四、三九、一	七四、八三、四	七九、〇五、九	八一、八六、五	八二、六八、七	七六、四七、七	八一、八三、七	八二、六六、七
						四、四	二七、五	一四、四	八、五	四五、三	二七、三	四一、七	二六、六	四三、九	一〇四、九	

二十七年	二十八年	二十九年	以上五ヶ年平均	三十年	三十一	三十二	三十三	三十四	以上五ヶ年平均	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	以上五ヶ年平均	四十
------	------	------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	---------	----

八〇、七五四、〇	八二、一六一、三	八三、八八一、一	八二、二四、三	八四、〇八九、九	八三、七〇九、六	八四、〇五一、一	八四、四九八、二	八五、六四六、二	八四、三九九、〇	八六、一〇五、九	八六、六三〇、九	八六、二八六、五	八五、七四、五	八六、三四六、四	八六、二八、八	八六、五四四、五
----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------

八〇、五八九、三	八一、八九五、〇	八三、四四、九	八一、九四五、三	八三、四九六、七	八二、七五二、八	八三、〇二一、三	八三、二七三、七	八三、九〇四、三	八三、二八九、八	八四、〇三三、二	八四、三八四、二	八四、五〇二、九	八四、九四三、四	八五、五五六、五	八四、六八二、〇	八五、八六七、〇
----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

一六四、七	二六六、三	三八六、三	二六九、〇	五九三、二	九五六、八	一、〇三九、八	一、二四、五	一、七四一、九	一、一〇九、二	二、〇八一、七	二、二四六、七	一、七八三、六	八三一、一	七九九、九	一、五四六、八	六七七、五
-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	-------	---------	-------

四十一年	八六、八四、五	八六、二四、四	七六、一
平年作	八六、一六、九	八四、六八、三	一、四八、六
四十二年	八七、三九、三	八六、七九、六	六五九、七
四十三年			
四十四年			
以上五ヶ年平均			

前表明治十年以降四十一年に至る三十二年間の本縣米作總反別を見るに
 十三年、十七年、十九年、二十五年、二十七年、三十一年、三十七年、三十八年の八ヶ
 年は其各前年より作付を減少せり該八ヶ年中三十一年、三十七年、三十八年
 の三ヶ年を除くの外は何れも洪水又は海嘯の大被害の爲め荒地反別の増
 加したるものにして二十六年の被害の如きは翌年の作付に於て減少を認
 めたり何となれば該年の洪水は十月十四日の出水にして被害區域一市三
 百八十ヶ町村に涉れり然れども十月中旬の浸水は稻の抽穂後なれば草丈

の伸長極度に達せるを以て立毛の半以下に土砂を押入れ荒地成となりたる如きは多少の收穫を得たれば是等の箇所は作付反別中に計上せるが故却て三十七年に於て荒地の爲め作付の減少せるを認め又三十一年の三百八拾町歩の減少は別に差したる理由を認めさりしと雖ども三十七、八年の作付減少は全く陸稻栽培の劇減したるに基因すへし即ち水稻の作付に在つては右兩年共遞次増歩せり而して右三十二ヶ年間の平均一ヶ年の増加反別は四百四十三町九反歩にして尙ほ毎五ヶ年の平均増加率を見るに明治十五年より十九年に至る五ヶ年間に於ては壹千百三拾七町歩なりしが二十年より二十四年に至る五ヶ年は四千六百五拾四町壹反歩、二十五年より二十九年に至る五ヶ年は三千六百六拾町歩、三十年より三十四年に至る五ヶ年は二千百八十四町三反歩、三十五年より三十九年に至る五ヶ年は千八百貳拾九町八反歩となれり斯く二十年より二十四年に至る五ヶ年に最も稻作地の増加を見二十五年より二十九年に至る五ヶ年之に亞き其他の

時期に於ては壹千壹百余町歩乃至貳千百余町なるは之れ明かに綿作の稲作に轉作したる當時増加率の最高を認むるものにして即ち明治二十年頃の綿作反別は五千五百町歩を超過したるも三十年以降は五百町歩以下の作付に減少したればなり是れ蓋し米價の騰貴に促るゝによると雖も又一方には内地綿の不作に加へて外國綿に壓倒せられたるものなり陸稻は明治十八年の四町四反歩の栽培を創始とし逐年増加し卅六年には二千貳百四拾六町歩となれりと雖も陸稻の米味と其價格の遙かに低廉なるが爲め耕地を整理して水稻の作付に勵むるの結果は現時其栽培を減少するに至れり

今明治四十一年作付反別を郡市別に掲ぐれば左の如し

郡市別米作付反別表

郡市名	粳	米糯	米陸	米	計

苦眞阿川上吉後小淺都兒上邑和赤御岡

田庭哲上房備月田口窪島道久氣磐津山

一七九、五^{奇反}
五、八三、〇
四、四八六、三
二、一八二、八
四、〇九八、五
五、三八二
五、五九四、四
五、八二六、四
三、八五四、五
三、〇二〇、七
一、四〇三、二
五、四八二、九
二、六七一、五
二、〇八一、二
三、三五二、八
四、九三六、九
六、二〇一、六

一〇、五^{奇反}
四、五八、〇
三、三七、三
一、九〇、一
二、三六、六
三、六五、三
三、九一、〇
四、三三、九
三、九一、四
三、三三、四
一、三四、四
四、六七、〇
二、九八、九
二、六、六
三、七〇、九
三、九八、三
三、六八、九

一〇、三^{奇反}
一、八六
一、〇、六
四、三
二、六、〇
二、六、六
二、四、三
一、三、五
四、四、七
六、八、五
二、〇、八
五、六、一
四、五、六
五、五
二、〇
一、

一、九〇、〇^{奇反}
六、二九一、三
四、八四二、二
二、三八三、五
四、三三九、四
五、七五九、五
六、〇二一、〇
六、三七四、六
四、三七〇、四
三、三八八、八
一、六〇六、一
六、〇七〇、七
三、〇六、五
二、三八八、四
三、七九、二
五、三七、二
六、五七〇、六

計	勝田田		
	英田米		
久	五、六三、七、六	三八五、二	六、〇三九、三
	二、七〇、三	二五、九	三、〇一五、四
	四、七六、三	三九、二	五、二九、四
	七九、七三、六	六、四四、八	八六、八四、五
勝	七九、七三、六	七六、一	八六、八四、五
	二、七〇、三	二、二	三、〇一五、四
	四、七六、三	九、九	五、二九、四
	五、六三、七、六	一六、五	六、〇三九、三

則ち粳米の作付は總作付の九一、八%糯米七、四%陸米〇、八%にして六千町歩以上を作付するものは苦田、都窪、御津、吉備、勝田、兒島の六郡六千町歩以下四千町歩以上のものは上道、眞庭、久米、赤磐、邑久、淺口の六郡にして其他は四千町歩以下千六百町歩以上にて阿哲、小田、上房、英田、川上、和氣、後月の各郡とす

斯の如く稻作反別の逐年増加するは前述せるか如く米價騰貴に促さる、と雖も亦年々人口の増殖は從て農戸數の増加となり各戸の耕作反別に減少を來たすを以て之か爲め稻作を爲し得へき土地は土功を起して稻作地を造成したるものなるへし而して本縣農家は南部島嶼の少部落の外は專

業と兼業とを論せず苟も農を業とするものは必ず稻作者たるものなれば本縣の農戸數は之を稻作戸數と見做し得べきを以て左に最近十五ヶ年間の農戸數と米作反別とを對比し一戸當の平均作付反別を示さん

本縣農家一戸當作付反別累年表

年次	農戸數	米作付反別	一戸當作付反別
明治二十七年	一四、四七三	八〇、七五四 _可	五、五二五 _反
二十八年	一四八、一五二	八二、一六一、三	五、五二四
二十九年	一四五、四四〇	八三、八八一、一	五、七一九
三十年	一四五、〇三三	八四、〇八九、九	五、七一九
三十一年	一四九、六八二	八三、七〇九、六	五、五八
以上五ヶ年平均	一四六、七五四	八二、九〇八、六	五、六二五
三十二年	一五〇、五三三	八四、〇五、一	五、五五
三十三年	一四八、六五三	八四、四九八、二	五、六二五
三十四年	一四七、六三七	八五、六四六、二	五、八〇〇
三十五年	一四八、八八六	八六、一〇五、九	五、七二四

以上五ヶ年平均	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	以上五ヶ年平均
一四八、五三五	一四八、八四九	一六一、二六七	一六四、六〇二	一六五、五四四	一六六、六〇一	一六五、〇七六
八六、六三〇、九	八五、三八六、五	八六、二八六、五	八五、七四四、五	八六、三四六、四	八六、五四四、五	八六、三六三、三
五、八〇九	五、七二一	五、三二五	五、二〇三	五、二〇五	五、二一八	五、二〇九

前表に依りて之を見るときは農家戸數の増加は稻作反別の増加の比よりも稍や大にして逐年一戸平均作付反別の減少するの傾向を示せり即ち最近十ヶ年間に在つて四十一年以前の五ヶ年平均一戸作付反別の五反貳畝九歩にて三十六年以前の五ヶ年平均一戸作付反別は五反七畝拾壹歩にして差引五畝貳歩を減少せり

今明治四十一年米作に付き郡市別に農家一戸當の作付反別を掲ぐれば左

の如し

郡市別農家一戸當作付反別表

郡市名	農戸數	作付反別	ル一作戸付反對別ス
岡	三〇九	一九〇、〇 _町	六、一五 _歩
御	一〇、五二	六、二九、三	五、九七
赤	七、七三	四、八四、二	六、二一
和	六、三五	二、三八、五	三、八〇九
邑	七、〇五	四、三九、四	六、二三
上	七、五〇三	五、七五、五	七、六三
兒	二、二八九	六、〇二、〇	四、八八
都	一〇、一六一	六、三七、六	六、三三
淺	一五、一〇六	四、三七、四	二、八八
小	一三、一四二	三、三八、八	二、五四
後	五、六三一	一、六〇、一	二、八六
吉	二、六七九	六、〇七、七	四、七六

上川阿眞苦勝英久	房上哲庭田田田米	計
五、七七二	三、〇六六、五	八六、八四、五
七、一九一	二、三八八、四	五、二九四
七、〇九九	三、七二九、二	六、五七〇、六
八、六三三	五、三三七、二	六、〇三九、三
八、二三〇	六、五七〇、六	三、〇二五、四
八、三七一	六、〇三九、三	五、二九四
五、八八九	三、〇二五、四	六、五〇六
七、八六七	五、二九四	五、二七
一六七、三七六	八六、八四、五	五、二七

前表によるときは一戸當の作付反別は苦田郡(七、九二五)を最廣とし小田郡(二、五二四)を最狭とす而して縣下平均作付反別(五、一二七)を超過するものは上道(七、六二三)勝田(七、二〇四)久米(六、五〇六)都窪(六、二二二)赤磐(六、二一一)眞庭(六、一二七)邑久(六、一二三)岡山(六、一一五)御津(五、九二七)阿哲(五、二一六)上房(五、二一三)にして其以下なるものは英田(五、一

○六(兒島(四、八二八)吉備(四、七二六)和氣(三、八〇九)川上(三、三〇四)淺口(二、八二八)後月(二、八一六)なりとす

二、米の收穫量

今本縣に於ける米の收穫量を統計に依り表示すれば左の如し

米の收穫量累年表

年次	總收穫量	一歩當反	水稲收穫量	一歩當反	陸稻收穫量	一歩當反
明治十年	八七九、九四三 _石	一、二二一	八七九、九四三 _石	一、二二一		
十一年	八八七、二六六	一、二四四	八八七、二六六	一、二四四		
十二年	一、〇一一、二五六	一、三六七	一、〇一一、二五六	一、三六七		
十三年	八七一、九三六	一、三三九	八七一、九三六	一、三三九		
十四年	九六七、七九三	一、三三〇	九六七、七九三	一、三三〇		
十五年	八五七、六二四	一、二七九	八五七、六二四	一、二七九		
以上五ヶ年平均		一、二五九		一、二五九		

十六年	七八〇、六六五	一、〇五二	七八〇、六六五	一、〇五二		一、〇〇〇
十七年	七七三、六二三	一、〇六四	七七三、六二三	一、〇六四		
十八年	一、〇六〇、一一〇	一、四二六	一、〇六〇、〇六六	一、四二六	四四	
十九年	八四八、九三七	一、一四三	八四八、六七〇	一、一四三	二六七	九七一
以上五ヶ年平均	八六四、一九〇	一、一六九	八六四、二二八	一、一六八		
二十年	一、二三五、六九二	一、六六一	一、二三五、四八五	一、六六一	、二〇七	一、四八八
二十一年	一、二二二、〇七四	一、六三三	一、二二二、九九五	一、六三三	、〇八九	一、〇四七
二十二年	九三三、〇五一	一、一七三	九三八、五六二	一、一七五	四、四八九	、九九五
二十三年	一、二二〇、二六	一、四八八	一、二〇七、九七四	一、四八八	二、二四二	一、九二一
二十四年	一、〇〇四、三八七	一、二二四	一、〇〇三、八七九	一、二二四	、五〇八	一、二一八
以上五ヶ年平均	一、二二、〇八四	一、四二七	一、二一九、五七七	一、四二八	一、五〇七	一、一九〇
二十五年	九三三、二六三	一、一八〇	九五九、四二二	一、一八二	三、八五一	、九二一
二十六年	一、〇二二、七二	一、二三五	一、〇三〇、八二五	一、二三六	、九四七	、九〇三
二十七年	一、二二六、五七一	一、五一九	一、二三四、八六七	一、五二〇	一、七〇四	一、〇五五
二十八年	一、一八四、一七九	一、四四二	一、一八〇、七四〇	一、四四二	三、四九九	一、二六四
二十九年	一、〇一〇、三三〇	一、二〇五	一、〇〇五、四五三	一、二〇五	四、八七七	一、二六三
以上五ヶ年平均	一、〇八一、二三三	一、一三五	一、〇七八、二五九	一、一三六	二、九六四	一、一〇二

四十四年						
以上五ヶ年平均						

前表により毎五ヶ年間の平均収量を見るに十五年より十九年に至る五ヶ年間に於ては十年より十四年に至る五ヶ年間に比し五萬九千四百拾九石を減し又二十五年より二十九年に至る五ヶ年間に於ては二十年より二十四年に至る五ヶ年間に比し三萬九千八百六拾壹石を減少するの事實を示すと雖も其他の時期に於ては大に増收し平均毎五ヶ年に約九萬四千石の増收をなしつゝ、あることを知るへし

次に一反步當りの収量は毎五ヶ年間平均を對照するときは多少の不秩序的の増量を見るへしと雖も十年より十四年に至る五ヶ年間に於て壹石貳斗六升九合に過ぎさりしもの最近三十五年より三十九年に至る期間に於ては壹石六斗壹升九合の多きに達せり又以て如何に米作の進歩したるやを知るに足るへし爾して前表三十二ヶ年を通覽するに最も豐作を得

たるものは四十年にして平均一反歩の收穫量は一石八斗六升八合に當り
三十七年の壹石八斗六升貳合、四十一年の壹石八斗三升五合、三十一年の一
石七斗六升七合、三十九年の一石七斗三合、三十六年の壹石六斗九升貳合、三
十四年の壹石六斗八升五合、二十年の壹石六斗六升壹合、二十一年の壹石六
斗三升三合、三十三年の壹石五斗四升五合、二十七年の壹石五斗一升九合、三
十八年の壹石五斗一升五合順次之に亞くの豐作なりしか凶作減收の最も
甚たしきものは三十二年の反當九斗七升四合にして三十二ヶ年間に於て
石代以下の收量に減少したるものは該年の外之れなし之に亞くべき凶作
は十六年の壹石五升貳合十七年の壹石六升四合、十九年の壹石壹斗四升三
合、三十年の壹石壹斗四升六合、十五年の壹石壹斗五升九合、二十二年の壹石
壹斗七升三合、二十五年の壹石壹斗八升なりとす

斯く本縣米作三十二ヶ年間の變遷に付凶作の原因を按するに被害の最も
甚しきものは氣候の不順の爲め生育不良なるに病害の蔓延にして風害、水

害虫害旱害等なり即ち三十二年の凶荒は氣候の不順にして七八九月を通して四十七%の降雨日數に及び氣溫低くして稻の發育不良なるに加へて葉鏽病縣下各地に蔓延したるを以て米作反別は平年に比し千八百三拾七町五反步前年に比し三百四十一町五反步を増すに拘はらず其收穫に至りては之を平年に比し二十六萬二千四百五十五石前年に比すれば實に六十六萬十三石を減收せり概するに平年に比し反別に於て二分を増加し收量は二割四分余其反當は二割六分の減收たり、風害は風向の關係に由り被害に多寡ありと雖も耕作地の全般に涉れるを以て其災害する所も亦大なり水災も出水の時季により被害の程度大に異なるべきも概して風害に比すれば被害の區域狹小なるへしと雖も十三年、十七年、十九年、二十五年、二十六年の洪水及海嘯は荒地反別浸水區域頗る濶大なり虫害は三十年を以て最も被害の甚たしきものとす該年は插秧以來稻作に適良なる氣候なるを以て生育良好なると作付反別平年に比し千五百四拾四町九反步前年に比し

二百六拾壹町八反歩の増加にも拘はらず收穫は平年に比し十二万二千四百九十二石前年に比し四萬六千六百四十五石を減するの被害を受けたり然れども當時は害虫の經過習性周知せられすして驅除豫防の方法も亦不完全たるを免れすと雖も幸に被害を免れたる箇所は前年より增收せり由て縣下の總收穫量に於ては非常の凶作に至らずして平年に比し一割一分余の減收に止まれり、旱害は其區域一層狭くして却て温度高きか爲め土壤肥料の分解を善くし生育良好なれば之か出來増得へき土地廣潤なるを以て全般に亘り觀察するに他の災害を蒙らざるときは却て豐饒なるべく所謂農家の乾年に不作なしと稱する此謂なるへし

今明治四十一年産米收穫量を郡市別に掲ぐれば左の如し

郡市名	御 岡		計
	津	山	
粳	五、〇八三石	三三、一九	
米	二、三二	八、四八二	
糯			
米			
陸			
米			
計	二、四九	一三、八四九	五、四四五石

英勝苦眞阿川上吉後小淺都兒上邑和赤

田田田庭哲上房備月田口窪島道久氣磐

八五、九四六
四九、四六〇
九四、七三六
二七、七二六
一一、二八八
一三九、三八〇
七七、八六〇
五四、九四四
二五、六七三
一〇六、七〇一
四〇、六二四
二四、二二五
四〇、一九八
七五、一五二
一〇〇、五一五
七六、三八九
四二、七四四

五、九〇一
三、九七八
四、九八二
八、四二八
八、一五一
九、四九一
六、八八二
五、四五九
二、一〇一
八、三四一
三、六五五
二、九五三
四、〇〇六
五、三五四
五、三三九
四、二六〇
二、七九六

一六六
二〇二
七六
七三
三四八
一、二八
一、六六七
五三三
九七七
一、八八八
八八七
三五四
三一
一七
一
八五
一七

九一、〇四三
五三、六四〇
九九、八三四
三六、八六六
一二九、七八七
一四九、九九九
八六、四〇九
六〇、九三五
二八、七五一
一一六、八六〇
四五、一五六
二七、五三三
四四、二三五
八〇、五三三
一〇五、八四五
八〇、七三四
四五、五五七

久米	合
六七、五九四	計
一、四七九、三八七	
四、六二七	
一〇五、四二七	
二二三	
九、四二〇	
七二、三三四	
一、五九四、二三四	

前表により米の産額を見るときは都窪郡の拾四萬九千石を第一とし上道御津兒島吉備苦田郡之に亞き何れも拾萬石以上を産せり其他に在りては邑久赤磐淺口勝田眞庭郡其産額八九萬石を産す

更らに明治四十一年産米に付き一反歩當りを郡市別に掲ぐれば左の如し

四十一年産米郡市別一反歩收量表

郡市名	粳	糯	陸	平	均
岡山	二、八三三 _石	二、四九六 _石	一、二三七 _石		二、七六一 _石
御津	二、一八	一、八五三	一、二三七		二、〇九六
赤磐	一、九一五	一、七四九	一、〇五三		一、九〇二
和氣	二、二六六	二、〇九〇	一、九五		二、二五二
久米	二、三三	二、一〇九	一、七六七		二、三〇二
上道	二、三七九	二、三〇七	二、七七八		二、三七六

兒都淺小後吉上川阿眞苦勝英久平	島窪口田月備房上哲庭田田田田米均			
二、一六八	二、三九二	二、〇二〇	一、八一九	一、八三〇
一、九四六	一、五二〇	一、一六三	一、一九五	一、五二二
一、六二三	一、三三三	一、七八六	一、五八二	一、五〇五
一、六八八	一、七五四	一、三〇八	九八六	二、〇〇六
一、六八八	一、六八八	一、四九〇	一、四九〇	一、七九八
一、五六三	一、五六三	一、四二六	一、四二六	一、七九〇
一、二八	一、二八	七七六	一、一五三	一、一五三
一、〇八〇	一、〇八〇	五五四	一、一八六	一、一八六
一、三四四	一、三四四	八五〇	一、五〇九	一、五〇九
一、四四四	一、四四四	一、〇〇〇	一、六二二	一、六二二
一、〇六	一、〇六	五二〇	一、三三二	一、三三二
一、二八九	一、二八九	一、二四二	一、四二〇	一、四二〇
一、六三八	一、六三八	一、三三五	一、八二六	一、八二六

前表により觀るときは一反歩收量の最高なるものは岡山市の二石七斗六

升一合なりと雖も市街附近の僅々百九拾町歩の平均收量なれば多穫なるは勿論なりとす而して備前備中南部(小田郡ヲ除ク)の各郡は平均收量以上にして備中北部、美作の各郡は何れも平均收量を下り殊に川上阿哲の如きは六斗八升三合乃至六斗五升の差ありとす

三、米の輸出

今明治三十六年以來の本縣產米輸出統計を示せば左の如し

本縣產米縣外輸出額

年次	玄		米		白		米	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
三十六年	105,103 石	一、三九四、九一 円	三、二六〇 円					
三十七年	130,284 石	一、七三三、四七四	三、二九〇					
三十八年	三三八、五九	二、九〇四、九七三	三、七〇〇					
三十九年	三〇七、三七	四、四三八、六六八	一四、四四〇					
四十年	三三、一〇〇	五、一三九、六八一	一六、三二〇		三六、二八 石	二七〇、九五 円	一、一〇〇 円	

以上五ヶ年平均					
四十一	年	二七、三〇六	三、〇四二、二八四	一四、〇〇〇	—
四十一	年	三二、六〇七	五、〇七一、七二	一五、七〇〇	一五、五〇〇
				二五、三三	一、四一、一〇二

備考 玄米は米穀検査規則に依り取扱たる輸出數量にして白米は美作輸出白米同業組合の検査したる數量とす而して三十六七年の輸出數量の僅少なるは時局前に相當し兩備地方に於て盛に白米輸出をなしたるに基因するなるへし

輸出玄白米の數量比較

年次	輸出總數量	輸出玄米數量	比較	輸出白米數量	比較
四十	四四一、三八 _石	三一五、一〇〇 _石	七、%	一二六、二八 _石	二九%
四十一	四四六、八三九	三二一、六〇七	七、	一二五、三三	二八

今更らに輸出玄米を輸出區別により掲ぐれば左の如し

年次	輸出検査俵數	生産検査不合格米輸出俵數	海外輸出俵數	輸出總俵數
三十六年	二七〇、二九六 _俵	—	三〇〇、二八三 _俵	三〇〇、五七九 _俵
三十七年	二九九、六〇八	一六、五六三 _俵	九、五四〇	三二五、七一
三十八年	五九、二八五	四〇、一二一	一二、〇八九	五七一、三九五
三十九年	六六〇、六二五	三三、七九六	二四、〇五五	七六八、四六八
四十年	六七〇、二八四	九六、九三五	一八、五三三	七六七、七五一
四十一年	六六九、一二七	一二、九二七	一二、九七三	八〇四、〇一七

三十六年生産検査不合格米の輸出數記載なきは届出の規定なかりしか
爲め調査し難し

本縣産米の輸出は前表の如く年一年と増加したり今試に米穀検査創始後の各年産米輸出成績を左に掲ぐ

産米年度	査輸 俵出 數檢	合 格	不 合 格	合 格 歩 合
三十六年	三六、六八 ^俵	二七、八〇 ^俵	九、八七 ^俵	七六 ^割
三十七年	四七、五二	四六、一三	六一、三九	八六九
三十八年	六六、三六	五三、二六九	八三、三六七	八七一
三十九年	六七、〇〇三	五九、七五	七四、二八七	八八九
四十一年	七五、五七三	六四、三二	一〇六、二六三	八五九
四十二年	二四、八二六	一九、三六	四、四九	八一

三十六年産米は大部分三斗五升俵にして三十七年産米以後は全部四斗俵なりとす而して本調査は四十二年三月末日の計算なれば四十一年産米の如きは僅かに五ヶ月間の検査數なるを以て其數甚た少なし

前述の輸出米販路は從來其大部分兵庫市場なりしものも検査施行以來米穀改良の結果漸次直接消費地に仕向けらるゝに至り亦價格の如きも消費地に取引せらるゝものは兵庫市場に比し約四拾錢方高値に在り斯かる狀

況なるを以て優良品は益々消費地に吸収せられ自然關西相場を左右する
兵庫市場に比較的不良品の輸出せらるの止むを得ざるに至れり今左に最
近四ヶ年間輸出入の仕向地を國別に掲ぐ

仕向先	播磨津庫内泉伊勢山城張濃河									
	(兵庫)									
三十八年	三、九四〇 _俵	三、五九三	三、五〇、九七九		一六、四九六		二〇、四九三			
三十九年	五、五七七 _俵	四、三九三	四、二六六	六二五	四、三五八	四、八四六	四七三	八、〇三六	四、四九	
四十年	五、〇三三 _俵	三、七四三	三、七四五		八、四二〇	九、四八九		二、九七三	四、五三	九〇
四十一年	二、〇七八 _俵	三、五九	三、五五		一〇、〇三	六、〇八		二、一七四	一、九四	六七

其北淡阿讚伊安備因但信下武相甲駿遠

海

他道路波岐豫藝後幡馬濃野藏摸斐河江

四四、五〇一
八、五〇四
一、六〇〇
九、二一八
六六、四九一
八、二七三
二、二九九

三、八八〇
三三〇
三、三二二
三、四四元
五四、三九四
一六、五八二
一、四九四
一、二四七
二四、九八〇
一、三八五
四九三
二、七三二

七、五七四
二、〇五六
一九、五二二
二、五六一
九四、四九〇
二〇、五五五
五三
六四七
一、三九
八、八六一
二、五八〇
一一三
二二三
一、四九八

四、九九九
一、二九五
一〇、八〇四
二〇
五四、五三
二、一五一
二九三
八八
一、四三四
一、五〇
三三、〇五二
六〇、三七
二〇七
二、九八八
二、八七五

合

計

五五九、三〇六

七四四、四三三

七九、二九

七九、〇四

三十八九年の「其他」は前記國名中に輸出したるものなるも調査上區別し難きを以て合算したり

四、米の市價

米の價格は作柄の豊凶により支配せらるゝことは勿論なりと雖も周圍の事情に由りて變動を來たすことも亦大なり然れども全國重要な産物は各地市價共通せるを以て一縣に於ける米價は本邦に於ける米穀相場の如何を推測するに足るへし今左に本縣に於ける玄米相場の累年表を掲ぐ

岡山、玉島、津山玄米相場累年表

年次	地名	最高	最低	平均
十二年	岡山、玉島、津山	二〇、八九七 八、九四三 八、三九九	六、二〇 五、八七六 五、七六七	七、七二七 七、二二八 六、九七七

十	十	十	十	十	十	十
九	八	七	六	五	四	三
年	年	年	年	年	年	年

津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡

山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山

五、五〇〇 六、六四〇 五、八四八 五、九三〇 五、四九七 五、八四〇 五、九七九 六、一六二 八、五五七 九、二六六 八、八六三 八、八六三 九、八七一 一〇、〇六三 一六、一七三

四、七〇〇 五、〇三五 三、六九八 三、九七九 四、〇八九 五、〇二五 五、五〇七 五、二五四 六、三四一 六、七七七 六、九三三 六、九三三 七、三九九 七、七五五 八、一七〇

五、〇三二 五、七四四 四、八八三 五、〇九五 四、九五三 四、九五三 五、〇二五 五、〇二五 五、〇二五 八、五七三 八、七九四 九、一八三 九、二〇三 九、六〇四 九、九五八

二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年
------	------	------	------	------	------	-----

津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡

山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山

七、八八〇 八、八二七 八、八二七 六、九八七 七、五七五 七、七二二 七、四六一 七、五〇〇 七、四四六 九、一六一 一〇、二三五 一〇、五七五 七、〇七〇 六、八四七 七、五五〇 四、三五五 四、五七五 五、一三〇 ？ ？ 四、八五〇

五、八三五 六、一五八 六、二九六 五、九〇一 六、二三四 六、四七八 六、五〇〇 六、五五〇 六、〇三二 六、一七〇 六、四六六 三、八二五 四、三五〇 四、四三〇 三、五八七 三、八〇〇 三、八七〇 三、八七〇 ？ ？ 四、一〇〇

六、八三三 七、一〇〇 七、三四三 六、八五六 六、九七八 七、二七〇 六、四三七 六、八四六 七、〇〇二 七、五九六 八、〇六一 八、六三四 五、二八 五、三八五 五、六六七 三、九八三 四、二六九 四、三四八 ？ ？ 四、四六六

三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年
------	------	------	-----	------	------	------

津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡

山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山

一三、三二七 一三、五〇〇 一三、〇〇六 一三、三三九 一二、九〇〇 一三、五四三 一六、三七六 一六、八七〇 一六、七三六 一二、八三三 一四、一〇七 一三、五一九 九、六八五 九、五一〇 九、四二六 八、五〇〇 八、四九七 九、五〇六 九、八九〇 九、六六六

一一、三〇〇 一〇、五〇〇 九、七五四 八、二五 七、八〇〇 七、八九一 九、一六七 九、〇五〇 九、〇四八 九、三七五 九、五二五 九、七〇三 八、五四八 八、一九五 八、四〇二 八、〇四八 八、五〇〇 七、八七七 八、〇三二 七、六〇六 八、二五七

一一、〇五八 一一、六〇二 一〇、九九二 九、九七三 一〇、〇〇五 九、八五六 一三、六二一 一四、三二一 一三、八五九 一一、二五七 一一、五〇九 一一、五一〇 九、二四 九、〇三 八、七八八 八、二八二 八、八〇〇 八、一七七 八、五〇四 八、五二 八、六三三

四 十 年	三 十 九 年	三 十 八 年	三 十 七 年	三 十 六 年	三 十 五 年	三 十 四 年
-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡 津玉岡

山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山 山島山

一八、三〇〇 一六、八三〇 一七、三二七 一五、二五〇 一五、四五〇 一五、七〇八 一三、四〇〇 一三、九〇〇 一二、九二三 一四、〇一七 一五、五〇〇 一四、一九八 一四、七二七 一五、八〇〇 一四、二三五 一三、七〇〇 一三、八〇〇 一三、七四八 一五、〇二八 一五、五〇〇 一四、七一九

一四、九七〇 一五、六〇〇 一五、五九九 一二、九八〇 一二、三〇〇 一二、七九〇 一二、九六七 一二、九〇〇 一二、八六〇 一二、四三三 一二、三〇〇 一二、四六四 一二、五〇〇 一二、六〇〇 一二、五七〇 一〇、二五〇 一〇、八〇二 一〇、一〇〇 九、六〇〇 一〇、五〇〇 一〇、六三二

一六、五八一 一六、三〇八 一六、二四六 一四、二二九 一四、七三〇 一四、二九八 一二、五一五 一二、四二九 一二、四五一 一二、一四〇 一二、九八八 一二、〇五六 一二、三三九 一二、四五〇 一二、二二三 一二、〇五三 一二、四三二 一二、二九二 一一、九六五 一二、二九九 一二、〇〇四

四十一年

津玉岡

山島山

以上は備前、備中、美作の市街地玄米相場を掲ぐると雖も明治二十二年以降のものは中米相場にして二十一年以前のものは物價表に因れる平均相場なりとす

岡山市玄米相場各月別累年表（二十一年以前ハ平均相場、二十二年以後ハ上米相場）

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
十二年	六、三〇二	六、二六六	六、二〇〇	六、六二二	六、八六五	七、六六五	八、一九〇	九、三〇〇	一〇、八七七	八、六二二	七、五五〇	八、〇三三	七、七七
十三年	八、七〇〇	八、八〇五	九、一三五	九、七二二	九、九六二	九、八六七	一〇、七五四	一〇、七七一	一一、七三三	一〇、〇八八	一〇、九七七	一〇、〇八五	九、九五六
十四年													九、一八三
十五年													七、五六七
十六年													五、七二九
十七年	四、〇八九	四、七五二	五、〇九七	五、一四四	五、四八八	五、四九七	五、一〇八	五、〇〇五	四、六三〇	四、一七七	四、七五四	五、二二三	四、九五四

十	八	年	五、七六〇	六、一〇〇	六、〇八〇	五、九七五	五、四九七	五、六二七	六、一九八	六、六四〇	五、七九七	五、二〇八	五、〇三三	五、一〇九	五、七三四
十	九	年	四、九〇〇	四、七七五	四、八三五	四、八二五	四、八五五	五、〇五〇	五、一〇〇	五、〇二五	五、〇〇〇	五、二二五	五、四〇〇	五、三〇一	五、四六六
二	十	年	四、六九〇	四、七〇〇	四、六〇〇	四、四六〇	四、五五五	四、六六〇	四、三〇五	四、二七五	四、四〇〇	四、三七五	四、三三五	四、四七五	四、五七三
二	十	一	年	四、三八六	四、五三三	四、五五四	四、五四四	四、三三九	四、一〇〇	四、三七〇	四、八五五	四、四九〇	五、一五〇	四、七六〇	四、八七三
二	十	二	年	四、六四〇	四、六三五	四、六四〇	四、六八〇	四、六五〇	五、〇七〇	六、三九五	七、二九五	七、二九五	七、一〇〇	七、二〇〇	八、七八七
二	十	三	年	八、〇五〇	九、六〇〇	八、七五〇	八、九〇〇	九、一〇〇	一〇、六五〇	一〇、六〇〇	九、七五〇	九、一五〇	七、一〇〇	六、七〇〇	八、七五七
二	十	四	年	六、八五〇	七、〇五〇	七、〇〇〇	七、一四四	六、九五五	六、八八八	七、〇三三	七、一三八	七、一〇〇	七、五九〇	八、一七四	七、九四八
二	十	五	年	八、〇〇〇	七、九三七	七、七四九	七、六八五	七、五五五	七、三六二	七、二九二	七、七六〇	七、八四〇	七、六〇〇	七、四九〇	六、八一〇
二	十	六	年	六、六〇九	六、六四〇	六、八一九	六、九三八	六、九三三	七、三三七	八、五三三	八、五三七	九、一六九	八、三六八	七、九七一	七、六三三
二	十	七	年	—	—	八、五七九	—	八、九二一	—	一〇、〇三七	—	—	—	八、五八四	九、〇五五
二	十	八	年	八、三九二	八、七〇二	八、八八〇	八、九八一	八、七三二	八、九五七	九、二八六	九、二二一	九、一〇〇	九、〇三〇	八、九四二	八、八八八
二	十	九	年	八、六六一	九、一一九	九、七九	九、一七四	九、三三三	九、九五五	九、八三四	一〇、〇四七	一〇、四七五	一〇、四九〇	一〇、三六八	九、六八五
三	十	年	一〇、〇八	一〇、七三三	一〇、五五六	一〇、六〇八	一〇、四四二	一〇、一八九	一〇、二四五	一〇、一〇九	一〇、三三二	一〇、四九三	一〇、四九三	一〇、三九九	一〇、九五九
三	十	一	年	一三、一五五	一四、一四三	一五、四〇三	一六、八七七	一六、〇〇〇	一六、四七五	一七、一五九	一六、八七五	一四、四九二	一三、二九二	一〇、五七五	一四、四四四
三	十	二	年	九、八二六	一〇、五三七	一〇、三五一	九、八二四	九、三四	九、一四七	八、五九一	八、三〇八	九、一四八	一〇、七六六	一〇、四六四	一〇、三五二
三	十	三	年	一三、六三八	一三、一〇〇	一三、〇三九	一三、八七二	一〇、九五五	一三、〇六三	一三、四九九	一三、〇三五	一三、六八五	一三、五五五	一三、六九二	一三、九五九

本縣改良米は米穀検査施行後幾干の市價を高く得たるやを知らんとせば先づ規則施行前に於ける市價と施行後に於ける市價を他縣産米に對照比較せざるべからず依て兵庫米穀市場に就き規則施行前三十五年産米累年

賣買相場の對照調査を左に掲ぐ

三十五年産米 (前改良) 米 産 度 年 五 十 三												産米 年度
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	年
十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	月
年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	防長米と備前米の對照	
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	
三、九四〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	一四、九三〇	
三、二六〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	一四、〇七〇	
六八〇	八六〇	七九〇	一、〇一〇	一、〇六〇	一、二一〇	一、三四〇	一、四一〇	一、五八〇	一、七五〇	一、九二〇	二、〇九〇	
三、二八〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	一四、〇九〇	
二、九六〇	一三、八二〇	一三、九一〇	一四、〇一〇	一四、一〇〇	一四、二〇〇	一四、三〇〇	一四、四〇〇	一四、五〇〇	一四、六〇〇	一四、七〇〇	一四、八〇〇	
三三〇	二八〇	〇九〇	一七〇	三三〇	三七〇	四四〇	三六〇	四七〇	五三〇	二一〇	〇八〇	
三、五五〇	一三、八六〇	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	一三、五六一	

				米 產 年 六 十 三													
三	二	一	三	平	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三
月	月	月	年	均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年
一三、二九〇	一三、四四〇	一三、八六〇	一三、一十八年	一四、一五七	一三、九七〇	一四、〇四〇	一五、〇二〇	一五、四六〇	一四、五〇〇	一三、八二〇	一三、六六〇	一三、九一〇	一三、七五〇	一三、九四〇	一四、二二〇	一三、七二〇	一三、一十七年
一三、七六〇	一三、〇六〇	一三、二九〇		一三、七三三	一三、六七〇	一三、八〇〇	一四、七六〇	一四、九四〇	一四、二〇〇	一三、三六〇	一三、二四〇	一三、二九〇	一三、二二〇	一三、五一〇	一三、八九〇	一三、三九〇	
五三〇	三八〇	五七〇		三八四	三〇〇	二四〇	二五〇	五二〇	三〇〇	四五〇	四二〇	六二〇	五三〇	四三〇	二二〇	三二〇	
一二、〇〇〇	一二、二六〇	一二、四四〇		一二、〇一六	一二、七七〇	一二、六七〇	一二、六四〇	一四、二四〇	一三、六九〇	一二、八二〇	一二、二〇〇	一二、四七〇	一二、五七〇	一二、九〇〇	一二、三四〇	一二、八八〇	
一二、二九〇	一二、四九〇	一二、七三〇		一二、二八七	一二、〇二〇	一二、〇一〇	一二、九五〇	一四、三九〇	一三、八五〇	一二、九八〇	一二、七九〇	一二、一一〇	一二、八二〇	一二、一一〇	一二、四八〇	一二、九三〇	
△二九〇	△二三〇	△二八〇		△二七二	△二五〇	△三四〇	△三一〇	△一五〇	△一六〇	△一六〇	△五九〇	△六四〇	△二五〇	△二二〇	△一四〇	△〇五〇	

三 十 八								三 十 七 年 產 米									
三十九	二	三	四	五	六	七	平	四	五	六	七	八	九	十	十	十	
年	月	月	月	月	月	月	均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
一四、三五〇	一四、三三〇	一四、四六三	一四、五〇〇	一四、八〇〇	一五、一三〇	一五、二八〇	一三、八六二	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、〇五〇	一三、九八〇	一三、七六〇	一三、六〇〇	一三、一六〇	一三、二〇〇	一三、二八〇	
一四、一八〇	一四、三五〇	一四、四四二	一四、四二〇	一四、八三〇	一五、一四〇	一五、二六〇	一三、三〇七	一四、〇七〇	一四、三四〇	一三、七六〇	一三、六四〇	一三、五〇〇	一三、七二〇	一三、八八〇	一三、七〇〇	一三、八九〇	
一七〇	△〇二〇	〇二二	〇八〇	△〇三〇	△〇一〇	〇二〇	三七五	三五〇	二六〇	二九〇	三四〇	二六〇	四四〇	二四〇	五二〇	三三〇	
一三、一四〇	一三、三〇〇	一三、三二八	一三、三六〇	一三、八一〇	一四、一三〇	一四、〇四〇	一二、三九四	一三、一〇〇	一三、五一〇	一二、六八〇	一二、五六〇	一二、四七〇	一二、九一〇	一二、九五〇	一二、九四〇	一二、九〇〇	
一三、四一〇	一三、五四〇	一三、六三三	一三、七三〇	一四、一三〇	一四、四一〇	一四、四六〇	一二、七二二	一三、三八〇	一三、七五〇	一三、〇四〇	一三、〇三〇	一二、八九〇	一二、三〇〇	一二、二七〇	一二、二三〇	一二、一七〇	
△二七〇	△二四〇	△一九五	△三七〇	△三二〇	△二八〇	△四二〇	△三二八	△二八〇	△二四〇	△三六〇	△四七〇	△四〇〇	△三九〇	△三三〇	△二八〇	△二六〇	

米 産 度 年 九 十 三										米 産 度 年					
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	平	十	十	十	九	八
十										二 一					
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	均	月	月	月	月	月
一七、八四〇	一八、三〇〇	一七、七九〇	一七、七五〇	一七、二八〇	一六、七七〇	一六、三三〇	一六、一七〇	一六、一〇〇	一五、七四〇	一五、一七九	一五、四三〇	一五、八八〇	一六、五二〇	一六、二二〇	一五、三四〇
一七、六六〇	一八、三四〇	一七、六二〇	一七、七五〇	一七、二二〇	一六、八〇〇	一六、三〇〇	一六、二六〇	一六、〇三〇	一五、六〇〇	一五、二三〇	一五、四三〇	一五、六〇〇	一六、五一〇	一六、〇五〇	一五、二五〇
一八〇	△〇三〇	一七〇	〇	〇七〇	△〇三〇	△〇八〇	△〇九〇	〇七〇	一四〇	〇五六	〇	二八〇	〇	〇七〇	〇九〇
一六、四二〇	一七、三三〇	一六、四九〇	一六、五三〇	一六、一六〇	一五、七五〇	一五、五三〇	一五、六二〇	一五、四三〇	一四、四〇〇	一四、〇四一	一四、三六〇	一四、四八〇	一五、二六〇	一四、九二〇	一四、三六〇
一七、一一〇	一七、七五〇	一七、〇四〇	一六、七七〇	一六、四三〇	一五、九八〇	一五、六五〇	一五、六二〇	一五、六一〇	一五、〇七〇	一四、四四〇	一四、七七〇	一五、〇一〇	一五、九六〇	一五、五三〇	一四、七二〇
△六九〇	△四二〇	△五五〇	△二四〇	△二七〇	△二三〇	△二二〇	〇	△一九〇	△六七〇	△三九九	△四一〇	△五三〇	△七〇〇	△六一〇	△二五〇

米 產 度 年 十 四																
平	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	平	十	十
均	二	一	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年	均	二	一
一六、四九一	一四、五八〇	一五、八六〇	一六、三六〇	一六、五〇〇	一六、八六〇	一六、九〇〇	一六、七八〇	一六、七〇〇	一六、七〇〇	一六、七〇〇	一六、八〇〇	一六、八〇〇		一七、〇〇〇	一六、八四〇	一七、〇〇〇
一六、六五九	一四、七六〇	一六、〇六〇	一六、五一〇	一六、八五〇	一七、〇三〇	一七、一〇〇	一六、九〇〇	一六、八五〇	一六、九五〇	一七、〇一〇	一七、〇〇〇	一六、八九〇		一七、七〇〇	一六、六八〇	一六、九三八
△ 一六八	△ 一八〇	△ 二〇〇	△ 一五〇	△ 二七〇	△ 一七〇	△ 一九〇	△ 二二〇	△ 一五〇	△ 二五〇	△ 二九〇	△ 二〇〇	△ 〇九〇		四〇〇	一六〇	〇八〇
一五、三六一	一四、一七〇	一四、九六〇	一五、三四〇	一五、五四〇	一五、五八〇	一五、五四〇	一五、三七〇	一五、三九〇	一五、六一〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六三〇		一五、九〇〇	一五、九七〇	一五、九六〇
一五、七八八	一三、九五〇	一四、九六〇	一五、八四〇	一六、三六〇	一六、五六〇	一六、四六〇	一五、九七〇	一五、七四〇	一五、八六〇	一五、八二〇	一五、八四〇	一五、八五〇		一六、五〇〇	一六、一五〇	一六、三〇七
△ 四〇七	△ 二二〇	△ 〇	△ 五〇〇	△ 八二〇	△ 九八〇	△ 九二〇	△ 六〇〇	△ 三五〇	△ 二五〇	△ 二二〇	△ 二四〇	△ 二二〇		△ 六〇〇	△ 一八〇	△ 三四七

前表に依るときは三十五年度産米（改良前）に於て對照差額の最高は一石に付防長上米にて壹圓五拾貳錢播州中米にて五拾參錢なりしか爾後年一年と接近し終に四十一年度産米に在つて一ヶ年平均に於て備前上米は防長上米を拾六錢八厘全中米は播州中米を四拾錢七厘抽んでたり

五、米の検査

本縣産米は由來全國中に嶄然頭角を抜き殊に備前米の如きは夙に其名を博ふし天文元年諸國産米調には上等米に位し寛永正保の際には石戸米（備前）の名を以て知られ維新以前に於ては兵坂其他の市場に於て歡迎せられ諸國産米に比し些の遜色なく價格も亦常に上位を占め他の垂涎措かざる所なりしか貢納制度の廢止せられてより年一年粗雜に流るゝにより明治十一年十一月には縣下産米の調製粗惡に付價格減却聲價頹敗せるを以て注意精製すべく甲第四百四十四号を以て達し十五年六月米の俵造粗零に流

れ海陸運輸の爲め散佚甚多なるを以て俵製荷造に改良注意すべく諭達せらるゝも益粗雜に流れて低止する所を知らざるものゝ如し十九年三月勸業諮問會に於て米穀改良實施の方法を諮問す爾來縣下の重要問題として官民の間に唱道するに至れり而して各郡に於ては之か改良實施の爲め規約を結びて改良に着手したるもの三十一年に至りては數郡に及へり就中都字郡改良米の如きは其聲價を博ふし地方普通米に比し拾五錢乃至貳拾錢の格上を以て取引せられ縣外仕向地より多數の注文を受くるに至れりと雖も奸商等の詐術を其間に逞ふするあり一時の利益に眩惑する當業者ありて永續するに至らざりしは甚遺憾とする所なりとす降て二十五年の水害後に至りては尙ほ一種厭ふべき混合米の弊起り精粗異種を混合し徒らに奸譎の手段を弄し一時の小利を貪り以て能となし甚だしきに至りては故らに粃又は秕を混し或は濕氣を施し黠猾詐僞至らざる處なく終に此手段を以て一種の技術と稱するに至る抑も惡弊の此極に達せし所以は水害

の當時其水押米に他の良米を混して之を賣却し以て暴利を得たるに起因すと云ふ此の如く生産者既に粗雜の米を製し販賣者之を混合し續々市場に搬出するに至りたるを以て聲價益々失墜し本縣産米の格付を低下するに至らしめたり爰に於て米製改良の聲は愈高まり或は縣廳に建議し或は組合を設けて其弊を矯正せんとし熱心に奔走盡力せしものありと雖も時機未だ到らずして其目的を達する能はず縣廳に於ては他府縣に於ける改良の事蹟を調査し本縣施設の參考に資せんとし三十一年勸業調査委員二名を選任し防長米改良の事蹟を調査せしめ或は本縣主務員を能本縣に派遣する等調査考究する所あり越て三十二年に至り米穀同業組合設置の件を岡山縣農會に諮問せしに同會に於ては組合費壹萬五千圓を縣費より補助し組合を設置せしむるを可とし其旨答申せり依て有志者は時機大に熟せりとし此舉に囑望せしが不幸にして當年縣下各地方風水害を蒙り米の收穫を減し嘆聲四方に起り縣費も亦多額の臨時費を要するに至り其時

機にあらざるを以て止むを得ず往葦延期すること、なりたり依で三十三年に至りては諭告及訓令を發し

●岡山縣諭告第五號

(明治三十三年十月六日)

本縣下産米は其質善良にして輸出米中常に其上位を占めたりしか輓近其聲價非常に墜落し之を防長改良米に比すれば其市價每石五拾錢乃至壹圓以上の差異あるを見る本縣下産雄町種の如きは之を防長産都白玉種等に比すれば其質の上位に居るに拘はらず如此價格の低下なるは竟畢乾燥調製の粗惡なるか爲に外ならず抑も縣下産出の米穀は年々豊凶ありと雖も平年の産額百八萬餘石の上に出つ若し夫れ乾燥調製等改善の結果每石壹圓の價格を高むるを得ば壹百餘萬圓の巨額は多勞を要せず些々たる注意に因り容易に收得し得らるべきなり今翻て農家一年の業務を観察するに種子の撰擇に肥料の施用に耕耘に栽培に害蟲驅除に夏樾秋收其勞費を吝ます孜々勤めたりと云ふへし然るに之を收納する

に當り些少の勞費を吝み乾燥調製不完全なるか爲め良美の生産物も其本分の價值を得ること能はず壹百餘萬圓の金額を消滅せしむるは所謂功を一簣に缺くものにして洵に可惜の事なりとす當業者宜しく協同一致奮て之か改善の策を講し終歲勤勞の一部をして空しく水泡に歸せしむるの憾なきを期すへし

岡山縣訓令第六十四號

(明治三十三年十月六日)

今股諭告第五號を以て米製改良の儀諭告せしに付ては左記に記載の條項を目的とし郡町村農會等を督勵し十分の効果を得へき様取計ふへし

- 一、稻の刈取は熟期を過らず且つ粃の乾燥に十分注意すへし
- 二、玄米の調製は粃、粃、碎米、土砂等を除去すへし
- 三、異種は勿論同種なりと雖も品位の差違甚しきものは混交すへからず
- 四、俵造は二重とし左の方法によるへし

(俵造方法省畧)

米製改良の必要を論したるも弊害既に極点に達したる事とて當局者如何に熱心誘導するも改良の端緒だに啓くに至らざりし是に以て縣廳に於ては諸般の調査をなし利害を考究し一郡市毎に組合を設置せしめ更らに聯合會を組織するの方針を執り組合を設けたるものには縣費より補助費を與ふる事とし先づ主要地たる旭東四郡より漸次之を縣下全体に普及せしめんとし勸誘獎勵大に組合の成立に努めたりと雖も和氣郡に於ては辛ふして其成立を見るに至りしも赤磐邑久上道の如きは縣郡町村の當局者は固より有志者も亦東奔西走其成立を促かしたるも諸種の事情杆格支吾し遂に組合の成立を見るを得ざりしは甚だ遺憾とする所なりし事既に斯の如し自治的組合は到底現下の事情に適せず斷然縣令を發し多數の農商両者を同一規則の下に律し以て改良せしむるの得策なるに若かずと絶叫するものあるに至れり三十五年十一月通常岡山縣會の開會に當り縣會は遂に縣事業として縣令の下に改良せしめんことを知事に建議し且會期切

迫せるを以て米製改良検査費の決議權を參事會に委任することに可決せり

●米製改良検査費に關する決議權の委任

一明治三十六年度に於ける米製改良検査費に關する決議權を參事會に委任す(可決動議)

米穀は本縣の重要物産にして之か改良問題は縣の富を増進するに至大の關係あるを以て委員會は慎重に調査したるに前年の本會に於て米穀同業組合に對する補助を可決せるに拘はらず其の實施の結果を見るに稍完全に成立せるは和氣郡のみにて赤磐、邑久、上道の三郡は目下計畫中に屬し其他は未だ何等の計畫すらなきもの、如し念ふに各郡市に組合創立を見るは到底容易の業にあらざるへし又た幸にして之は成立を見るも或は定款を異にし或は緩嚴一ならずして事業の統一は遂に期し難く隨て其目的を達すること頗る難事なり是を以て委

員會にて他府縣の實例を調査せしに山口、滋賀、大分の如きは先づ以て適當の模範なりと認められたり其方法は米穀検査を縣事業と爲し縣費を以て縣吏員を置き之をして縣令の定むる處に依り検査せしむるに在り而して本縣の米産額は平年作にて百二十万石以上の收穫なるが故に大分等の例に依り聲價を揚るを得ば其利益する所巨額なるに依り當局者に對し其發案を交渉せしに當局者の認むる所亦同一なれども既に會期切迫せるを以て今期の會議に發案するは難事なり且つ本縣は大分と事情を異にせる点もあれば本縣の事情を參酌して適當の方法を定めざるべからざれば暫時猶豫せよと云へり故に委員會は更らに三十六年秋收の時期より實施のことを交渉せしに當局者は之を容れ其費額の豫算は參事會の協賛を求むるとか或は臨時會を開て審議に附するとか便宜の方法により實行すへしと明言せり委員會は此約言を信し又此の方法に依り米穀検査を行ふの急要を認め之

に關する經費の議決は縣參事會に委任するを以て適當の措置なりと
決定せり(勸業費委員長報告)

縣廳に於ては當局官吏を山口、大分、佐賀、熊本、奈良、滋賀の諸縣に分派し改良
事蹟を反覆精査せしめ或は郡市長の意見を徴し或は縣農會に諮詢し尙從
來の沿革目下の事情を審按し遂に意を決し三十五年六月縣令第四十六号
米穀検査規則及訓令、諭告を發布し縣會の決議に基き全月縣參事會に米穀
検査費金五萬千參百餘圓の議決を経たり

●米穀検査規則

明治三十六年五月岡山縣令第四六号にて發布、全年十月縣令第六八号、全年十二月縣令第八四号
三十七年九月縣令第六八号、三十九年三月縣令第二一号、四十年九月縣令第五七号にて一部改
正、四十一年十月縣令第百四号にて改正、四十二年九月縣令第七十三号にて一部改正

第一條 本縣に於て生産したる米穀を交付し又は縣外に輸出する者は本
則に依り検査を受くべし但精白せしむる爲め直接精米營業者に寄託す

るもの 自己生産ノ検査ヲ經サルモノヲ白米ト爲シ販賣、貸付スルモノヲ除ク の生産検査又は袋入と爲し外國に輸出するもの、輸出検査は此限にあらす

本則に於て米穀と稱するは玄米、交付と稱するは賣却、小作米納付、代償、讓與、貸付、擔保、寄託の爲め相手方に渡すものを云ふ

第二條 検査は左の項目に就て之を行ふ

乾燥、調製、粒形、容量、俵裝

第三條 検査は生産検査、輸出検査の二種とす

生産検査は縣内に於て交付するものに就き之を行ひ合格、不合格を定む
輸出検査は生産検査合格米にして縣外に輸出するものに就き之を行ひ合格、不合格を定め其合格に左の粒種等級を區別す

大粒 一等 二等 小粒 一等 二等

第十五條 第一項の場合に於ては縣外輸出米と看做し輸出検査を行ふことあるへし

第四條 生産検査を行ひたるときは合格には合格封箋紙及封緘紙を以て縦縷の結止に巻封を施し之に封印を押捺し不合格には不合格封箋紙を以て巻封を施し之に封印を押捺し俵面に不合格証印を押捺す
輸出検査を行ひたるときは合格には粒種等級に従ひ俵面に合格証印を

押捺し不合格には更に生産検査不合格と同一の方式を施す

第五條 検査上使用する印形及巻封用紙雛形左の如し

輸出合格証印

大粒一等



徑三寸
肉色青

小粒一等



徑三寸
肉色赤

大粒二等



徑三寸
肉色青

小粒二等



徑三寸
肉色赤

不合格証印



邊三寸
肉色黒

輸入証印



方二寸
肉色黒

消印



方三寸
肉色黒

封

印

郡名

長六分
巾四分 肉色黒

合格封箋紙

岡山縣米穀検査合格封箋

長一尺一寸
巾一尺一寸 白色紙

不合格封箋紙

岡山縣米穀検査不合格封箋

長一尺一寸
巾一尺一寸 鼠色紙

紙 用 封 卷

封 緘 紙



長九分巾七分 印色ハ備前用紫備中用青美作用赤トシ輪廓内ニ稻ノ抱キ合セ模様ヲ畫キ岡山縣米穀検査封緘紙ト記ス

第六條 検査は米穀検査員之を行ふ但し米穀検査所長同監督同理事に於

て行ふことあるべし

検査済の米穀と雖も検査吏員検査吏員と稱するは前に於て必要と認むるときは更に検査を行ふことあるべし

検査は之を拒むことを得ず

第七條 検査の証印を取消すときは消印を以て抹消す

第八條 検査吏員職務を行ふときは左記雛形の証票を携帯するものとす

表	第 号
米穀検査吏員之証	
職氏名	
長三寸 巾一寸五分	
裏	岡山縣
	岡山縣印

第九條 検査吏員は自己の權利義務に關係ある米穀を検査する事を得す

前項の場合に於ては最寄検査員の検査を受くへし

第十條 検査吏員検査を行ふに當り第十二條の規定に適合せすと認むる

ときは再調を命ずることを得

前項の命令は之を拒むことを得す

第十一條 検査吏員又は警察官吏に於て取調上必要と認むるときは米穀

の保管又は運搬停止若くは關係資料の提供を命ずることあるへし

前項の命令は之を拒むことを得す

第十二條 検査を受くへき米穀は左の各項に従ふへし

一 乾燥を充分ならしむへし

一粒形を齊一にし異形異質のものを混合すへからす

一調製を完全にし粉粃屑米碎米土砂塵埃等を除去すへし

一一俵の容量は四斗とすへし

一俵装は左の方法に依り新調すへし

内俵菰は乾燥せる越年の藁を用ひ一枚分八尋半一尋は曲尺五尺とす以下同しの編繩を以て中央六寸尺度は曲尺とす以下同し左右六寸五分間両端五寸とし四箇所約五

十五編み重量は約五百五十匁とす

外俵菰は乾燥せる選藁スグリを用ひ一枚分九尋の編繩を以て中央左右各七寸間両端五寸五分とし四箇所約八十一編み重量は約四百五十匁とす
棧俵は乾燥せる越年の藁を縦横二重に排列し徑約九寸の円形に縁を
組み重量は一個約八十匁とす

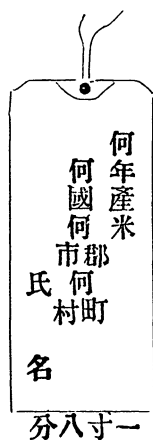
繩は能く打揉けたる藁にて綯ひ撚を掛け摺り太さは縦繩約一寸三分
横繩約一寸一分カ縷繩約九分とす

口尻は棧俵を内俵の両端に當て外俵菰端を折掛けカ縋繩を以て外俵菰を三編宛九箇所揃ひ順次縋り三廻目より尻掛け四廻目より一目飛に縋る

横繩は五箇所各二周掛とし先づ中央及両端を掛け縦繩を掛けたる上より一箇所掛け各充分中央横繩は俵の中央稍細くなる如く緊め繩端を俵肌に捻ち扱せとす

縦繩は四方掛とし折曲たる二筋を以て両端横繩に引掛け俵口の方に於て男結に結止め巻封を施す部分を存す
名札は左記雛形に依り検査吏員の指定する材料を用ひ縦繩結止の附近に堅牢に附着すへし

四 寸



名 札

第十三條 生産検査は毎年十月より翌年三月までの期間に於て之を受く

へし但止むを得ざる事由あるものは期間外と雖も之を受くることを得

第十四條 生産検査を受けんとする者は現品所在地、俵數受檢希望日時等を具し現品所在地の所轄生産検査員に請求すへし

輸出検査を受けんとする者は現品所在地、俵數、仕向先を具し書面を以て最寄輸出検査員に請求すへし

第十五條 縣内に輸送する米穀と雖も海上を輸送する者は豫め發送地に於て現品所在地、俵數、仕向先を書面を以て最寄輸出検査員に届出つへし但五俵未満は此限にあらず

生産検査不合格米を縣外に輸出する者は豫め現品所在地、俵數、仕向先を書面を以て最寄検査員に届出つへし

第一條第一項の規定に依り袋米を外國に輸出する者は豫め現品所在地、石數、仕向先を書面を以て最寄輸出検査員に届出つへし

第十六條 検査済の米穀と雖も解俵し又は卷封毀損し若くは証印不明瞭となりたるものは更に検査を受くへし

前項の検査を受けざるものは未検査米と看做す

第十七條 検査を経たる米穀と雖も更に検査を受くべきものは相混合することを得す

第十八條 検査済の米穀を解俵するときは卷封を破棄すへし

第十九條 米穀の俵面に印章徽標を押捺附記せんとする者は願書に其實形圖肉色しを添附し知事の許可を受くへし

第二十條 受検人は検査上に就き検査吏員の指揮に従ふへし

第二十一條 従業人の本則に違背したる行爲は主人無能力者なる場合の外主人の行爲と看做す

第二十二條 第一條第一項の規定により未検査米穀を寄託する爲め精米營業所に運搬する者は其容器毎に用途、寄託月日、寄託者住所、郡、町、氏名を

記したる名札を附着すへし

精米營業者は前項に違背したる米穀の寄託を受くることを得ず

精米營業者は第一條第一項の規定に依る未検査米穀の寄託を受けたる
とき又は検査済米穀の寄託を受ける後解俵して精米營業所に運搬又は
藏置するときは第一項の場合を除く外即時其容器毎に第一項に定むる
名札を附着すへし

精米營業者は左記様式の帳簿を備附本條に依り取扱たるものを即時記
載すへし

自明治 至同	年	月	日	寄託精米明細簿	精米營業所 郡市村大字番地	住 所郡市村大字番地	營業人	氏	名
表紙ヲ除キ 紙數枚									

紙 表

紙 用

		寄 立 月 米 日 受	寄 託 者
		付 白 月 米 日 還	所 住
		立 米 數 量	名 氏
		用 途	
		必 精 要 米 事 營 項 業 者	

立米數量欄には受寄の量を桁目に記載するものとす

前項の帳簿は附込最終の日より六箇月間保存すへし

第二十三條 縣外に於て生産したる立米を縣内に輸入したる者は自家に於て消費するもの、外輸入米認証を受くへし但臺灣米、琉球米、外國米は此限にあらず

輸入米認証は包裝に輸入米証印を押捺す

輸入米認証を受けんとする者は現品所在地、數量、産地を具し最寄検査員に請求すへし

輸入米認証は検査と看做し第五條第六條第七條第八條第十一條第十六條第二十條第二十一條第二十二條第二十四條第十條第二項第十五條第十七條第十八條第十九條及第二十七號第五號に關するものを除くを適用す

第二十四條 第六條第三項、第十條第二項、第十一條第二項、第十五條第十七條、第十八條、第十九條、第二十二條に違背し又は左の各号の一に該當する者は拘留又は科料に處す

- 一 未検査の米穀を交付し又は交付を受けたる者
- 二 未検査の米穀を縣外に輸出し又は輸出せんとしたる者
- 三 検査を免る、目的を以て不正の行爲を爲したる者
- 四 検査を受くへき米穀を劣惡ならしむへき行爲を爲したる者
- 五 検査済米穀の内容を増減變更其他不正の行爲を爲したる者

附 則

第二十五條 本則の全部又は一部を施行せざる地區は別に之を告示す

第二十六條 第五條の封箋紙は當分の間在來のものを使用す

第二十七條 第十二條の名札は明治四十一年以前の産米には明治三十六年岡山縣令第四十六号米穀検査規則に定めたるものを使用することを
得

第二十八條 本令は明治四十一年十一月一日より施行す

●岡山縣訓令第三十一号

(明治三十六年五月廿五日)

今般岡山縣令第四十六號を以て米穀検査規則發布相成候處右は多年失墜せる本縣産米の聲價を恢復し本縣の福利を増進せしめんとする主旨に外ならず依て其目的を達せんが爲め縣下拾數萬の農家と多數の商業者とを同一規則の下に律し以て從來の積弊を一掃せんとするものなるを以て本令施行に際しては幾多の障礙を生し諸種の苦情を惹起し施行

を妨ぐる虞なしとせず宜しく周到の注意を以て事を未然に防遏し又は豫め適當の方法を設け規則發布の主旨を説示する等協心戮力圓滿に其効果を收め最後の目的を達するに於て遺憾なきを期すべし

●縣農會長郡市農會長へ通牒

農乙第一三四九號

(明治三十六年五月二十五日)

今般岡山縣令第四十六號を以て米穀検査規則發布相成候處右は多年失墜せる本縣産米の聲價を恢復増進せしめんとする主旨に外ならず依て其目的を達せんが爲め縣下拾數萬の農家と多數の商業者とを悉く同一規則の下に律し以て從來の積弊を一掃せんとするものに有之就ては本令施行に際しては前途幾多の困難を來し諸種の苦情を惹起し施行を妨くるの虞なしとせず苟くも法に違ふものは假借なく之れを處分するの止を得ざるに至るべしと雖も單に法規に依り正面より之れを勵行し多數の違犯者を處分するが如きは本令の好て目的とする所に無之候條此

際農會に於ては右主旨のある處を体し本縣米製改良上必要且つ急務たる彼の乾燥には最も意を致し其他調製及俵裝改良の如きは各地適當の方法を講せしめ或は地主小作間調和の機關となり一方に於ては縣令の施行を容易ならしめ他方に於ては検査上多數の不合格米を出さゝる様指導誘掖の任に膺り以て協心戮力圓滿に其効果を收め本縣產米の聲價を發揚し本令發布の主旨徹底候様致度命に依り此段特に及通牒候也

●岡山縣諭告第四號

(明治三十六年五月二十八日)

米は本縣重要な物産にして平年作約百貳拾萬石なりとす故に其價格の昂低は直に一縣經濟上に至大の關係を及ぼすは言を俟たず然るに維新後米納制度の改革に伴ひ乾燥調製俵裝共に漸次粗惡に流れ殊に近時に至りては目前の小利に眩惑し精粗異種を混合し又は其他種々の手段を行ひ爲めに益其聲價を失墜し知らず識らず巨額の損失を招きつゝあるは掩ふ可からざるの事實なりとす是に於て米製改良の聲は縣下多年の宿望として反響し本縣廳は是等の弊害を矯正するの目的を以て漸次各郡

市に同業組合を設立せしめんとし勸誘獎勵の結果旭東四郡の如きは既に組合組織を了したるものあり或は組合組織の計畫ありと雖も各種の事情扨格支吾するものありて其目的を貫徹すること能はざりき是に於て今般米穀検査規則を發布し大に之か改良發達を期し本縣の福利を増進せしめんとす彼の山口熊本滋賀大分諸縣の如きは大に改善の途を講ト著しく聲價を發揚せしめたるもの其例甚だ乏しからず就中防長改良米の如きは其成績顯著にして阪神市場に於る價格を見るに備前米等より常に壹圓内外の高價を維持せり雖て本縣産米に就き觀察すれば調製の粗漏に依りて品位を失墜し乾燥の不十分なるに因りて品質を損し又蝕虫を生ト或は俵裝の粗雑なる爲め海陸運搬の途中脱粒米を生ずる等實に巨額の損失を招きつゝあるは事實に徴して明なり今假に山口縣の成績を以て本縣の生産米百貳拾萬石に對し算出すれば百貳拾萬圓之を縣外輸出米六拾萬石に對比するも實に六拾萬圓の損失を爲しつゝある

なり之れ公益上検査規則發市の止むを得ざる所以なり而して本則施行の上は自家の消費米、端米を除くの外小作米と雖も苟も賣買授受するものは悉く検査を受くべき筈なるを以て當業者宜しく乾燥調製、俵裝等に改良を加へ精粗異種の混合米を爲す如き惡弊を一洗し多數の不合格米を出さざる様注意すべきは勿論該規則發布の主旨を誤解し續々違犯者を出す如きあらば獨り當業者の不幸のみにあらざるなり當業者深く其主旨を体し協心戮力大に福利増進に力むべし

米穀検査規則は其關係極めて廣く利害の及ぶ所亦大なり故に規則施行の前に當り其主旨及方法を一般に周知せしめ當業者をして誤解なからしむるは勿論自ら進んで改良の事に従はしめざるべからず而して當局者も亦其取扱を劃一にし寛嚴宜しきを失はず多數の違犯者なからしめ圓滿に本事業の目的を達することに期めざるべからず依て先づ俵裝標本を作製し各郡市役所各町村役場輸出検査員駐在所等に配付し當業者をして縦覽せ

しめ引續き各郡市勸業主任書記、町村長、米穀検査理事、全検査員打合會を開設し主務員臨席細大となく指示又は打合す處あり縣農會も亦技術員を時々町村長會に或は郡市農會に派遣し大に米製に關する利害得失を論し其改良の必要を説き熱心誘導する處あり又當業者をして各郡市便宜の地に集合せしめ各主任書記及米穀検査理事臨席して改良の主旨及方法を詳細説明し規則施行の準備着々進捗せり爾して本規則は地主小作の兩者を網羅し相待て米製の改良に盡瘁せしむるに在るや固より論を俟たずと雖も之が爲め直接に勞力と時間とを費すものは生産者にして改良の結果聲價を發揚し之に對する報酬を享くるものは重に地主とす此利害の衝突あるより検査施行の期切迫すると且つ其利害を知了すること漸く精細を加ふるや爰に兩者は報酬分配問題に付て各其所見を異にし互に其持論を主張するものあるに至れり

試に其地主の主張する所を聞くに溯て小作米の事を考ふれば當初其契約

は何れも上米を納付するの約に非ざるは無し然るに今日の如き粗悪米を甘受しつゝあるは誠に忍ぶ可からざるを忍んで暫く小作人に憐憫を加へたるに過ぎず左れば検査規則に依り合格米を以て地主に納むべきは固より當然の事にして若し夫れ之に對して小作米を減額するが如き事あらば小作人をして當然の責任を忘却せしめ且つ小作契約を無意義に沒了するものなりと更に小作人の謂ふ所を聞けば比年生活の度非常に進歩し加ふるに生産費の昂騰甚だ驚くべきものありて既に小作者としては到底安心すへからざるものあり左れば此際地主に於て小作者に報酬を與ふるの途に出すんば爰んぞ能く合格米を納付するを得んや不幸にも地主にして猛省する所なからんか小作者は止を得ず不合格米を納付するか否らされば小作米の納付を延滞せざる可らずと両者の言共に或は一條の道理あるべしと雖も未だ以て公平を得たりと爲すを得ざるなり

如斯両者互に其勞を讓て其果を爭ひ兩々相持して下らずんば到底規則の

施行を阻害し米製改良は得て期す可からざるのみならず遂に累を後日に遺するの患なしとせず事若し茲に臻らんか當局者如何に努力する所ありと雖も終に和協の道なきに至らんとす是を以て規則施行の當初此点に就て當局者の苦心焦慮したるもの勘なからず其結果先づ地主會を開かん事を慫慂するの所ありしに都窪郡率先以て之が範を作り各郡追次之に倣ふて開會を見るに至る毎會主務吏員及縣農會より列席し規則の主旨を説明し兩者の間を圓滿ならしむることに勗めたり而して各地は地主會に於て地主如上の議論を反覆主張したるものあり又は獎勵米を與ふる事に就ては殆んど異論なきものありて地方に依りて各々其趣を異にしたり甚しきは町村箇人更に各田地に依りても從來宛て米地代上寛嚴各異なるものあるを以て例令概約なりとするも其額を一定する能はざるべしとの議起りしも結局合格米を納付するものに對しては何れも獎勵米を與ふる事に決し其額の範圍を協定せり

獎勵米の範圍を定むるに當り寧ろ其數量を限定せば煩累比較的少なから
んとの説ありしも斯の如くんば小作米は合格米に爲し得れば足れりとの
姑息の念を起さしめ進んで優等米を製出せざるの弊を生せん故に其範圍
を置き改良の程度に應じ給與額を定むるに如かずとの説多數なりし而し
て又不合格米納付者に對しては一種の規定を設くるの必要ありとし遂に
不合格米に對し添米を爲さしむる事に決定せしものありしが阿哲郡の地
主會に於ては現今徵收しつゝあるものは殆んど不合格米となる者なるが
如し左れば之に對し添米をなさしむるは在來徵收しつゝあるものに添米
を爲さしむるに全トきを以て事實に於て到底不可能の事なるべしとの議
論多數にして遂に添米を協定より省き爾後地主會の範をなしたるが如し
此他議論百出せしも何れも大同小異なりしを以て之を略す、

夫れ如斯にして各郡市の地主會に於て協定する所あるや之に列席したる
地主は各協定したるものを齎らして町村に歸り更に地主會を開き郡市役

所及町村役場の主務吏員は之に臨席し其地方の状況に鑑み適宜參酌して協定する所ありたり然るに實際小作米を授受するに當りて多くは地主會に於て協定したる獎勵米にて異議なく納米したりと雖も往々にして獎勵米の寡きを訴へ或は團體を組織して地主に強請せんとする等多少不穩の地方なきにあらざりしも幸にして規則施行を障害するが如きに至らざりしは郡市役所町村役場の吏員其他農會等此間に處して熱心努力する所ありたるに因らずんばあらず今次を追て各郡市に於て實際に行はれたる獎勵米及び添米を摘録すれば次の如し

岡山市御津郡 合格米一石に付獎勵米二升八合以上八升以内の範圍に於て各町村に依り區々に給與せられ又不合格米に對しても一升以上三升以内の範圍にて獎勵米を與へたる部落二三あり

赤磐郡 合格米一石に付獎勵米一升五合以上九升以内の範圍に於て各町村に依り區々に給與せられ又合格米に對しては一升五合の添米を徵せ

しもの一ヶ村同三升を徴したるもの一ヶ村にして他は之を徴せず

和氣郡 合格米三斗五升入一俵ニ付獎勵米一升以上二升以内又は獎勵金五錢以上參拾錢以内に於て各町村に依り區々に給與せられ不合格米に對しては添米を徴せず

邑久郡 合格米一石ニ付獎勵米二升五合以上六升以内に於て各町村に依り區々に給與せられ不合格米に對しては一升の添米を徴したるもの一ヶ村にして他は之を徴せず

上道郡 合格米一石ニ付一升九合以上八升五合七勺以内に於て各町村に依り區々に給與せられ不合格米に對しては二升三合八勺の添米を徴せしもの一ヶ村にして他は之を徴せず

兒島郡 合格米切一石ニ付獎勵米五升五合以上九升以内の範圍に於て各町村區々に給與せられ不合格米に對しては添米を徴せず

都窪郡 合格米一石ニ付獎勵米三升以上八升以内の範圍に於て各町村區

區に給與せられ不合格米に對しては一升以上三升以内の添米を徴したるもの五ヶ村他は之を徴せず

淺口郡 合格米一石ニ付獎勵米二升五合以上六升以内の範圍に於て各町村區々に給與せられ不合格米に對しては添米を徴せず

小田郡 合格米一石ニ付獎勵米一升以上八升以内の範圍に於て各町村區に給與せられ不合格米に對しては五升以内の添米を徴せしもの二ヶ村他は之を徴せず

後月郡 合格米一石ニ付獎勵米四升以上一斗以内に於て各町村區々に給與せられ不合格米に對しては二升五合以上の添米を徴せしもの一ヶ村全五升徴せしもの一ヶ村他は之を徴せず

吉備郡 合格米一石ニ付獎勵米二升以内上七升五合以内に於て各町村區々に給與せられ不合格米に對して添米を徴すること二升のもの一ヶ村二升五合のもの十一ヶ村三升のもの一ヶ村三升五合のもの一ヶ村五

升のもの二ヶ村他は之を徴せず

上房郡 合格米一石ニ付獎勵米一升五合を與へしもの七ヶ村全二升五合
八ヶ村四升一ヶ村にして不合格米に對しては添米を徴せず

周上郡 合格米一石に付獎勵米二升以上五升以内に於て各町村區々に給
與せられ不合格米に對しては添米を徴せず

阿哲郡 合格米一石ニ付獎勵米二升五合以上五升以内に給與し不合格米
に對しては添米を徴せず

眞庭郡 合格米切一石ニ付獎勵米二升五合以上七升五合以内に於て給與
せられ不合格米に對しては添米を徴せず

苦田郡 合格米一石ニ付獎勵米三升以上七升以内の範圍に於て各町村區
區に給與せられ不合格米に對しては添米を徴せず

勝田郡 合格米一石ニ付獎勵米一斗五合を給與せしもの五ヶ村全九升六
ヶ村七升五合二ヶ村全六升七ヶ村全五升三ヶ村にして不合格米に對し

ては添米を徴せず

英田郡 合格米一石に付獎勵米四升五合以上一斗五升以内に於て各町村區々に給與せられ一ヶ村獎勵金六拾六錢を給與せるあり不合格米に對しては各町村とも添米を徴せず

久米郡 合格米一石ニ付獎勵米二升以上八升以内に於て各町村區々に給與せられ不合格米に對して添米を徴すること一升五合のもの一ヶ村全三升のもの一ヶ村他は之を徴せず

以上の如く各郡其範圍を定め施行したるを以て一見要領を得ざるが如きも縣下を通して大部分に行はれたる獎勵米は一石に就き三升乃至五升を給與したるもの多きが如し、

三十七年産米検査は前年に於ける検査の状況及取締上の經驗に鑑み検査規則に改正を加へて検査員に再調命令の權限を附與し輸出検査等級の三等制を減して二等制となし証印を改正し検査の卷封は解俵と同時に破棄

すへき條項を加へ尙海上輸送の規定を設けて取締を嚴にしたり然れども
検査規則中初年度に於て除外したるものは容量を四斗に限定せざると生
産者をして縦繩を實施せしめざるを以て此二点は全く三十七年の創始に
屬せり然るに從來は比較的完全なるものは前年の空俵を使用せしものも
該年は容量の異動の爲め悉く之を新調せざるべからざると且つ縦繩の準
備を爲さるべからず而して縦繩は廢絶年既に久しき爲め其掛け方を知
らざるもの多きを以て夏季に於て該當吏員は農家に就き俵裝の作製及縦
繩の掛方等を指導し一面監獄署に交渉し囚徒をして俵裝及縦繩を作製せ
しめ農家に之を廉價購買せしむる等百方秋期に於ける準備を爲さしめ容
量革新の時期を円滿に經過せしめ以て俵裝改良の基礎を作り且つ検査に
際會して些の支障なからんことを期したり、

● 岡山縣諭告第一号

(明治三十七年二月二日)

米穀改良中俵裝の改良も亦忽諸に附すへからざるか故に米穀検査規則

中俵裝の規定を設け尙其一定を期する爲め該標本を各市町村に配付し當該吏員をして百方勸誘獎勵せしめたり爾して實施後の狀況に徴するに地方に依り改良の實蹟顯著なるものなきにあらざるも粗製亂雜のもの頗る多く其製俵方も亦區々にして一定せざるは最遺憾とする所なり今や俵裝製造の期に際し且本年産米よりは容量を四斗に一定すべき規定なるを以て各農家に於ては右俵裝の規定に據るべきは勿論尙左の設計方法に據りて製俵し品質調製の改良と相俟ちて將來一層改良の實蹟を擧ぐることゝに努め他は遺憾なきを期すへし

製俵方法

(検査規則中に追加規定したるを以て省略す)

由來本縣産米は殆んど三斗五升俵にして壹石に付五升の込米をなせるの習慣を存せり之れ三俵即ち一石五升を以て一石と計算するの簡便なるに基因するものなるべきも關西地方に於て相場の標準を定むる兵庫大阪等

の大市場は切石取引なれば其相場により之れを換算せざるべからざるの不便ありと雖も其取引習慣は唯に玄米取引のみに止まらずして土地の小作契約に至る迄本榾(本榾とは石に五升の込米あるもの)を以て定米となすに至れり然るに本年産米より縣下を通して悉く四斗俵に改良するものなれば従て其取引も亦大市場の如く切石取引に改め一々換算するの不便を除くは容量に伴ふべき自然の數なりとす然るに多年の習慣は一朝に改むるは當業者に於て不便を感じるの点なしとせず依て豫め注意を與ふるの必要あるも其他規則施行上當業者を會し注意を促かし又は其意見を聞くの必要を認め岡山、西大寺、瀬戸、和氣等に重なる當業者を召集し利害得失を説き新米の取引より之を改むる事に協議し大体に於て異議なかりしも如何せん實際新米出荷後の取引は多少之れを改めたるものなきにあらざるも徒らに舊慣を墨守し之を改むるに吝なるものと如し而して其言ふ所を聞けば切石を以て本位とすれば從來の一石と五升の差あり従て其呼聲低き

を以て農家に價格低廉なるか如き感を懷かしめ爲めに買出しに困難なりと云ふに過ぎざるか如し斯の如き謂れなき事情の爲めに之を等閑に付するは改良事業に伴ふ一缺点たるのみならず計算錯雜にして取引敏活を缺き不便甚からざるを以て三十八年産米よりは岡山其他重なる集散地を初めとし縣下一般に其取引を改めしめんとし之を商業會議所に協議し或は諭告を發し

●岡山縣諭告第三號

(明治三十八年二月七日)

米穀の改良は常に米製改良の一事を以て足れりとせず進んで賣買取引上に於ても亦時運の發達に伴ひ苟も弊害あるものは改善を行ひ需用の適否を考査し一定の取引を爲し努めて販路の擴張を謀り以て聲價を發揚せしめ相俟て効果を收めざる可らず從來縣下に於ける米穀取引の状況を聞くに漸次進歩の傾向あるも量目に據らず榷目取引を爲す場合に於て其多くは一石五升を以て一石の取引となす如きは各地の取引と相一

致せず爲に機敏を要する取引の上に於ては頗る厭ふべき事なるにより速かに改良して以て各地同一の斛目を用ひ煩雜を避けざる可からず右は從來一俵の容量三斗五升のもの多數を占たるに基因し如斯習慣を爲すに至りたるものなるべしと雖も現今米穀取引市場の狀況を調査するに本縣産米の顧客とすべき兵庫及大坂市場は勿論其他近府縣共に其取引上多くは百斛を以て之れを一定せり本縣に於ても昨三十七年産米より一俵の容量を更め四斗に一定したるは爾後の取引に於て尙其舊慣を襲用せざる可からざるの必要なきのみならず強て之れを行はんとせば取引上却て煩雜を來たし賣買者相互の間不利尠からざるへし米穀検査規則に於て其容量を一定したるの主旨亦茲に存するなり故に當業者たるもの宜しく其主旨を体し米製の改良と共に賣買取引上の改善を謀り協心戮力其効果を收むべし

再び岡山市内の重なる商業者を會し反覆説明し且つ縣下一般に之を改正せんと欲せば先づ岡山市より之を始めれば地方に於て實行困難なる事情を縷述し期日を定め一齊に改正すること及其實行の手段として農商業者の常に目標とせる彼の新聞紙物價附録に掲載せる石五升相場を切石相場に改め先づ其標準より之を改正するの得策なること等に付協商せしめたるに時機已に熟したる爲めか滿場異議なく之を可決し各實行を約したるを以て引續き西入寺、倉敷、津山等地方に於ける重なる集散地に當業者を會合し同一の協議を爲さしめ實行を促かしたるに各地多少の異論者なきにあらずしも大勢改正の當然なるを看破し何れも改正實行を約するに至れり斯く銳意習慣を改めしむることに勵行したるの結果三十八年新米相場の新聞紙上に現はるゝものを見るに岡山を第一とし津山、玉島等何れも切石相場に改め新聞紙上石五升相場の痕跡を絶つに至れり

翻て各地に於ける實際取引の状況を見るに未だ全く改正するに至らざる輸出商其他重なるものは何れも取引を改正するに至りたるが終に全部の改正を認めたるは四十年産米なりとす

斯の如く二ヶ年に涉れる検査規則の實施は徒らに其煩累を厭ひ不平を唱へ動もすれば規定を免れんとするもの輩出するは創業の際多年の積弊を一時に矯正するの反動力にして止むを得ざることに属すと雖も反之検査規則の主旨を体し熱誠改良の事に従ひ米製俵裝共に完美にして他の模範と爲すに足るもの亦尠からず之等熱心者は宜しく旌表し以て其成績をして漸次衆に及ぼさしむるは斯業最後の目的を達する上に於て必要の事と認め各吏員を督して周到なる調査を爲さしめ其平素の行爲及改良の成績等を參酌選拔し賞狀を交付せり

賞 狀

郡 村

氏 名

米穀検査規則ノ主旨ヲ体シ其成

績佳良ニシテ公衆ノ模範トナス

ニ足ル依テ之ヲ賞ス

年 月 日

岡山縣知事位勳氏名

年 次	旌 表 人 員
三十七年	五二八
三十八年	八四七
三十九年	八〇六
四十年	七八七
四十一年	六五七

検査規則は實施既に二ヶ年の星霜を閲し検査の基礎も亦漸く確立し取引市場に改良米の聲價を發揚し検査米の信用を得るに従ひ弊害の之に隨伴するは蓋し免る能はさるの事情なりとす故を以て既に規則を改正し一層取締を嚴にし之か弊害を未然に防遏せんことを期せしも當業者も亦巧に検査を免るゝの策を案出し卷封用紙を再用し未検査米を既検査米の如く裝ひ市場に搬出するものあるに至れるを以て取締を嚴にし之を検舉告發したるものなきにあらざるも其手段巧妙にして其眞偽の識別甚だ難きに依り更らに卷封紙の上に封緘紙を貼付する方法を設け又一面検査の統一を期する爲め持寄検査の方法を獎勵したり

米穀検査を勵行すると同時に一方に於ては規則違反者の取締を嚴密にし周到なる注意を以て違反を未然に防止し若し發見するときは機敏に相當の措置を取り將來犯則の餘地なからしめ検査規則の効力を益顯著確實ならしめさるべからず爰に於て主務吏員を派して常に縣下を巡回せしめ取

締に從事し苟も違反の疑ひあるものは事實を審査し直ちに告發をなし其事實輕微にして情狀酌量すべきものは説論を加へ將來を戒め取締を勵行せり今告發處分を爲したるものを掲ぐれば左の如し

年 次

違反者告發處分數

件

三十六年

二九三

三十七年

二〇一

三十八年

一九〇

三十九年

一六六

四十年

四四六

四十一年

一五七

生産検査は米穀検査の基礎なるを以て萬一該検査にして粗漏あらんか其弊害や獨り輸出米の検査程度に影響するの虞あるのみならず一般農民をして姑息の改良に安せしめ終に一般検査程度の低下を來たし改良米の聲

價を發揚する能はず殊に折角協定せられたる地主より小作人に給與すべき獎勵米も地主の損失に歸し苦情百出するに至らん反之施行の當初より検査の程度嚴酷に失せんか從來一般に粗雜なる調製を爲し來りし生産者は以爲らく如斯完全なる米製は到底吾人の爲し能はざる所なりとし終に自棄心を生し甲乙相喧傳して検査規則の希望するが如き米製俵裝をなさるに至り遂に多數の不合格米を出し生産者怨嗟の聲村巷に滿ち相胥て米穀検査に反對するに至らん事茲に至らば到底検査の效果は得て期すへからざるのみならず農事の改良上各種の支障を生すべきなり於是乎検査の着手當初に際して深く此に留意し詳細に検査事務の打合及び實物鑑定の講習をなし尙ほ程度の統一を圖る爲め立會検査をなし聯合打合會を開催し或は既往の實驗を參酌して規則を改正し調製の餘地あるものには再調命令を發し或は乾燥上に關して其方法を指導する等年を逐ふて検査を勵行せり今検査創始以來の産米年度別生産検査成績統計を左に掲ぐ

(四十二年三月末日調査)

産米年次	生産検査高	合格数	不合格数	合格歩合
三十六年産米	二、七九六、八七四 ^俵	二、一六五、二〇九 ^俵	六三〇、六六五 ^俵	七、四四 ^歩
三十七年産米	二、五一四、七七一	二、二二二、九七四	三〇一、七九七	八、七七
三十八年産米	二、一七一、七五二	一、九二九、五七九	二四二、一七三	八、八四
三十九年産米	二、三五八、一五三	一、九七三、五六七	三八四、五八六	八、三七
四十年産米	二、五九一、二〇六	二、〇六六、一六九	五二五、〇三七	七、九七
四十一年産米	二、六一〇、〇八六	一、八五六、五〇九	七五三、五七七	七、一一

更らに生産検査数を郡市別に區別するときは左表の如し

郡市名	検査年度	産米年度	検査総数	合格数	不合格数	合格歩合
	三十六年	三十六年	全 ^(御津郡に合算)			
	三十七年	三十七年	全			
	三十八年	三十七年	全			
		三十八年	全			

岡山

御
津

三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年
三十七年	三十八年	三十九年	三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年

七、一四二
九
七、一四二
一、一九
七、〇六四
二一九
八、一〇九
二五六、六四〇
二、四七八
二一〇、〇九七
一三、七三八
一八六、六九三
六、七七二
一八三、四四一
一一、四九三
一七九、五九八

六、四六八〇五、四〇六五、一五五、六、八九六六、四〇四、〇七、九九五、九八二、一七二、一六二、五、一〇一五、一五、一三、五、三〇、六、二、六、一

四二、八九〇	二、六〇七	三一、九三一	一、五一〇	二五、四三一	二、一五六	二八、三八二	一、四八三	八六、一九八	一、二二三	六四	一、六五八	六九	六七四	九	七	俄
--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	----	-------	----	-----	---	---	---

厘毛

、九〇六
、四二〇
、六六五
、七〇八
、八五四
、六六四
、四〇一
、八六四
、八四三
、八六一
、七七七
、八二六
、七七四
、七六一

赤

磐

四十一年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年
四十一年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年

二〇、六四七	二〇一、八四六	一七八、二五八	一、〇九四	一三三、七二八	三、六六八	一二九、二六三	二、九三四	一三五、三〇七	三、八三六	一四九、六二五	七、六五七	一五七、二二三	八六、九七三	二、二九五	六六、八一五
--------	---------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	-------	--------

一五、〇六六	一四九、五二一	一四九、九三八	七七六	一二九、一九〇	三、四六七	一二二、二〇六	二、六〇八	一一五、四六三	三、二九九	一一四、三八五	五、八七二	八五、〇〇八	六二、二二五	一、三〇五	五八、三四一
--------	---------	---------	-----	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	--------	--------	-------	--------

五、五八一	五二、三二五	二八、三二〇	三一八	四、五三八	二〇一	七、〇五七	三二六	一九、八四四	五三七	三五、二四〇	一、七八五	七二、二一五	二四、七四八	九九〇	八、四七四
-------	--------	--------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-------	--------	--------	-----	-------

七〇八	七四一	八四一	七〇九	九六三	九四五	九四五	八八九	八四三	八六〇	七六四	七六七	五四七	七一五	五六八	八七三
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

和					邑				
氣					久				
三十八年	三十七年	三十九年	四十年	四十一年	三十八年	三十七年	三十九年	四十年	四十一年
三十八年	三十八年	三十九年	三十九年	四十年	三十八年	三十七年	三十九年	三十九年	四十年
四、八一五	六、四一二	二、三五七	六七、七八八	二、九六〇	一五〇、九三九	三、四九五	一四九、一九一	四、五七九	一五六、二一八
三、八一五	五八、七八九	二、〇〇七	五六、六五九	六二、五八八	一四一、五五六	三、〇二一	一三二、四一三	三、九四三	一一三、八一〇
一、〇〇〇	六、六二三	三五〇	一一、一二九	一一、一九五	九、三八三	四七四	一六、七七八	六三七	四二、四〇八
七九二	八九九	八五二	八三六	八二七	九三八	九二八	八八八	八六一	七二八
四、八一五	六、四一二	二、三五七	六七、七八八	二、九六〇	一五〇、九三九	三、四九五	一四九、一九一	四、五七九	一五六、二一八
三、八一五	五八、七八九	二、〇〇七	五六、六五九	六二、五八八	一四一、五五六	三、〇二一	一三二、四一三	三、九四三	一一三、八一〇
一、〇〇〇	六、六二三	三五〇	一一、一二九	一一、一九五	九、三八三	四七四	一六、七七八	六三七	四二、四〇八
七九二	八九九	八五二	八三六	八二七	九三八	九二八	八八八	八六一	七二八

道

九十二

都窪

九十三

後
月

小
田

三十八年	三十七年	三十六年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年
三十八年	三十七年	三十六年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年
三十九年	三十七年	三十六年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年

四七七	三九一	三七、五三七	一七六	三五、一五九	一〇二、八三三	三、三八八	九八、六〇七	一、六六一	八三、二八一	一、三九〇	三八	七三、一〇七	一、二九五	八六、六九四	五八二
-----	-----	--------	-----	--------	---------	-------	--------	-------	--------	-------	----	--------	-------	--------	-----

三八六	二五、四三〇	二九〇	三二、二五七	一〇一	二八、〇二三	五四、二四三	二、四二二	七九、〇六四	一、二六六	六六、七四四	一、一七九	三八	六一、二五六	一、〇三二	七五、〇七四	三三七
-----	--------	-----	--------	-----	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	----	--------	-------	--------	-----

九一	四、三三一	一〇一	五、二八〇	七五	七、一三六	四八、五八九	九六六	一九、五四三	三四五	一六、五三七	二二一	—	一一、八五一	二六三	一一、六二〇	二四六
----	-------	-----	-------	----	-------	--------	-----	--------	-----	--------	-----	---	--------	-----	--------	-----

、八〇九	、八五〇	、七四二	、八五九	、八六八	、七九七	、五二八	、七一五	、八〇二	、七八六	、八〇二	、八四八	、一、〇〇〇	、八三八	、七九七	、八六五	、五七八
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------

備

[illegible]

上
房

三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年	三十八年
三十六年	三十七年	三十七年	三十九年	四十年	三十六年	三十七年	三十八年
一、二三〇	六、七六一	一、八一二	三、二五四	六五、三三五	二九、六六三	一、三二九	一八、〇七四
七五四	三九、八八〇	一、二二〇	一、九五三	四七、二三五	二〇、七二六	八九七	一三、四三三
二一、八八一	七五九	五九二	一、三〇一	一八、一〇〇	八、九三七	四三二	四、六四一
六、六五五	六五一	六〇九	六〇〇	七二三	六九九	六七四	七四三
六、六五五	六五一	六〇九	六〇〇	七二三	六九九	六七四	七四三

眞

庭

三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	三十六年	三十七年	三十八年
三十六年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十年	三十七年	三十八年

八八、七〇二	六、五三一	八〇、五一一	四、八六九	六〇、六七〇	二、七一九	七二、二九八	四、〇〇五	七二、九八七	四、五八七	七三、七二一	二〇五、八八七	二、九〇三	一八〇、八八七	二、九七九	一四八、三三九
--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	-------	---------	-------	---------

五四、〇〇九	二、三三〇	五三、四七五	一、九三五	四一、九二四	一、二五七	四三、二八二	二、七二七	四七、四三一	二、八七五	三六、三三九	一四九、四七五	二、一八四	一五〇、三六〇	二、一五二	一二三、八〇八
--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	-------	---------	-------	---------

三四、六九三	四二、〇一一	二七、〇三六	二、九三四	一八、七四六	一、四六二	二七、〇一六	一、二七八	二五、五五六	一、七一二	三七、三八二	五六、四一一	七一九	三〇、五二七	八二七	二四、五三一
--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-----	--------	-----	--------

六九〇	三五六	六六四	三九七	六九一	四六二	六二六	六八一	六五〇	六二七	四九三	七二六	七五二	八三一	七二二	八三五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

勝田				苦田			
四十一年	四十年	三十九年	三十八年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年
四十一	四十	三十九	三十八	四十一	四十	三十九	三十八
一五八、六九六	五、二九四	一五一、九六五	三、六九八	一八二、五七三	一、七一九	一七三、一八九	一、一九八
一一二、六三一	三、八〇一	一一六、六三三	二、八二六	一三八、七六一	一、三五六	一四〇、五八一	八九三
四六、〇六五	一、四九三	三五、三三二	八七二	二、五九四	三、七三	三二、六〇八	三〇五
七九八	七一八	七六七	七六四	四八、五一四	九七八	七八〇	七八〇
		八三六	八七九	二四、五四七	四三、八一	三七三	七八〇
			九〇八	一四、六七八	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
			九四四	一四、六七八	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				五〇三	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				六四八	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一四一、六三一	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				二、一七三	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一三一、九六二	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一、六〇二	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一四〇、九〇五	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				三、六九八	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一五一、九六五	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				五、二九四	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇
				一五八、六九六	四八、五一四	三二、六〇八	七八〇

田

三十六年	三十六年	七、〇七一	六〇、三三六	一〇、七三三	八四九
三十七年	三十七年	一、九九六	一、〇八七	九〇九	五四四
三十八年	三十七年	六〇、七八八	五四、〇二六	六、七六二	八八八
三十九年	三十七年	三、三六三	二、八二七	五三六	八四一
四十年	三十八年	四九、八五四	四六、五三七	三、三一七	九四一
四十一年	三十九年	九六七	八三八	一二九	八六七
四十二年	四十年	五三、〇五七	四三、〇九三	九、九六四	八一三
四十三年	四十一年	二、八七一	一、八四八	一、〇二三	六四四
四十四年	四十二年	五四、五二〇	四四、九二六	九、五九四	八二四
四十五年	四十三年	三、一二八	一、六七九	一、四四九	五三七
四十六年	四十四年	五六、九二一	四二、八四八	一四、〇七三	七五三
四十七年	四十五年	一五四、八二〇	一三三、八四九	二〇、九七一	八六五
四十八年	四十六年	三、一四七	二、六一五	五三二	八三〇
四十九年	四十七年	一一五、八七六	一〇一、三七六	一四、五〇〇	八七四
五十年	四十八年	三二七	二六九	一六、五九二	八二三
五十一年	四十九年	九八、二四二	八一、六五〇	一六、五九二	九三一

久米		合 計	
三十九年	三十八年	三十九年	三十八年
三十九年	三十九年	三十九年	三十九年
四十年	三十九年	四十年	三十九年
四十年	四十年	四十年	四十年
四十一年	四十一年	四十一年	四十一年
三十六年	三十六年	三十六年	三十六年
三十七年	三十七年	三十七年	三十七年
三十八年	三十七年	三十八年	三十七年
三十九年	三十八年	三十九年	三十八年
四十年	三十九年	四十年	三十九年
四十年	四十年	四十年	四十年
三、〇四八	二、五四二	二、五四二	二、五四二
一一五、一一八	九二、五五二	一一五、一一八	九二、五五二
四、二八六	三、五八五	四、二八六	三、五八五
一三〇、三〇七	一〇五、三二九	一三〇、三〇七	一〇五、三二九
六、一七五	五、〇四五	六、一七五	五、〇四五
一三四、五二五	九七、六一五	一三四、五二五	九七、六一五
二、七四六、七三六	二、一三四、九九八	二、七四六、七三六	二、一三四、九九八
五〇、一三一	三〇、二一〇	五〇、一三一	三〇、二一〇
二、四二〇、八六五	二、一三六、五八五	二、四二〇、八六五	二、一三六、五八五
九三、八五一	七六、三四五	九三、八五一	七六、三四五
二、一〇七、一〇八	一、八七五、八二五	二、一〇七、一〇八	一、八七五、八二五
五五	四四	五五	四四
六四、六四四	五三、七五四	六四、六四四	五三、七五四
二、二七〇、五七九	一、九〇二、八〇五	二、二七〇、五七九	一、九〇二、八〇五
八七、五七四	七〇、七六二	八七、五七四	七〇、七六二
二、四四一、七八一	一、九五二、八六〇	二、四四一、七八一	一、九五二、八六〇
五〇六	二二、五六六	五〇六	二二、五六六
七〇一	七〇一	七〇一	七〇一
二四、九七八	二四、九七八	二四、九七八	二四、九七八
一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇
三六、九一〇	三六、九一〇	三六、九一〇	三六、九一〇
六一、七三八	六一、七三八	六一、七三八	六一、七三八
一九、九二二	一九、九二二	一九、九二二	一九、九二二
二八四、二八〇	二八四、二八〇	二八四、二八〇	二八四、二八〇
一七、五〇六	一七、五〇六	一七、五〇六	一七、五〇六
二三一、二八三	二三一、二八三	二三一、二八三	二三一、二八三
一一	一一	一一	一一
一〇、八九〇	一〇、八九〇	一〇、八九〇	一〇、八九〇
三六七、七七四	三六七、七七四	三六七、七七四	三六七、七七四
一六、八一三	一六、八一三	一六、八一三	一六、八一三
四八八、九二二	四八八、九二二	四八八、九二二	四八八、九二二
八五四	八五四	八五四	八五四
八〇四	八〇四	八〇四	八〇四
八五六	八五六	八五六	八五六
八〇八	八〇八	八〇八	八〇八
八一七	八一七	八一七	八一七
七二五	七二五	七二五	七二五
七七七	七七七	七七七	七七七
六〇二	六〇二	六〇二	六〇二
八八二	八八二	八八二	八八二
八一三	八一三	八一三	八一三
八九〇	八九〇	八九〇	八九〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
八三一	八三一	八三一	八三一
八五八	八五八	八五八	八五八
八〇八	八〇八	八〇八	八〇八
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇

四十一年		四十年	
二、六二〇、〇八六		一、四九、四二四	
一、八五六、五〇九		一、三三、三〇九	
七、五七五、七一一		三六、一一五	
、七一一		七、五八	

一度ひ米製の粗雜に流れし以來怠惰なる生産者は益惰を極め乾燥に調製に儀裝に愈粗惡に流る、而已ならず或は故らに奸策を施し惡手段を行ひ目前私利を貪らんとする者多々之れあるに至れり當に此等農民のみならず奸商も亦種々の奸策を企て或は濕氣を施し或は精粗異種の米を混合し夏季の候に至りては變色米腐敗米を他の良米と混交して人の目を眩ましめ一時の奇利を射らんとする者續出せしを以て其結果本縣産米の信用を失ひ聲價失墜の因を爲せり検査規則施行前の弊害既に斯の如し茲に於て當局者は検査着手前豫め周到なる用意をなし該弊害を根抵より除去するの目的を以て精確なる検査を遂げ且彼我統一を失はざらんことを深く留意し先づ標準米を調製し各郡役所各輸出検査員駐在所に配付し検査に着手せしか頗る困難を感せし事創始の際當局者其經驗に乏しく且各地其

習慣を異にし加ふるに新任多數の生産検査員は多少其手腕に優劣あるを免れずして事豫期に反し動もすれば検査の寛嚴甲乙其程度を異にしたるもの徃々輸出場に出て来るを以て生産検査の合格米をも輸出検査に於て多數不合格と爲さるを得ざるものあり加之俵裝の如きは生産検査當時は合格のものも或は運搬の途中に於て亂雜となり輸出俵米の面目を保ち難きものは或は繩を取替へしめ或は改俵せしめざるを得ざるものあり且輸出検査には總て縱繩を施さしむるを以て輸出商は一時面倒の感を抱く等從來になき嚴格なる検査規則の下に支配せらるゝを嫌ひ此羈束を免れんと企つるものも一部の商人間に起り隨て各種の故障を唱へ或は一時縱繩實施の延期を請願し又は生産検査の合格米は必ず舉て輸出検査にも合格ならしめん事を申請し又は一般輸出検査程度の寛大ならんことを望む等幾多の困難に遭遇せり顧ふに斯る困難は古來何れの事業にも創始の當時へれざる通患なれば敢て意となさす能く利害得失の繋る所を説明し検査員は更らに毀譽褒貶を顧みず着々施行せしを以て年を経るに従ひ先に

苦情を唱ふるものも終に規則の遵守せざる可らざるを覺悟し何時しか苦情も治まり幸に多數の違反者も出さずして事業の進行を致せり縣下多數の輸出検査場に於て若し甲乙其検査程度を異にし等級其等を得されば信を縣外に得ること能はざるを以て監督員を間斷なく派遣し検査程度の統一を圖りたれば事業漸時緒に就き近來縣の内外に信用を得需用逐年増加し販路も亦大に擴張したり今左に検査創始以來の各年産米輸出検査成績を掲ぐへし

(四十二年三月末日調査)

産米年次	輸出検査高	合格數	不合格數	合格歩合
三十六年産米	三三六、六一八	二三七、八〇一	九八、八一七	、七〇六
三十七年産米	四六七、五一一	四〇六、一一三	六一、三九八	八六九
三十八年産米	六四六、六三六	五六三、二六九	八三、三六七	八七一
三十九年産米	六七一、〇〇二	五九六、七一五	七四、二八七	八八九
四十年産米	七五二、五七三	六四六、三一一	一〇六、二六二	八五九
四十一年産米	二三四、八二六	一九〇、三二八	四四、四九八	八一

備考 三十六年産米は大部分三斗五舛俵にして少數の四斗俵を混し三十七年産米以後は全部四斗俵とす

生産輸出の両検査を通して各検査年度に依り検査累計表を掲ぐ

検査年度	産米年度	生産検査數	輸出検査數	一ヶ年検査總數
三十六年	三十六年産	二、七四六、七三六	二七〇、二九六	三、〇一七、〇三二
	三十六年産	五〇、一三一	六六、三二二	
三十七年	三十七年産	二、四二〇、八六五	二三三、二八六	二、七四〇、六〇四
	三十七年産	二、四七〇、九九六	二九九、六〇八	
	計	九三、八五一	一八六、二一九	
三十八年	三十八年産	二、一〇七、一〇八	三三二、九六六	二、七二〇、一四五
	三十八年産	二、二〇〇、九五九	五一九、一八六	
	計	五五	四八、〇〇六	
三十九年	三十九年産	六四、六四四	三一三、六七〇	三、〇一五、八九三
	三十九年産	二、二七〇、五七九	三二八、九三九	
	計	二、三三三、二七八	六八〇、六一五	

四十一年		四十一年		四十一年		四十一年	
計		計		計		計	
三十九年産		四十年産		四十年産		四十年産	
八七、五七四		二、四四一、七八二		二、四四一、七八二		二、四四一、七八二	
三、五二、〇〇二		二、五二九、三五六		二、五二九、三五六		二、五二九、三五六	
三、一八、二八二		一、四九、四二四		一、四九、四二四		一、四九、四二四	
六七〇、二八四		二、六二〇、〇八六		二、六二〇、〇八六		二、六二〇、〇八六	
四三四、二九一		二、七五九、五一〇		二、七五九、五一〇		二、七五九、五一〇	
二三四、八二六		三、四二八、六二七		三、四二八、六二七		三、四二八、六二七	
六六九、一一七							

今米穀検査に要する経費豫算、決算并決算額一俵當検査費を掲ぐれば左の如し

年 度	経 費 豫 算	経 費 決 算	検 査 総 俵 數	一 俵 當 検 査 費
三十六年	五、一、三七五、〇三八	四、九、四四〇、五二七	三、〇一七、〇三二	一、六四
三十七年	五〇、七七一、四五三	四八、四七七、七〇一	二、七七〇、六〇四	一、七五
三十八年	五〇、五四九、五五二	四八、三五四、五五六	二、七二〇、一四五	一、七八
三十九年	四八、六二〇、三一七	四七、一二三、一九五	三、〇一五、八九三	一、五六
四十一年	四八、五七七、一一七	四七、六七七、九九七	三、一九九、六四〇	一、四九

四十一年
四十二年
四十三年

五、六、五三六、五二七
五、七、二三一、九四七
五、七、二三九、一七三

五、六、一二七、四七八

三、四二八、六二七

一、六四四

米穀検査に要する経費豫算

科 目	四十一年度豫算額	四十二年度豫算額	四十三年度豫算額
米穀検査所費	五、六、五三六、五二七	五、七、二三一、九四七	五、七、二三九、一七三
俸 給	四、一、五五、一、〇〇〇	四、二、一六三、〇〇〇	四、二、一六三、〇〇〇
旅 費	五、七、七一九、八四〇	六、八、八二四、三〇〇	六、八、八二四、三〇〇
勉 勵 手 當	一、六三六、七二二	一、六三八、〇〇〇	一、六六五、〇〇〇
傷 痍 治 療 料	一、〇〇〇、一	一、〇〇〇、一	一、〇〇〇、一
需 要 費	七、五七、五〇〇	七、五七、五〇〇	七、五七、五〇〇
諸 備 給	八、七五、九五〇	八、九四、二〇〇	八、九四、二〇〇
備 品 費	一、三八九、三六〇	四、九三、〇〇〇	五、五五、〇〇〇
消 耗 品 費	一、七五七、〇〇七	一、七五七、〇〇七	一、五八一、一五五
通 信 運 搬 費	一、三三六、一二〇	九七〇、〇〇〇	一、〇〇八、八〇〇

圖書印刷費	借家料	諸雜費
五三〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
五〇一、八五〇	一、〇五二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
五五八、〇〇〇	一、〇五二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇

米穀検査に關する職員一覽

所長	監督	理事	書記	輸出検査員	生産検査員
一人	五人	一人	二人	三四人	五〇人

今各郡市に於ける米穀検査職員并輸出検査所を掲ぐれば左の如し

郡市名	理事	輸出検査員	生産検査員	輸出検査所	輸出、生産を兼ねる箇所
岡山	一人	三人	二人	上石井、船着町	一宮、金川
御津	一人	一人	三人	米倉	三石、日生、三國、伊里、福河
赤磐	一人	二人	三人	瀬戸、萬富	鶴山
和氣	一人	三人	三人	和氣、吉永、片上	
久米	一人	二人	二人	幸島、牛窓	

上	兒	都	淺	小	後	吉	上	川	阿	眞	苔	勝	英	久	計
道	島	窪	口	田	月	備	房	上	哲	庭	田	田	田	米	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九
五	三	三	四	一	四								二	一	三四
三〇	三二	三〇	二四	二五	一七	四〇	一九	一九	一九	二七	三四	三八	一七	二九	五〇五
長岡、西大寺、金岡、九蟠	呼松、彦崎、下津井	倉敷、茶屋町	長尾、玉島、連島、鴨方	笠岡	庭瀬、總社、足守、高松、眞金								大原、土居	津山	三十一ヶ所
可知、三蟠、沖田	八濱、小串、胸上、日比、味	野、莊内	萬壽、清音	大島、寄島、黑崎	陶山、大江、城見	高屋			野馳				吉野	福渡	二十九ヶ町村

六、米の品種

本縣に於ける米の品種名は各郡に於て之を異にし同物異名のもので頗る多し爾して現今に在つては稍や縣下一般を通する品種名多々之れありと雖も少しく以前に遡りて之を調査するときは各郡甚た雜多にして原種採取者か其取寄先の地名又は人名に因み若くは任意の名稱を附するを以て一郡すら通するもの甚た罕れなり然れども概して縣内最も廣く栽培せられたるものは明治初年に於ては亞垂二本草、天王三本草等を栽培せしか十年頃更らに明神坊、大柄坊、一本草を加へ十二三年には雄町、十五年頃には播磨早稻、因幡早稻、新撰の栽培を加ふるに至りしか二十年以後に在りては亞垂、天狗、明神坊、程良雄町の栽培多く又此當時より神力なる品種の栽培を初め逐年各地に傳播せり

二十四五年より海外輸出米に小粒の適せざるより米商人に於ては大粒を

歡迎購買して輸出したるの結果大に大粒種増加の傾向を生し又當局者に於ても大粒獎勵の方針たりしか如しと雖も三十一二年より輸出米の聲を絶ちたるを以て自然大粒種の栽培を減少せり右大粒種の歡迎せられし當時に於て本縣撰出の房吉種の如何に全國に所望せられしに至れり二十八年第四回内國勸業博覽會審査報告書より房吉米の審査概評を援萃せん

岡山縣房吉米

今回各地より出陳せる數萬種の米品中一種超群出色のものを求むれば先づ房吉米を推さ、るべからず房吉米は岡山縣備前國赤阪郡輕部村の友次房吉か近來發見せし米なり今回審査の成績により同人は進歩二等賞を受領せり斯る特殊の米なれば今特に房吉米の事を述へむとす房吉米は長さ二分五厘幅一分二厘の長大なる子粒にして粒腹に白色を貽めるを常とし色澤亦美麗なる米なり他の米品中に位するも子粒磊々として一見容易に之を辨識することを得へし又其重量を秤定せむ爲めに先

つ小粒米の代表として關取米百〇六粒を秤るに其重量は纔に五分に過ぎず次に中粒の代表として同粒數の白玉米を秤るに其重量八分あり爾して同數の房吉米は壹匁壹分を示せり故に房吉米は子實最豐大にして其重量を有すること從來内國種中に於ては未其匹を見ざるなり

斯る異常特殊の米を出陳せむには其解說も亦特に意を加へて詳述せざるへからずと雖も同人の解説を閱すれば太簡にして其要を得ず惟岡山縣米綿生糸品評會へ出品し明治二十六年三月十日三等賞木盃壹個を受く尙同會に於て米作の收利は種子の良否にあるを悟り平素此に注意し適々自作地にて良種を發見し試作好結果を得るや四方に傳播し頗る公益を與ふとの主旨により特別功勞賞として木盃三組を受くといふに過ぎず然れども該種は世界一或は大天狗など種々の名を附せられて各地に傳播せり中畧房吉米は前述の如く友次房吉の新に發見せしものにして直ちに房吉の名を以て之に負せたるは固より至當の名稱とす房吉の

名譽と功勞とを永く後世に遺すは惟此名稱の存するに因る然るに世或は此米に世界一或は大天狗など種々の名を附したるより其何人の發見せしかを知るもの少し傳播の方便として世界一の名稱は一時頗る農家の耳目を聳動せし効驗ありたるならむも抑々房吉の功勞は名の爲めに奪はれたるの嫌ひなきにあらず況んや種々の名稱を附して奇利を射むとするもの其間に雜出するをや蓋し發見人の功勞を嘉みし美を其人に歸するは農家の道義として最も意を用ふべきものとす今回審査の際該種と認めたるものは其何等の名稱を附したるに拘はらず悉く之を塗抹し去りて以て房吉米の本名に復せしめたり是れ深意の在つて然るなり(中略)本會出品中同種のもの百點に下らず其傳播の地方は岡山縣最多く大阪、山口、愛媛、福岡、廣島、愛知、兵庫之に亞けり即ち關西最多く關東には稀に之を見たり此大粒米は海外輸出に適當せりとは一般の許す所なり若此種類にして品質一齊のものを多量に供給することを得ば海外市場必

良價を得へし〔中畧〕猶當業者の爲に注意を與ふべきことあり世の房吉米を賞するものは非常の熱心を以て之を迎へ房吉米出つれば他米は殆んど顔色なしとするものあり又或は之を擯棄して取るに足らずとなすものあり是皆其中正を得す若し收穫の点より之を論すれば世間或は房吉米に優るものあるへく其飯として風味如何といへば房吉米は未鮮米だることを得さるへし然れども海外輸出の適否を問は、該種は頗る適當の資格を備へたりと謂ふへし故に房吉米に非常の重きを置き從來の良種を廢して専ら該種を栽培せんとするは輕躁者流の所爲たるを免れす其頑然として從來の稻種を守り房吉米の特長を顧みさるも亦固陋の見のみ其取捨撰擇の權は一に當業者に存すといへども海外輸出を圖るの地方に於ては該種の如きものを作出する蓋し有利の舉なるへし〔以下畧〕就中神力の栽培は縣下南部の各郡に傳はり三十年頃に至つては備中備前の南部は全作付の過半を神力にて作付するに至り阪神の市場は備中神力、

備前神力と稱するに至れり三十一年多平撰の岡山縣農事講習所試作用の種類試験に於て優良品種と認定せらるゝや各地競て之れが配付を受け年々増殖して縣下各郡に栽培するに至るも神力雄町の如く作付廣大ならず是より先き白玉郡の二種をも種苗交換會に於て盛に交換栽植し漸次増殖したるか如きも亦縣下全般に及はさりし三十七年頃九州神力三十九年吉備穗改稱日ノ出の良種と認めたるや各地之か栽植を競ひ作付の廣大なること數種の内に算ふるに至り最近二三ヶ年に在つて著しく作付を増加し現時の輸出上米は雄町、日ノ出、吉備穗の外に出てさるか如し斯くの如く現今に於て最も廣く作付せらるゝものは神力、雄町、多平、吉備穗、日ノ出、亞垂、白玉穀長都等之に亞ぎ何れも各地栽培せられつゝ、あり左に本縣下に於て撰出したる品種の沿革を概述せん

日の出撰種

明治三十一年赤磐郡瀧瀬村大字肩背赤松直太郎なる者同村に於て撰出し

たるものなり赤松直太郎は明治二十九年同村谷政吉の栽培したる神力種に属する豊年撰と稱するもの、豊作なるを見探て以て栽培し三十一年に到り之れが收穫に際し遇々四穗ありて豊美他に秀絶したるものを發見し之れを採取し種子と爲せり時恰かも旭日の東山を昇ること一竿故に名けて日ノ出撰と稱す爾來其繁殖に努めたるに豐收且つ米質佳良なるを以て漸次近郊に傳播し三十五六年の頃赤磐郡農會の請求に應し種子若干を提供し後三十八年都窪郡農會に四石和氣郡農會に一石五斗の請求に應したりしが遂に縣下普く栽培するに至る

雄 町 種

雄町種の來歴は記錄に徴するものなきを以て明瞭ならずと雖も口碑の傳ふる所に依れば上道郡高島村大字雄町に岸本甚造なる者あり天性農を好み夙に稻品種の改良に志したり會々安永の初年伯耆國大山寺に參詣し飯途沿道の稻田を注視し最も豊美なるもの二穗を發見採取し試作したるに

生育佳良克く其地に適するを以て之れが栽培を努むると同時に普く傳播せんことを計りたり名けて雄町と稱す其後慶應元年逝きたるを以て嗣子菊次郎志を繼ぎ熱心に其普及に務め遂に近郊汎く栽培するに臻れるは勿論廣く海外に傳へ明治三十七年上道郡農會に種子を依頼し來り六石を亞米利加合衆國に送附したり又全四十年頃より大分縣及兵庫縣に毎年多額の種子を送附し居れり如上の趨勢なるを以て縣下各地に栽植せざるなく殊に赤磐郡の如きは全郡舉て之れが栽培に汲々たり

多 平 撰

多平撰は本縣赤磐郡佐伯本村大字米澤宮崎多平なる者の撰出に係る其起原は明治十六年にして當時同地方は稻種甚だ雜駁にして良好なるもの少なきを憂ひ比較的優良なるもの九種を採り翌十七年試作したるに其内三本草より撰出したるもの最も良好なりしかば爾來其栽培に従事し附近に傳播するに至れり爾して明治三十一年遂に多平撰と銘名し縣下に喧傳せ

らる其後赤磐郡は雄町種の繁殖と共に稍々衰殆し現今は備中の中部及び作州の南部に最も多く栽培せり第九回關西府縣聯合共進會に於て功勞賞を受けたり

岡山縣赤磐郡佐伯本村

宮崎 多平

幼より父母を扶けて農業に精勵し夙に意を種子の撰擇に注ぎ刻苦多年遂に病蟲に耐ふる一新種を發見し之を多平撰と名け縣下に普及せしむ其の功蹟稱揚すへし依て茲に之を賞す

今各郡に於ける重なる種類の變遷を記すへし

御津郡 明治初年頃は主として阿垂、天王、二本草を栽培せしか八年頃に至りては阿垂、明治撰、二本草等多く栽培し二十年頃には阿垂、天狗明神穗等の大粒となり二十六七年には多く雄町を栽培せしも三十年頃より神力、都、多平等を栽培して現今に至る其歩合は過半神力にして其他は多平、都

雄町なりとす

赤磐郡 明治初年頃は備中早稻、亞垂雄町等を多く栽培せしか二十三年頃より神力、雄町、多平等を栽培するもの最も多し

和氣郡 明治初年頃は主として備中早稻、因幡早稻、三本草、小六、野田坊主、權音等を栽培せしが明治十五六年勸業委員を設くる等のことあり多少米製品質を論するに至り種類にも亦多少の注意を拂ひたり曰く清水早稻、大坊主、天狗、津山坊主、ホドヨシ、何れも當時盛に栽培せられたり現今に於ては雄町、天狗、白王、都、鬼一本、日の出、神力等最も多く栽培せられ居るもの、如し

邑久郡 明治初年はアダレ、キヨロク、新田種を栽培せしか七年頃には多く雄町を栽培し現今は神力、器量能を栽培するもの過半なり

上道郡 明治初年頃は概して亞垂、一本草、文久撰を栽培せしか二十年以後に至り殆んど雄町に變遷し現今は神力、日の出、八分方以上を占む

兒島郡 明治初年頃は専ら粃山、サヌキガエリを栽培せしも八年頃に至り連年凶作を來たし、かば香山、一本草、上村と一變せり其後兩三年にして神力、明見に變り十六七年頃は一本草、上村を最も旺に栽培し尙白玉、讃岐一本、東京一本をも合せ栽培したり是れより三十年頃迄は變遷なかりき當時九州、金光、ビツクリの入り來りたるを以て凡ろ三分の一は之を栽培したりされども一、二ヶ年にして漸次衰へ目下は神力約十分の七雄町、三角、明見、白玉約十分の三の栽培なるへし

都窪郡 明治初年頃は赤穂、一本草、白玉、頭芳、興洲、七分摺、山城戎等の種類を栽培せしか十九年頃より神力、雄町、文明、都、白二本、東京一本、今村、妙見、赤二本等の種類を栽培し目下は神力、多平、雄町、白玉、都、文明、吉備穂渡り、船、東京一本等を栽培せり而して神力の栽培面積は七八分を占む

淺口郡 明治初年頃はクロンボー、赤二本、朝比奈、雄町、ビツクリボー、四石坊等を主として栽培せしか全十八年頃に至り鈴成、兒島糯、烏糯を栽培し廿

年頃には妙見、雄町、神力、ビツクリ、一本草、山城等を栽培し三十年頃に至りては神力、備前坊、雄町、ビツクリ、鉄の棒等となり現今に於ては神力、九州、神力、器量能、吉備穗、撰源藏、多平、一本糲等を主として栽培す

小田郡 明治初年以前より上早稻、三本草、善光寺等を栽培し來りしが十二年頃よりオーヘイボウなる品種は米質は下等なるも收量の饒多なる爲め大に生産者歡迎し競ふて之を栽培せしに二十二年頃より神力を三十年頃よりスチハチ、オンカクワズ等を栽培し近時に至りては雄町、多平、吉備穗、白玉等を栽植すと雖も就中神力は總作付の優に五分以上を占む

後月郡 明治初年は専ら一本草、新四國を栽培し十五年頃より雄町、神力を加へ目下は白玉、多平を栽培するもの過半なり

吉備郡 明治初年頃は早稻は備前、佐山坊、中稻は伊豫、坊、晚稻には石田坊、播州、美濃を主として栽培せしか十年後に至り早稻には福早稻、坪田坊、晚稻

にては程良、大和、柳井原坊、讚岐多く近年に至り中稻の雄町、多平、三須撰、晩稻の神力、吉備穂最も多し

上房郡 明治初年頃には一本草、雄町、朝倉、小女房、亞垂、榮助、オーヘイ、赤二本等を主として栽培せしか三十年頃より専ら雄町、朝倉、白玉、亞垂、榮助等栽培七八分を占む

川上郡 明治初年頃は茶法師、亞垂、其他法師と名つくる種類夥多にして其名稱の如き亦雜多にして異名同種のもの鮮からず爾來二十年頃迄は種類の變遷を認めず二十五年より雄町、白玉を栽培し當時神力も亦少しは栽培せり現時に於ては多平、雄町、東錦、白玉、亞垂等の栽培多し

阿哲郡 明治初年頃は専ら早稻にては重高ナモタカ、ハラ早稻、六尺、榮助、小法主、伊勢法主、吉原、中稻にては目赤、晩稻にはスクバリ、大阪法主、奧法師等を栽培せしが貢納の金納となりたる後は種類は頗る雜駁となり且つ中晩種を多く栽培するに至る即ち十二三年頃よりは單に收量に重きを置き晩稻

オーハイボー、一本草、下市、お京、コケロク、藏建、横川、源右衛門、カサナリ、を栽培したりしか最近には白玉亞垂雄町、重高、明神法師、杵築、小阪、荒砂、愛宕、を栽培するもの最も多し然れども、米製阪良奨勵の結果は白玉重高、數良郡、多平、都雄町等を栽培するもの漸次増加するに至れり

眞庭郡 明治初年以來主なる品種として擧ぐること至難に属す目下の如き改良進歩しつゝ、あるにも不拘其品種二百以上の多きに居るの狀況なり然れども亞垂は往昔より今日に至るまで好適の種子として栽培しつゝ、あり而して之に亞くものを擧ぐれば雄町、日本坊、白毛、但馬等の類殊に多し

苫田郡 明治初年の頃は一本草六十日早稻、雀知ヲズ、河原早稻、大防主、天皇平田防主、黒防主、大防主、天皇、佐伯和歌の浦、亞垂、新天皇、福穗天皇、恵比壽糯を栽培し十年以後は大防主、亞垂、長雲坊、明神、一本草、福島、日本力、神力、三穂の類、となり二十年以後は肥後雄町、寒坊主、早稻、天皇、勝都、山田穗、白玉、都、横

野坊主、石田、惠比壽糯、器量能變遷し、目下は白玉、都勝、多平撰、亞垂、雄町、神力、福山肥後等の栽培最も多し

勝田郡 明治初年に在りては作平、亞垂、石山、三保關、播州等を栽培せしか、五年頃上河原、新四國、美作、一本草を加へ十年には上河原、若の浦、亞垂、播磨坊主、美作、大國坊主に變遷し、二十三年に至り小野川、福天神、倭穗、雄町、傳はり三十年頃には早稻、雄町、大坊主、亞垂、朝倉、改良坊主、山田穗、雄町、新高砂となり三十五年頃早神力、多平、白玉九年隠の品種を客れ現今にて廣く栽培せらるゝものは群益、穀良都、亞垂斗滿穗、多平、雄町、神力、日の出、竹成、八重穗、吉備穗等とす

英田郡 明治初年頃は専ら亞垂、代官倒、天王、白毛、旱不知、出雲早稻、伊勢穗、雄町、荒川、若の浦、水早稻、器量能、石山、福島等を栽培せしか、二十年頃は多く亞垂、肥後、山田穗、雄町、福山、長者坊主、天王、河内早稻、吉川早稻、器量能等を栽培し、目下は福山、吉川早稻、肥後、器量能、神力、多平、雄町、白玉、亞垂、都伊勢穗を栽

赤 (二四)磐	山手(三)	小川(三)	肥後(二)	一本撰(一)
大穂(一)	小原防主(一)	赤穂(一)	一本撰(一)	
白毛(一)	福島(一)	河合(一)	大天(一)	
都(一)	五穂(一)	明治撰(一)	吉備穂(一)	
雄町(四)	神力(二)	早器量能(五)	白玉(三)	
福山(二)	日ノ出(一)	撰出(一)	北川(一)	
和氣 (二五)	一本草(一)	小稻荷(一)	備中(一)	
惠比壽糯(一)	一本草糯(一)	田中糯(一)		
神力(三)	日ノ出(八)	文久糯(三)	雄町(三)	
早器量能(二)	廣谷(九)	吉野(八)	赤糯(五)	
吉備穂(六)	鳥糞(三)	コケ六(三)	竹成(二)	
小六(二)	岩山(一)	播磨源藏(二)	小錦(二)	
多平(一)	十二石(一)	田中(一)	大和(一)	
出雲(一)	伊勢錦(一)	北川(一)		
神力(四)	雄町(八)	日ノ出(七)	宍甘撰(一)	
上道 (五)	吉備			
邑久 (二三)				

上
(五三)房

奧	大	米	長	ホ	多	早	福	關	亞	穀	明	多	一	鳥	六	溝
	亞	子		フ	平	早	早			良			本	藏	口	
辰(一)	垂(一)	辰(一)	門(一)	ク(一)	艸(一)	糯(一)	稻(二)	辰(二)	垂(二)	都(三)	神(五)	平(四)	草(一)	糯(一)	繻(一)	撰(一)
明	加	於	大	岡	太	赤	赤	風	赤	白	岡	雄		一	九	小
神	茂	近			柄	二本	毛	不	二	毛	山	町	本	糯	谷	神
教(一)	市坊(一)	坊主(一)	國(一)	僧(一)	糯(一)	撰出(一)	(二)	合(二)	本(二)	(三)	坊主(五)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
赤	高	妙	赤	畝	竹	兒	稻	荒	カ	西	白	但		雄	撰	唯
	山			一	莊	島	荷	坂	ク	ノ			町	町		
濱(一)	坊(一)	見(一)	穗(一)	俵(一)	早稻(一)	坊(一)	(二)	(二)	糯(二)	尾(三)	玉(四)	馬(三)		糯	出(一)	糯(一)
マ	片	久	日	太	新	一	龍	赤	山	都	出	神		大	ハ	紅
サ	上	世	ノ	小	四	本	坊	糯	上		雲	力	原	コ	ゼン	糯(一)
レ(一)	辰(一)	辰(一)	出(一)	郎坊主(一)	國(一)	草(一)	(一)	(二)	辰(二)	(二)	(四)	(九)	穗(一)	(一)	(一)	(一)

川
(五九)上

穀良都(一五)	藏立(一)	都(一)	大坊主(一)	シタケ(一)	夫婦法師(一)	白稻荷(一)	山中坊(一)	朝熊坊(一)	法師(一)	彼岸糯(一)	面高(一)	亞垂(一)	白早稻(三)	稻荷戾(三)	雄町(一)	羽賀早稻(一)
荒砂(八)	玉法師(一)	源右衛門(一)	三年藏(一)	亞垂早稻(一)	東錦(一)	美山坊(一)	千切稻(一)	白糯(一)	毛早稻(一)	里神力(一)	赤毛(一)	播州早稻(一)	神力(一)	チンコ糯(三)	多平(九)	
八反(七)	子タリ八合(一)	横川(一)	借錢切(一)	目赤法師(一)	竹莊坊(一)	備前糯(一)	一年倉(一)	改良二本草(一)	虎ノ毛(一)	今小町(一)	日燒不知(一)	スチコスリ(一)	白玉(一)	二本草(三)	明神法師(八)	
重高(七)		丹波(一)	江戸稻(一)	目黒(一)	簀法師(一)	白毛(一)	赤稻荷(一)	寶(一)	瀧山糯(一)	今津法師(一)	赤法師(一)	阿部法師(一)	紅糯(一)	大柄草(三)	稻荷法師(六)	

阿
(三六)哲

白 王(五)
小 坂(三)
美 穀(二)
小 備前糯(二)
有 漢(一)
清 水糯(一)
西 方法師(一)
ケ ソ子一(一)

多 平(四)
高 山(三)
築 前(二)
四 方師(一)
但 馬(一)
畝 一俵(一)
出 雲法師(一)
目 黒(一)

明 神(四)
雄 町(二)
爲 長(二)
キ ズキ(一)
長 者(一)
荒 坂(一)
新 類糯(一)
溜 法師(一)

亞 垂(三)
愛 宕(二)
目 赤(二)
小 坂早稻(一)
米 子戻(一)
西 ノ尾(一)
奧 法師(一)
大 元法師(一)

眞
(一九)庭

雄 町(八)
多 平(四)
亞 垂(三)
岩 見(二)
ツ クハミ(二)
大 和坊主(一)
改 良撰(一)
鬼 三本(一)

日 本助(八)
白 毛(三)
天 皇早稻(二)
笠 ノ浦(二)
白 藤(一)
穂 揃(一)
惣 八(一)

荒 坂(七)
大 豐年(三)
東 早稻(二)
尻 口(二)
エ ビ助(一)
備 中早稻(一)
加 茂市(一)

但 馬(六)
神 力(三)
西 ノ尾(二)
長 利(二)
一 本草(一)
都 一宮(一)
一 ノ宮(一)

勝 (三一)田					苦 (四六)田											
雄	亞	關	振	三	雄	關	福	播	福	赤	大	三	程	姫	大	石
町(一八)	取(七)	山(六)	州(三)	德(二)	主(一)	原(一)	倉錦(一)	吉(一)	早稻(一)	主(一)	田(一)	田(一)	垂(二)	肥(一)	多(三)	
多	肥	ヒヤリ	末	荒	横	若	谷	六	王	大						
平(二五)	後(六)	糰(六)	吉(三)	坂(二)	野坊主(一)	浦(一)	光(一)	助(一)	道(一)	垂(一)						
神	天	早	都	福	奥	新	片	河	白	尻						
力(八)	王(六)	力(四)	(二)	吉(二)	津坊主(一)	福山(一)	上(一)	内坊主(一)	糰(一)	糰(一)						
亞	白	稻	大	吉	目	力	日	木	江	福						
垂(七)	玉(六)	參(四)	和(二)	穗(一)	備	黑(一)	章	山(一)	早稻(一)	善(一)						
							</									

久 (六)米											英 (五)田					
日	ツ	キ	京	赤	大	キ	倍	亞	白	朝	雄	大	多	黒	三	二
ノ	ク	ヅ	早	坊		ン						亞			本	本
出	バ	キ	稻	主	力	糴	増	垂	糴	倉	町	垂	平	土	草	草
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(二)	(三)	(六)	(八)	(二)	(八)	(一)	(一)	(一)
清	キ	穂	天	彼	梶	ス	ヲ	大	吉	明	多		亞	伯	天	江
水	ー	揃	王	岸	涙	サ	ナ	田	備	神	平		垂	耆	狗	川
(一)	ロ	(一)	早	(一)	(一)	キ	ッ	原	穂	(三)	(八)		(五)	(一)	(一)	(一)
丸	ハ	早	荒	芳	末	東	堀	早	福	都	神		雄	伊	加	福
山	ク	神	坂	川	金	坊	坊	生	山	(三)	力		町	勢	茂	坊
(一)	ン	力	(一)	(一)	(一)	主	主	雄	(二)	(二)	(二)		(五)	穂	早	主
出	ゲ	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	町	(二)	(二)	(二)		神	(一)	稻	(一)
白	本	高	三	惠	公	白	肥	大	渡	大	白				高	水
(一)	本	三	保	比	文	毛	後	國	船	和	玉		力	倉	糯	(一)
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	主	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)	(一)

右品種の中に付き重要なる位置を占むるものを掲ぐれば左の如し

品種名

栽

培

郡

名

五%以上作
付の町村數

神

力

英 川 小 上 御

津(二〇) 道(二四) 田(一八) 上(二二) 田(一一)

赤 兒 後 眞 久

磐(二〇) 島(一六) 月(一〇) 庭(三三) 米(一〇)

和 都 吉 苦

氣(一一) 窪(一九) 備(二七) 田(八)

邑 淺 上 勝

久(二一) 口(一三) 房(九) 田(一三)

二五五

雄

町

英 阿 後 上 御

津(二八) 道(八) 月(一〇) 哲(二二) 田(一五)

赤 兒 吉 眞 久

磐(二三) 島(三三) 備(二九) 庭(八) 米(一八)

和 淺 上 苦

氣(一四) 口(二二) 房(一一) 田(一八)

邑 小 川 勝

久(二二) 田(八) 上(一一) 田(二二)

二四二

西 大 木 山 金 時 蜜 柑

寺(一) 籾(一) 籾(一) 籾(一) 籾(一)

大 赤 力

黒(一) 籾(一) 籾(一)

米 吉(一) 水 田

籾(一) 籾(一) 夷 籾(一)

大 倭 坊主(一) 赤 籾(一)

紅 籾(一)

白			亞			日ノ出			吉備穗			多				
玉			垂			出			穗			平				
阿	後	御	英	眞	上	久	小	邑	御	後	兒	御	苦	上	淺	御
哲(五)	月(二)	津(二)	田(一五)	庭(三)	房(二)	米(一)	田(八)	久(一八)	津(四)	月(八)	島(九)	津(一二)	田(一五)	房(一四)	口(一)	津(一七)
苦	吉	和								吉	都	赤	勝	川	小	赤
田(六)	備(三)	氣(三)	久	苦	川		後	上	赤	備(三〇)	窪(一九)	磐(一)	田(一九)	上(九)	田(一〇)	磐(八)
勝	上	兒	米(二)	田(七)	上(二)	月(一)	道(七)	磐(一九)	和	苦	淺	邑	英	阿	後	邑
田(二)	房(四)	島(一)		勝	阿	上	兒	田(一)		田(一二)	口(一二)	久(六)	田(一八)	哲(四)	月(五)	久(一)
久	川	小							久	小	上	久	眞	吉	兒	
米(六)	上(二)	田(二)	田(一一)	哲(三)	房(一)	島(二)	氣(一)	米(三)	田(一〇)	道(一)	米(一八)	庭(四)	備(五)	島(三)		
三八			四五			七二			一二二			一五一				

穀	山	明	金	都	但	肥	早	荒	東	關	
良	和	神	神	上	馬	後	器	坂	京	取	
都	小	小	兒	赤	上	赤	量	上	本	苦	
小	和	久	島	盤	房	磐	能	房	御	田	
田	氣	米	(一七)	(一)	(一〇)	(二)	和	(二)	津	(七)	
(二)	(二)	(一)	吉	川	阿	苦	邑	阿	浅	勝	
吉	苦	上	備	上	哲	田	久	哲	口	田	
備	田	房	(三)	(一)	(一)	(六)	(一〇)	(一)	(二)	(三)	
(五)	(六)	(五)	小	真	真	勝		真	小		
上	勝	川	庭	庭	庭	田		苦	田		
房	田	上	(二)	(一)	(六)	(六)		田	(二)		
(三)	(二)	(八)	吉	苦	久	久		久	後		
阿	久	阿	備	田	米	米		米	月		
哲	米	哲	(六)	(二)	(二)	(二)		(一)	(一)		
(一五)	(二)	(四)									
二五	二二	二一	二〇	一九	一七	一六	一五	一三	一二	一〇	

検査規則實施せらるゝや三十七年二月第三回農事技術員協議會には米種統一の件協議問題となり討議の結果各郡に於て適應せる早中晚數種を撰擇して之か栽培を極力獎勵し且つ縱令收量多穫なりと雖も米質の極めて不良なる種類は之を栽培せさるゝことに指導することゝし大に勵むる所ありしも遽かに面目を一新する頗る難事に属せり然れども單に指導獎勵のみに在つては統一の目的を達する甚た遼遠なるを以て重て四十年十二月第七回の全協議會には品種統一を計るの方法岡山縣農會より提出せられたれば採種田の設置を以て完全なる統一方法と決せり然れども之か母本を縣試験場に於て採種し郡町村農會の系統採種田の設置は多少の年月を経過せざるへからざるに依り應急の策としては共同踏査採種の方法を督勵することとせり翌四十一年十一月縣告示第一〇八五号を以て岡山縣立農事試驗場水稻原種交付規程を定め四十二年作付の原種として左記原種を交付したり

[illegible]

[illegible]

稻種類型特性表

種類名	稈長	一株莖數	出穗期	成熟期	品質	粒形	玄米平均收量
	尺	本	月日	月日	点		石
穀良都	三、四一〇	一六、三	八、一八	一〇、一〇	一〇〇	大	(五) 二、七一四
郡益	三、四六〇	一九、三	八、二三	一〇、一四	八八	小	(五) 二、九三三
光明錦	三、三九七	一六、三	八、一六	一〇、〇五	九五	大	(五) 二、六七〇
雄町	三、四九〇	二〇、三	九、〇一	一〇、三一	一〇〇	大	(六) 二、九五三
多平撰	三、八九〇	一九、〇	八、三一	一〇、二九	九四	大	(六) 二、八三八
都	三、六三〇	二二、七	八、三〇	一〇、三一	九五	大	(六) 二、九八〇

吉備穗	神力 (本縣産)	竹成 日ノ出	撰金 時糴					
三、二二〇	二、七八〇	二、八四〇	三、九六〇	二、六八〇				
二一、三	二五、七	二二、〇	二一、〇	二三、七				
九、〇五	九、〇五	九、〇四	九、〇五	九、〇六				
一一、〇六	一一、〇六	一一、〇六	一一、〇六	一一、〇六				
八九	八〇	七〇	一〇〇	九五				
中	中	小	中	中				
(三)	(五)	(六)	(四)	(六)				
二、九六九	三、一一三	三、〇二二	三、〇九九	二、七六二				

備考 本表中稈長、一株莖數、出穗期及成熟期は明治四十年本縣立農事試驗場に於て栽培せし稻作につき之れを調査し品質は其產米を本縣米穀検査所長山崎敬義の品評せし審査得點にして玄米平均收量三ヶ年乃至六ヶ年の平均收量にて()内の數字は其年數と知るへし

岡山縣農會も亦郡市農會の採種地向つて事業補助金の交付を爲し之れが取扱を監督せり斯の如くなるときは諸般の報告書等試驗場及縣農會の双方に提出せざるへからざるのみならず監督上の統一を失するの嫌なきや保すべからず故に農事試驗場は母本を育成して之を縣農會に交付し全會より郡市農會に配布すること、し試験場水稻原種交付規程を廢止し更らに縣農會に於て交付規程を定めたり

岡山縣農會水稻原種交付規程

第一條 米種の改良及統一を期する爲め毎年水稻原種の交付を行ふ其種類數量は豫め通知するものとす

第二條 前條の水稻原種は本縣内郡市農會に於て採種田を設置し其の生産したるものを下級農會又は部内共同苗代組合に原種用として配布する目的にて栽培管理するものに限り之を交付す

前項の採種田は郡に在りては五ヶ町村以内市に在りては三大字以内に設置し一ヶ所面積貳反歩以上なるを要す

第三條 前條に依り水稻原種の交付を受けんとする郡市農會は第一号書式に依り九月末日限り本會に申込む可し期限内に申込をなさゝるものは交付を受けることを得ず

第四條 前條申込の種類數量の配布種類數量に超過したる場合は按分に依り交付するものとす

第五條 本規程に依り交付すべき水稻原種の栽培法は別に定むる水稻採種地耕種標準に依る可し

第六條 採種田の位置土質及稻の種類等不適當なりと認むるときは之れが變換を命することある可し

第七條 原種として栽培したるものにして配布剩餘を生したるとき又は不適當の爲め配布し能はざるときは本會の承認を受く可し

第八條 水稻原種の交付を受けたるものは第二号書式に依り毎年四月末日限り其の成績を報告す可し

第九條 交付すべき水稻原種は種類別に封裝を行ひ郡市農會に送付し之れに要する運賃は交付を受けたるものの負担とす

附 則

第十條 明治四十一年十一月岡山縣告示第千八十五号岡山縣立農事試驗場水稻原種交付規程に依り申込をなしたるものは本規程に依りたるも

のと見做す

第一号書式

水稻原種交付申込書

稲の種類	採種田反別	所要畝量	採種地土質	全上位置	全上管理者 氏名	備考
早稲何々	何反何畝何歩	何石何斗何升	壤土又は粘土等	何郡町村大字	何の某	農會直轄又は委託の區別等
計 早稲何々 中稲何々 晩稲何々				何ヶ所		直轄何ヶ所何反何畝歩 委託、、、、

右の通採種田を設置し規定の條項確守可致に付水稻原種交付相成度此段
申込候也

年 月 日

郡市農會長 印

岡山縣農會長宛

水稻原種栽培并配付成績報告書

稻の種類	採種田反別	採取種子量	反當收量	採種地位置	全上管理者氏名	備考
早稻何々	何反何畝何歩	何石何斗何升	何石何斗何升	何郡何町何大字何字	生育の状況病虫害の有無 穂揃の齊否成熟期	
計 早稻何々 中稻何々 晩稻何々						

計 早稲何々 中稲何々 晩稲何々	早稲何々		中稲何々		晩稲何々	
	何石何斗何升	何々町村	何石何斗何升	何々町村	何石何斗何升	何々町村
稲の種類	町村農會へ配布	種子數量	農會數	種子數量	組合數	種子數量
	共同苗代組合へ配布	種子數量	組合數	種子數量	組合數	種子數量
種籽配布方法	種子 惣量	何石何斗何升	何石何斗何升	何ヶ組合	何石何斗何升	何石何斗何升
	種籽配布方法	同量の籾と交換又は 玄米幾何と交換又は 無代配布等	何石何斗何升	何ヶ組合	何石何斗何升	何石何斗何升

右及報告候也

年 月 日

郡市農會長

岡山縣農會長宛

水稻採種地耕種標準

水稻採種地の耕種法は各郡市町村の状況により固より一律を以て規すべからずと雖も大体の標準を定むること左の如し

一、種 類

種類は收穫多量にして品質良好なるものを選ふべきは勿論也と雖も其性最も地方に適當するものを選定するを要す依て當分主として左記の種類を蕃殖普及する事

郡市名	種 類			
	早	中	晚	稻
岡山	稻			
御津				
雄町、多平撰				
吉備穗、神力、金時糯				
日ノ出撰、吉備穗、神力、金時糯				

久 米 全 上

全 上

全 上

二、撰 種

種子は凡て風扇選及び篩撰を行ひ後ち鹽水を以て撰別すべし爾して鹽水の濃度は風扇及篩撰を行ひたる種子三四割浮上するを度とすること

三、浸 種

撰種したる種料は俵に入れ清潔なる流水に浸すへし桶浸の場合は水の腐敗せざる様屢々水を交換するを要す浸種日數は五日乃至七日とす

四、苗 代

一苗代の位置は向陽温暖にして灌漑排水に便なる地を撰ふべし

二苗代の耕土は深さ二寸内外となすべし

三苗代の肥料は一步に付人糞尿は二升乃至三升木灰一升乃至一升五合を元肥とし若し人糞尿の乏しき場合は菜種粕八十一匁乃至百二十二匁を以て代用すべし

四、苗代は短冊形となし四月下旬乃至五月上旬播種し一步に付五合乃至八合播となすべし

五、苗代の灌水は激流の患ひなからしめ播種の當時は灌水を淺くし日中は時々水を排除するを要す但し寒冷の日降雨の日及夜間は水を排除すべからず

六、苗の漸々生長するに従ひ前項の如く水の加減をなすの必要なく常に灌水し置くも差支なしと雖ども時々灌水の切れたるまゝ、田面を陽光に當つるを可とす

但し灌水は深きを忌む

五、採種地の撰定

一、採種地は日當り良き灌排水の便利なる土地を撰ふべし

二、概して粘土地又は腐蝕質の土壤に生産せし種子は砂分多く有機質の少なき土地に生産せしものに比し品質不良なり

三瘠薄なる土地に生産せし種子の不良なるは勿論なりと雖ども地味の肥沃なるもの亦結實不充分なるを以て耕土深き地位中等の土地を撰ぶべし

六 本田の肥料

稻作肥料の種類分量配合法及施用期の如何は米の收量并に品質に影響を及ぼすこと至大にして殊に病害と密接の關係を有するを以て採種地において十二分の考慮を拂はざるべからず而して稻の種類地勢土質及氣候により一定ならざるを以て左に注意すべき要点を示さん

一、採種地に施すべき肥料の種類は堆肥、菜種粕、鯀粕、大豆粕、草木灰及過磷酸石灰を主とし、硫酸アンモニアの如きものは一反歩に付窒素二三百匁の範圍を以て補助肥料となすべし

二、早稻及中稻にありては過磷酸石灰を除く外凡て元肥となし追肥をなさざるを良とす

晩稻にありては北部及中部地方にして肥料の保持力長き土地にありては纏て元肥とし可成追肥をなさゝるを良とす

南部地方の土地にして特殊の場合を除く外總て有機質肥料を原肥とし追肥の必要あるときは硫酸アンモニヤ一貫匁乃至一貫五百匁に適宜の過磷酸石灰を混合し追肥となすべし

砂土の如き肥料の分解急激なる土地にありては堆肥を除き其他の肥料は二回に分施し三番肥の必要ある場合は前項の如く人造肥料を施用するを可とす

三、追肥は砂土の如き特別の場合を除き其他は七月十五日頃までに施用すべし

四年の氣候により肥料分解の遲速吸収の難易及び稻の生育狀態等異なるを以て追肥をなす場合によりては克く注意し臨機の斟酌をなすを要す

五、一反歩に施すべき三要素量は窒素二貫五百匁以内、磷酸加里は各一貫五百匁となすべし

七、挿 秧

一、挿秧期は六月中下旬とす

二、株數及一株の苗數は早稲は一株十本、中稲は六七本、晚稲は四五本とし、南部地方は早中稲は一步四十九株、晚稲は四十二株、北部地方は早中稲は五十五株、晚稲は四十九株を標準となすべし

三、挿秧の深さは一寸以内を度とすべし

八、灌 漑

一、挿秧後數日間は可成灌水を淺くし、其後と雖も深く水を灌くは宜しからず

二、除草毎に灌水の切れたる儘一兩日田面を陽光に當て、後ち灌水すべし、五番除草後の田面の乾燥は龜裂の生ぜざるを度とすべし

三、出穂期は灌水を稍深くし花開二週間の後ちは落水乾燥せしむべし

九、除 草

一、除草は五回を標準とし第一、第二回には雁爪を用ひ其他は手取となすべし
し而して除草は八月中旬迄に終るを要す

十、收 穫

一、穂の黄化せし時期より穂首の黄色を呈するに至る期間を刈取の適期とす

二、穂揃後一、二回採種田を踏査し變化及夾雜せる穂を抜き取るべし

三、次年度の原種となすべき母本採種をなすには次の方法に依るべし刈取前に採種せんと欲する田の中央に就き一株の穂を握り而して最も長く突出せる二三本の穂と遅れ穂とを省き一株の中央に位せる穂にして其種類固有の特性を具備し就中籽附の比較的密なる穂を藁と共に切り取るべし

十一 乾燥

種籾の乾燥は摺り籾に於けるが如く強き程度になすの必要なく幾分の濕氣を帶ふるは種子生活上緊要のことなりと雖ども過度の水分は貯藏中醗酵を來すの恐れあるを以て能く其適度を誤らざる様左の通り注意すべし刈取りたる稻は稻架に掛け乾燥せしめ扱き落したる種籾は一兩日筵乾となし貯藏すべし

郡市農會水稻採取田取扱方法

郡市農會に於ける採種田は左の方法に依り取扱ふものとす

一、郡市農會には採種田に關する左の帳簿を設備すべし

イ、採種田原簿

原種の種類、配布數量、採種場位置、反別、擔當者氏名を記入すべし

ロ、巡視録

巡回の都度現況を知り得べき事項及次回巡視迄に注意を要すべき各

種の事項を記入し郡に於ける指揮監督上粗漏なきを期し尙縣農會より出張監督の便宜を與ふること

一、採種田擔當者は左の帳簿を備ふべし

イ、採種田日誌

採種田に於ける日々の出來事を細大漏さず記入すべきは勿論特に左の事項は遺漏せざるを要す

一、天候　二、施肥期日及種類數量　三、播種及插秧期日　四、種子發芽期日　五、病蟲害發生　六、出穗及開花期日　七、成熟　八、作業　九、時々の發育狀況

ロ、作業命令簿

採種田作業命令簿は左記様式に依るべし

作業命令簿

(様式)

命令月日	命令者印	施行期日	事項

備考 事項欄には採種場作業命令及注意要項所感等を記入すべし
ハ、耕種田設計簿

し 水稻採種地耕種標準に依り適宜之を定め肥料設計書は左記様式に依るべし

肥料設計書 (様式)

田反別	臺帳字名			通稱田名		
肥料名	數量	原肥數量	追肥數量	價格	窒素	三要素加量
					素	里
					磷	
					酸	
					加	
					量	

一採種田には標札を建設すべし

一郡市農會技術員は左の時期に於て採種田を巡視監督をなし其狀況を左記報告書式に依り縣農會へ報告すべし

イ播種後 ロ、插秧後 ハ、出穂期 ニ、採種期

一出穂期より刈取前迄の間に於て異種類を残らず切取るべし

一種子配布は金員若くは玄米交換とし代價は可成普通價格より以下とすべし

一翌年に於て必要なる原種豫定數を毎年三月末日限り縣農會へ申込むべし

一採種田に建設すべき標札及作況報告例左の如し

標札の雛形

二 尺

九 寸

何々郡農會採種田反別種類 担当者 何村大字何 何某

四 寸

早(中晩) 種類名

長二 尺

ト、報告、郡農會採種田は左の様式により縣農會へ報告すべし

第一回報告（五月二十日限り）

位置	面積	品種名稱	播種期	一坪播種量	一步肥料	生育狀況

第二回作況報告（七月三十日限り）

位置	面積	品種名稱	一步株數	一株本數	害蟲被害狀況	生育狀況

第三回作況報告（九月二十日限り）

位置	品種名稱	混種の有無 及切り取り狀況	病虫害 の被害狀況	生育狀況

第四回作況報告（十一月三十日限り）

位	置	品 種 名 稱	混種の有無	害蟲被害狀況	生 育 狀 況
			及 切 取 り 状 況		

前各表とも参考となるべきことは備考欄を設け記入すべし

何郡農會水稻種子配付規程準則

第一條 採種田に於て栽培したる水稻種子は本規程により配付するものとす

第二條 配付すへき種子の種類、數量及配付の方法は毎八月末日迄に之れを告示す

第三條 種子の配付を受くるものは本會區域内の町村農會、共同苗代組合又は町村農會員に限る

第四條 種子の配付を受けんとするものは毎年十月末日迄に第一號書式により町村農會を経て本會に申込むへし

第五條 申込の種類、數量、配付すべき種類、數量に超過するときは左の順序により配付するものとす

一 採種田を設置せる町村農會

二 共同苗代組合

三 町村農會員

但し本會に於て特に必要と認むる場合は此の限りにあらず

第六條 種子の配付決定したるときは其の種類、數量、配付月日及配付すべき場所を申込者に通知するものとす

第七條 種子の配付を受け採種田を設置せる町村農會は種子配付規程を定め本會の承認を受くへし之れを變更したるとき亦同じ

第八條 種子の配付を受け採種田を設置せる町村農會は第二號書式により其の成績を毎年四月末日迄に本會に報告すへし

第九條 配付せし種子に付配付後異議を唱へ又は代金若くは交換物品の

第十條 配付すべき場所迄送付する種子の運賃は本會に於て之れを支辨し其他は凡て配付を受けたる者の負担とす

第一號書式

水稻種子配付申込書

[illegible]

住所(何々共同苗代組合)

年
月
日

町村農會長(組長)何

某印

郡農會長宛

第二號書式

水稻種子栽培并配付成績

第一、栽培成績

[illegible]

第二 配付成績

[illegible]

右報告候也

年
月
日

郡農會長宛

町村農會長何

某印

七、米の生産に關する施設

イ、撰種

明治初年は單に唐箕又は箕にて簾別するに止りしが明治二十七八年頃より点々鹽水撰を行ふものを生し現今に於ては漸く大部分を實行するに至れるか如しと雖も農事改良實行組合又は町村農會の督勵に依り共同撰種を行ふの結果現今の實行を期するを得たるものなるへし而して明治初年と雖も拔穗の撰種は精農家の手に於て行はれつゝ、わりしも單に一株中にて草丈の高くして雌穗と稱するものを抜き取りしなるへし又浸種を從來桶にて行ひたる地方は簾別したる粃を桶に浸し攪拌浮上するものを掬ひ取りたるを以て水撰の行はれたるは其起元最も遠しとす而して比重撰に用ゆる鹽は近時政府の專賣に屬し撰種用鹽は特別拂下の特典ありと雖も專賣以前に比すれば廉價なりと云ふべからず然れども近時は鹽精製の副産物たる固形苦汁鹽を製造販賣するを以て之を用ひて鹽に代用することゝを勸誘し又郡村農會は苦汁鹽を購入して撰種獎勵の爲めに無償交付を行ふもあり今農事改良實行組合の撰種成績を示せば左の如し

郡市名	種子總量	鹽水選實行量	實行歩合	稻作農家 總戶數	鹽水選實行 戶數	實行歩合
岡山市	七二、〇〇〇 _石	七二、〇〇〇 _石	一〇〇%	三、一〇〇 _戸	三、一〇〇 _戸	一〇〇%
御津郡	二、五九二、九〇〇	二、一九一、二一六	八五	一〇、二五〇	八、五七一	八四
赤磐郡	一、七五八、三八〇	一、〇六、二九〇	六八	八、四三八	五、八二七	六九
和氣郡	一、一〇〇、二〇五	一、一〇〇、二〇五	一〇〇	五、六〇七	五、六〇七	一〇〇
邑久郡	一、五二八、四六〇	一、一五五、一〇九	八三	七、〇三一	五、二六三	七八
上道郡	二、二三一、六二三	二、〇八三、〇四三	九九	六、九七五	六、五一四	九三
兒島郡	二、五六三、二七〇	二、四一一、四五〇	九四	一一、四〇三	一〇、四六九	九二
都窪郡	二、三一三、九九〇	二、一四九、一三五	九三	九、〇一二	八、五一二	九四
淺口郡	一、五二一、〇九〇	一、四八四、二五〇	九八	一二、二九一	一二、〇一四	九八
小田郡	一、三七七、九五〇	一、一〇八、四五〇	八〇	九、六九八	七、三一五	七五
後月郡	八一四、一〇〇	七九二、六〇〇	九七	四、七〇七	四、六一九	九八
吉備郡	二、二四四、一七三	二、一五九、四六三	九六	一一、三四八	一一、一四四	九八
上房郡	一、五八五、二五六	一、二八六、九三一	八一	五、六八七	四、六四五	八二
川上郡	一、七八六、二一二	一、七七二、二一二	九九	六、三五二	六、三五二	一〇〇
阿哲郡	四、二六〇、三八三	三、四二五、五一三	八〇	六、二九六	五、五七七	九〇

眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計	四十年	三十九年	三十八年
四、一六、〇〇〇	三、一〇七、六八〇	二、六八九、〇〇〇	一、六四一、三〇〇	二、七六三、二五五	四二、〇六六、二二七	四一、一七二、六九七	四〇、二八二、五九七	三九、九四九、八四三
二、五〇三、〇〇〇	二、六七八、一〇〇	一、九四四、〇〇〇	一、二四七、五五〇	二、六四六、九五五	五五、三一七、四五二	五三、五〇八、一一九	五三、一二九、九四二	二七、八二九、〇五八
六九	八五	七二	七六	九六	八四	八一	八二	七〇
七、九六五	七、六四六	七、八九七	五、八五九	七、四四八	一五二、二二〇	一五一、二四二	一五二、四二五	一五一、七九四
五、五六九	六、五〇九	五、四八五	四、六五五	七、〇一五	一三一、九七二	一三一、六四二	一二九、六八〇	一〇八、六八二
六八	八〇	六九	七九	九四	八七	八七	八五	七二

口、短冊形苗代并共同苗代

明治三十年迄は特に苗代として一定したる形状としてはなかりし即ち全部平播にして唯種類を異にするに従ひ之を區劃播種するに過ぎざるを以て自己が苗代の播床は種子量の如何に關せず一種を一區劃内に散播したるものなればなり然るに三十年浮塵子發生し數十年來未曾有の慘害を蒙り縣下到る處として害蟲の聲ならざるはなく其減收高實に三拾貳萬餘石に

及ひたるを以て翌三十一年より専ら豫防を旨とし苗代より收穫に至る間時機を計り害蟲驅除法に依り毎年數回の縣令を發布し管内一般に驅除豫防を命じたり然るに苗代地の播床は一定の形狀なくして不規則なる播種なれば驅除豫防上最も不便を感ずるのみならず其目的を達し能はざるを以て指揮監督上短冊苗代に調製せしめざるへからず爰を以て督勵の結果は從來の播種床は驅除に際會して遽かに作人に命し稻苗を抜き取り短冊形となさしめたり之か督勵は極端なるか如しと雖も苗代の全部に向て施行したるものにはあらずして苗床の地疇に先ち指導獎勵する所あるも尙ほ改良せるもの害蟲驅除に際し止むを得ざるの所置に出てたるものなり斯くして苗代は明治三十六年に至りて縣内全部を短冊形苗代に改良したり爾して本縣の短冊形苗代作成に關しては三十一年に岡山縣農事講習所に於て其方法を記載して縣内各町村長に指示方を通知したるを以て嚆矢となすに付き左に之か全文を轉載して短冊形苗代の起元とす

客冬中の氣候は比較的溫暖なりしを以て昨年盛に發生せし浮塵子の多數は畦畔の雜草中に生存し近來麥圃或は紫雲英に移り食物なきか爲め不得止麥を食害するの傾きあり爲めに多少麥に枯色を呈せしむるに至りしは縣下各地に於て見聞する所なり雨して是等浮塵子は一旦苗代構造せられ稻苗幾分か生長するに至れば悉く苗代に集來すへし果して然らば夏期中の氣候に關すれども本年は昨年に比し一層多數の浮塵子を蕃殖し加倍の慘毒を與ふるものと想像するを得へし是れ實に寒心すべきことなり故に農家に於ては之が豫防法として第一苗代の構造に注意し且苗代時期中充分害蟲驅除法を施行すること極めて必要のことなるへし依て左に其構造法及驅除法の二三を記載して參考に供せんとす

一苗代の畔は可成的高くすへし

一苗代は短冊形になすへし(圖は略す)

一、稻苗四五寸に生長せは朝夕網を以て稻葉を撫て浮塵子を捕獲すへし

一苗代時期中は十日程つゝ、隔て少くとも三回程壹反歩に付き五六合の割合を以て石油又は除蟲液を注加し苗に附着せる浮塵子を掃ひ落し驅除すへし

蟲の驅除に對しては採卵法及共同点火誘殺法等を行ひ且朝夕網を以て螟蛾を捕殺すること浮塵子と同様なり

右は目下農家の最も急務と相信候に付き部内へ無漏御傳示有之度候也

明治三十一年四月十一日

岡山縣農事講習所

●岡山縣諭告第六號

(明治三十二年十一月十日)

農作物害蟲の慘害を稻作物に及ぼすは去る三十年の浮塵子に徴して明かなり本縣に於ては昨今兩年間害蟲の驅除豫防を督勵し其成績の大に見るべきものあり然れども未だ剿滅すること能はざるを以て稻收穫后稻莖及稻株の類は可成之を堆肥中に混和して蟄伏せる螟蟲を蒸殺し冬期に至れば畦畔の乾枯する雜草を燒棄して潜在せる浮塵子を燒殺せしむ

へきは勿論明年に至りても尙ほ十分の驅除豫防を怠るべからず特に苗代地に於ける驅除は方法最も簡にして奏効の大なるものなれども從來慣習の苗代は其區劃大にして驅除に不便なるを以て之を大凡巾四尺の短冊形となさば卵塊採收、網羅捕獲、注油驅除等總ての場合に於て頗る便益なるべし然れども之を短冊形となすときは蹈切の面積増大なるを以て從て苗代地も亦其面積の廣きを要するに由り各農家は目下苗代地を選定するに當り從來の苗代地より其面積大凡二割位を増加し時に當り遺憾なきことを期すべし

●岡山縣諭告第一號

(明治三十三年四月六日)

冬期に於ける害蟲驅除豫防法及短冊形苗代仕立方の義は客年十一月十日第六號を以て諭告の次第有之右短冊形(巾四尺長適宜)と稱する苗代仕立方の如きは一般害蟲の驅除豫防に適せる良手段にして浮塵子注油驅除の如き螟蟲卵塊の摘殺、螟蛾の捕獲の如き諸蟲初發の時期に於て之か

驅除豫防の効果を收め得ること比較約著しき疑を容れず隨て地方既に之れか實行に着手の向多少有之も未だ一般に普及せざるは斯業の爲め遺憾甚しとせず本年も既に苗代時期に近つき害蟲の發生季も亦近きにあるを以て自今必ず短冊形苗代に改め他日害蟲發生の場合に於て遺憾なきを期すべし

●岡山縣訓令第二十四號

(明治三十三年四月八日)

今般諭告第一號を以て短冊形苗代仕立方の義諭告せしに付ては當業者は勿論郡市町村農會等を督勵し普く其主旨を了し目的を達せしむる様取斗ふへし

●岡山縣訓令第三十七號

(明治三十四年四月廿五日)

害蟲は初發の時期に於て之れか驅除豫防を行ふを以て得策とす從來屢々諭達せる短冊形苗代仕立は最も此旨趣に適するものなり目下苗代整地の時期に際するを以て郡農會及町村農會等を督勵し能く其主旨を了せ

しめ秋收に至り遺憾なからしめんことを期すへし

前述の如く矩冊形苗代は三十一年より督勵を加へ爾來數回訓令諭告を發し主務員を派して直間接に之を指導し終に三十六年に至りて全く矩冊形の形狀に改良したりと雖も害蟲驅除豫防督勵の結果とによりて改良を促されたるものも之れあるを以て往々播床の改良に止りて矩冊形苗代の完全なる効果に至りては之を沒却せるか如き嫌なきにあらざるを以て農事改良實行組合に於ては之か眞價を發揮せんか爲め實行の目的事項として該組合規約中に規定して之か改良實績を擧ぐべく勵行したり其規約方法書に曰く

矩冊形苗代の改良

矩冊形苗代は大体縣下全般に普及せりと雖も左に列擧するか如き缺点あるもの往々之れあるを免れす

一、位置撰擇を誤り或は人家に接近して汚水流入の爲め生育度に過き或

は堤塘に包まれ、藪蔭に隠れ生育軟弱となり、或は濕田の一部を畫し、周邊は雜草に蔽はれ、用水は「アチミドロ」を生し、或は灌水の便を缺きて充分なる手入をなすこと能はざるもの甚だ多し。

二、地均し不齊にして高低の差を生し、一部は深水に失するも、猶ほ一部は床面を露出するか如きものあり。

三、青草を多量に施し、又は追肥として人尿等を施し、爲に苗の徒長、不同、軟弱を來すもの頗る多し、又苗の成熟して黃色を帶ぶるものに對し、頻りに追肥を施し、再び青返らしむるもの亦少なからず。

四、周圍の溝、踏切及播代を適當に區畫し得る様、苗代、總地積を設備せざる爲め、播代の配置完全ならず、爲に畔際に播種し、踏切、狹きに失し、播代廣きに過ぐるもの多く、又繩引等の法に依りて播代を設定せざる爲め、播代整齊ならず、或は稻種の區別をなさんか爲め、櫛齒形に播代を連續するもの少なからず。

五 厚播に失し爲に細筋の苗となり下葉枯黄せるもの多し

六 水の掛引に注意せず深水に失し排水を怠り其他雜草稗を除去せず又は畦畔の草を苟り踏切の不用苗を拔取らざるもの多し

以上各項の缺点なきことに注意せば完全なる苗代と稱することを得へきなり

斯くの如く自治的苗代改良の方針を確立したりと云ふと雖も之が一齊の實行を認めんと欲せば苗代の共同設置を促すの必要あるにより大に之を設置を奨励し必す一大字一ヶ所以上の模範共同苗代組合を設置すべく各郡市勸業主任并技術員協議會を招集して督勵方法を打合せたり郡費又は郡市農會は三十九年度より共同苗代設置奨励費を支出し岡山縣農會は四十一年度より共同苗代共進會を開催し縣費も亦四十二年度より共同苗代奨励金を支出したり

岡山縣訓令第十九號

(明治三十八年四月二十日)

共同苗代の設置は苗代の位置を完全にし管理を容易ならしめ稲の種類
の統一を促し害蟲驅除の便利を助くる等稲作の改良發達上に至大の功
益あるものなれば農家を督勵して普く之を實行せしむる様適當なる手
段を盡し遺算なきを期すへし

● 岡山縣諭告第一號

(明治三十九年二月十四日)

共同苗代の設置は苗代の位置を完全にし管理を容易ならしめ稲の種類
の統一を促し害蟲驅除の便利を助くる等稲作改良上至大の功益あるも
のと認む然るに本縣に於ては其設置未だ洽からず偶共同の觀を呈する
ものも概ね其苗代地の自然集合せるものに過ぎずして真正共同の利益
を享受するもの甚稀なるは洵に遺憾とする所なり當業者宜しく稲作の
根源たる苗代の改良に留意し左に掲ぐる各項に準據して適當なる組合
を設け完全なる共同苗代を設置し以て多大の利益を享受することを努
むへし

一、共同の區域は地勢灌漑等の便宜に依りて適宜之を定むること

二、苗代地に充つべき田は最適當なる位置に於て之を選定し共同小作となし苗拔取後稻を仕付け收穫米を以て小作料、肥料代、選種用鹽代、苗代期害蟲驅除諸費等を支辨し剩餘は共同組合に於て可成之を蓄積し組合不時の用途に充つること

三、種子粃は可成種類の雜駁を避け其部落の栽培に適當せる早、中、晩數種を選定して之を買入れ共同者其代金を作付反別に應じて分擔すること

四、選種、整地、施肥、播種、害蟲驅除其他管理は共同者の共同勞作若くは輪番勞作となし共同作業に適せざる事項は作業者を定め第二項收穫米代の剩餘より相當の賃金を支給すること

五、插秧の際は各自の栽培反別に應じ苗代を區畫して分配すること

六、現に麥を仕付けある田を共同苗代地に充つる場合は全く麥を拔取りて堆肥の原料に供し且麥に施したる肥料の多少を考へ苗代地施肥量

を參酌すること

七、組合に組長を置き作業の指揮分配、費用の配當其他諸般の指揮をなさしむること

共同苗代組合約準則

第一條 本組合は、郡、町、大字、字、共同苗代組合と稱す

第二條 本組合は共同に依りて苗作に要する勞力及出資を節し且健全無害の良苗を造成するを以て目的とす

第三條 本組合の事業及事業施行の方法左の如し

一、苗代に關する一切の作業を共同して經營し尙苗代跡の稻作も共同栽培を行ふものとす

二、種籾は採種場より交附を受け又は組合員の共同採種を行ひたるものとす

三、拔穂を行ひ又は善良なる籾種を他より購入する等共同採種より優等

なりと認むる籽種を栽培せんとする者は組合長の承認を受く可し

四、肥料は組合に於て共同購入するものとす

五、選種、整地、播種、插秧、除草、刈取、脱穀に要する勞力は組合員の共同勞作とし、役員は通知に依りて出夫するものとす

六、前号以外の勞作は組長に於て適當の人夫を使役するものとす

七、苗は移植期前各組合員の作付反別に應じて分配するものとす

前項分配區畫の順位は抽籤を以て之を定む

第四條 本組合に左の役員を置き組合員の互撰とす

組長一名 評議員、名

役員の任期は三ヶ年とす

役員は無給とす

第五條 組長に於て必要と認めたる場合又は組合員、名以上の希望ありたる場合は總會を開く

第六條 本組合に關する經費收支の方法左の如し

一、夫役は各組合員の作付反別に按分するものとす

但一反未滿の端數は四拾五入にて計算し尙算出せる夫役の一人未滿の端數も亦四拾五人するものとす

二、種粃代價に充つへき玄米は各組合員の同品種作付反別に賦課す

三、小作料は跡作收穫米を以て支辨す

四、肥料代、鹽代、石油代、其他諸雜費は一時借入金で以て支辨し收穫後小作米を支拂ひたる殘米賣却代及浮粃稿賣却代金を以て精算するものとす

五、前号精算の結果剩餘ありたるときは之を蓄積し不足を生したるときは各組合員の作付反別に賦課するものとす

共同苗代設置獎勵の爲め縣、郡費若くは郡農會費を支出したるものを掲ぐれば左の如し

共同苗代獎勵金下附累年表

年次	縣費	郡費	郡農會費	計
三十九年	四	六〇〇 円	一、六五〇	六〇〇 円
四十年	一	八〇〇	一、六五〇	二、四五〇
四十一年	二四〇	九〇〇	三、二五〇	四、三九〇
四十二年	三、一六五	一、六一五	四、八七一	九、六五一

今左に共同苗代實行成績を舉ぐ

年次	苗代總反別	設置數	反苗代別
三十九年	二、四〇七、一五二〇 町	一、六三四	一〇四、五〇〇 町
四十年	二、四三三、六四〇	一、六四〇	一〇八、三二〇
四十一年	二、四三七、三〇一三	二、四七七	二二〇、七三二 町
四十二年	二、五五〇、三八一九	四、九八七	五〇八、七八〇

更らに四十一年實行成績を各郡市別せは左の如し

郡市名	苗代總反別	共同苗代ヶ所數	共同苗代反別
岡山市	町 二、二八二五	ヶ所 一〇	町 〇、九〇二五
御津郡	一二九、八四二四	七九	一〇、七、一九
赤磐郡	九七、三九〇一	六九	七、三、一〇
和氣郡	五六、三四〇七	二六	二、六、二九
邑久郡	四五、八〇一〇	五三	二、五、一〇〇
上道郡	八七、六七一五	五三	五、二、一〇二
兒島郡	八四、七二二五	二三三	一一、九、五〇五
都窪郡	七四、九一一八	二七二	三、一、四六一
淺口郡	七五、一五〇八	七〇二	五、六、九三〇
小田郡	八二、八七二七	一二三	六、九、〇一〇
後月郡	五七、五四〇六	四三八	二二、一、〇〇一
吉備郡	二二、八三一九	一四八	二〇、六、六〇四
上房郡	一〇五、〇七〇八	二三	二、三、二〇六
川上郡	一一二、五〇一二	二二	二、〇、九〇八
阿哲郡	二六三、五八〇〇	二八	一、七、三、二〇

眞庭郡	勝田郡	英田郡	久田郡	合計
二、七〇〇 〇〇〇	二、五〇〇 〇〇〇	二、二〇〇 〇〇〇	一、九〇〇 〇〇〇	二、〇〇〇 〇〇〇
八	三	七	六	二
二、七〇〇 〇〇〇	三、一〇〇 〇〇〇	二、五〇〇 〇〇〇	二、一〇〇 〇〇〇	二、七〇〇 〇〇〇

共同苗代獎勵金下附規程

四十二年三月縣令第三十二號にて發布

四十三年二月縣令第十七號にて改正

- 第一條 稻共同苗代の設置を獎勵する爲め本規程に據り獎勵金を下附す
- 第二條 本規程に於て共同苗代と稱するは採種場より種子の交附を受け又は共同採種をなしたるものにして選種及苗代期中の管理苗代跡地の耕作迄總て共同作業を營み組合員五人以上面積五畝歩以上のものを云ふ
- 第三條 獎勵金は毎年豫算に定むる金額を限度とし六月末日限り郡市長

に下附す

第四條 郡市長は毎年十月末日限り前條の獎勵金を左記各號の一に該當するものに下附すべし

一、共同苗代組合

二、一郡市を區域とせる共同苗代品評會若しくは共進會

三、共同苗代補助又は獎勵金下附規程を設定せる郡市農會

前項第二號の場合は獎勵金の全額を褒賞金として第三號の場合は其の全額を共同苗代組合に下附すべき條件を附するを要す

第五條 郡市長は毎年五月十五日限り様式第一號に據り共同苗代設置は狀況を十一月末日限り様式第二號に據り獎勵金下附は狀況を知事に報告すへし

附 則

第六條 本規程は明治四十二年四月一日より施行す

(様式は略す)

ハ、正 條 植

本縣從來の栽植方は二種に區別せざる即ち美作一圓和氣赤磐郡に在りては馬鉄田植と稱し畝間の一方に見通を付けたる植方にして備中一圓御津邑久上道兒島郡に在りては碁の目植の不規則に變じたるものにして亂雜植と稱すべきものたり而して兩者共繩張又は定木等に依らずして目分量に挿秧するものなるか農事改良實行組合に於て督勵せる正條植を區分して正劃植、條植となすときは前者の如きは寧ろ條植に近似せるものなるへし前述したるか如き方法にして近時に至るまで挿秧し來りしが農事改良實行組合の組織の當年即ち三十七年に於て正條植の實行に着手し三十八年に六十%三十九年に八十八%四十年に九十五%四十一年に九十八%の實行を認めたり

● 稲苗正條植督勵に關する件

(明治三十九年五月二十六日農商
乙第二〇〇四号第三部長通牒)

稲苗正條植に付ては兼て督勵に御盡力相成居候處本年は全部の實行を期し且植方に付ても大に注意を與へて最良好なる成績を得度就ては監督者の參考事項爲念別紙の通列記し及送附候條御參考相成度候

（別紙）

一、植ゑ條の齊整は素より望む所なるも單に之のみに重きを置きて手數の繁簡植方の深淺等に對する注意を缺くは戒めざるへからず故に繩引の法に依る者は熟練の程度に應し漸次數條の繩引を畧し適度に目分量を加用して以て手數を省き深植の弊を免れしむへし

一、組み植等と稱し隣保多數共同して挿秧をなす地方あるも多數の者一條の繩に依りて植ゆる場合には前記の如く繩引を畧し目分量を用ゆるに適せず且相互待合せ等の爲め時間を徒費し加之自然深植に陷るものなれば此等の習慣を改め可成少人數にて植付くることを獎勵すへし

一、移植の當時は稻苗直立せず先端稍傾斜するを免れず之を察せずして移植の時より直に各株の齊整を期せんとせば必ず深植の弊に陷るか故に苗株の根元に依りて各株の齊否を鑑別し決して苗株の先端に依るへからず

一、一坪に對する株數の多寡は土地の肥瘠其他の事情に依り一定せざるものなり然るに同一の定規又は同一の標準繩を同一作人全部の作付地に同様の方法を以て使用し爲に株數の不足を來したる者多し深く注意を與ふへし仮令は同一の標準繩を用ゆる際にありては株間は無論同一の距離となるも繩と繩との距離即畦間の寸法を以て適宜加減するを得るか如き是なり

一、標準繩又は定規等を所有せざる者には今より注意を與へて之を準備せしむへし

斯く栽培法の變遷したるは實行組合員の改良に勵めたるに因ると雖も亦

當局者の指導獎勵の結果茲に至りたるものにして四十年に於ては少數の不實行者を強制せしむる爲め正條植の命令を郡長に委任したるあり今左に實行成績を掲ぐ

郡市名	稲作總反別	正條		植實行反別	實行歩合	記事
		正劃	植條			
岡山市	一九〇、〇〇〇 ^町	一七〇、五〇〇 ^町	一九、三〇〇 ^町	一九〇、〇〇〇 ^町	一〇〇%	
御津郡	六、二二八、一〇〇〇	二、〇二六、七〇〇〇	三、八五九、八〇〇〇	五、八八六、五〇〇〇	九五	
赤磐郡	四、九二四、一〇〇〇	四、五二六、六〇〇〇	三九七、〇〇〇〇	四、九二三、六〇〇〇	一〇〇	
和氣郡	二、三八四、六〇〇〇	五九、二〇〇〇	二、三二五、四〇〇〇	二、三八四、六〇〇〇	一〇〇	
邑久郡	四、三二八、二〇〇〇	四、二七六、九〇〇〇	五一、三〇〇〇	四、三二八、二〇〇〇	一〇〇	
上道郡	五、七七一、五〇〇〇	四、七九七、七〇〇〇	四一六、八〇〇〇	五、二一四、五〇〇〇	九〇	
兒島郡	五、九〇一、四〇〇〇	五、七五二、七〇〇〇	一四八、七〇〇〇	五、九〇一、四〇〇〇	一〇〇	
都窪郡	六、三二三、七〇〇〇	五、七八三、〇〇〇〇	—	五、七八三、〇〇〇〇	九一	脇草跡亂雑植ノ結果實行歩合減少セリ
浅口郡	四、二五七、四〇〇〇	二、六〇〇、九〇〇〇	一、六五六、五〇〇〇	四、二五七、四〇〇〇	一〇〇	
小田郡	三、三四四、二〇〇〇	三、二六七、〇〇〇〇	七六、三〇〇〇	三、三四三、八〇〇〇	一〇〇	
後月郡	一、五三二、七〇〇〇	一、一〇六、三〇〇〇	四二六、四〇〇〇	一、五三二、七〇〇〇	一〇〇	

吉備郡	上房郡	川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計	四十年	三十九年	三十八年
五、九二六、五〇〇〇	二、九五二、七〇〇〇	二、三四三、五四〇五	三、六八九、七七二七	五、三二八、五〇〇〇	六、四八五、五〇〇〇	五、九二一、八〇〇〇	三、〇一〇、二〇二八	五、一二五、二七一〇	八五、九六九、五〇〇〇	八五、八四六、四〇二九	八五、一五六、七六〇〇	八二、八五八、九六二一
二、九四四、六〇〇〇	一、〇〇六、八〇〇〇	四九八、七〇〇〇	一七四、六〇〇〇	三、三八七、一〇〇〇	四一九、〇〇〇〇	二、四二八、六〇〇〇	一九二、四〇〇〇	九一〇、八〇〇〇	四六、三三一、六〇〇〇	四一、〇三〇、九四一四	二七、三二四、七六〇〇	一八、七三四、八一一九
二、八七三、二〇〇〇	一、九四五、九〇〇〇	一、八四四、八四〇五	三、四五〇、九八二一	一、九四一、四〇〇〇	五、五六七、二〇〇〇	三、四九三、二〇〇〇	二、八一七、八〇二八	四、二二四、四七一〇	三七、五二六、七一〇四	四〇、九〇五、七九〇三	四七、九二三、九三一七	三一、〇六六、八二二四
五、八一八、八〇〇〇	二、九五二、七〇〇〇	二、三四三、五四〇五	三、六二五、五八二一	五、三二八、五〇〇〇	五、九八六、二〇〇〇	五、九二一、八〇〇〇	三、〇一〇、二〇二八	五、一二五、二七一〇	八三、八五八、三一〇四	八一、九三六、七三一七	七五、二四八、六九一七	四九、八〇一、六三二三
九八	一〇〇	一〇〇	九五	一〇〇	九三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九八	九五	八八	六〇

二、病蟲害驅除豫防

一病害、稻病害は數種ありと雖も被害の甚大なるものは葉枯病、萎縮病、い

もち病にして是等病害は年々多少發生蔓延すと雖も過去三十ヶ年間に於て被害の劇甚なりしものは三十二年の葉枯病の大發生なりとす即ち收穫量累年表に示すが如く水稻壹反歩收量九斗七升九合にして本縣米作の反當收量石代を低下したるは明治年間に於ては同年の外之れあらざるの凶作を來たせり凡て病害に就ては從來調査の全からざるを以て之が變遷を記載すべきの材料を有せずと雖も左に轉載する稻萎縮病の起元は嘗て本縣内務部に於て執行せる該病試験の擔任者か調査せるものに係る

萎縮病方言イカブなる稻田を害する一種の病は本縣下に於て古來之ありしを聞かす今其發生の稍や明かなるものを舉ぐれば明治十三年上道郡九幡村に於て偶然此被害に罹り近隣接近の地には毫も之か徴候を見さりしが翌十四年に至りては隣村に波及し十五年に至りては吉井川を越へて邑久郡地方に流行するに至れり赤坂郡にては明治十六年西高月村大字馬屋字湯田貳畝參歩の苗代地及同村大字牟佐字井手苗代地に初めて發生し二十

一年に至りては近接の諸村悉く此害を被らざるはなきに至れり津高郡にては明治十八年金川村大字草生に於て初めて發生し二十一年に至りては四町步餘に蔓延するに至れり其他和氣郡は明治七八年頃より下道郡は十一年より賀陽及邑久の両郡は同十五年より發生し爾他の郡に至りては何れも近來のことにして其蔓延の模様を察するに何れも最初は僅々二三畝歩の地に生し漸次其近接の地に波及せしものなり近來年を逐ふて稻田の此害に罹るもの益々多く甚たしきに至りては十中七八分の收量を失ふものあり爾して縣下連年の洪水に遭遇し昨今兩年の調査をなす能はすと雖も一昨二十四年の調査せし處によれば兩備の南部十三郡のみに於て被害の反別千三百餘町步此減收殆んど壹萬石に垂んとす美作國の如きは其被害稍少しと雖も英田西北條、東南條の諸郡の如き近年漸次其害の甚たしきを見る（中略）爰に於てか本縣廳に於ても去る二十年中詳かに被害の狀況を具し之を農商務省に質せしに其現物を調査するに非れば之か應答を爲すこと能

はすとの回答に接せり依りて翌二十一年被害の稻三株を箱中に栽へ之を送付せしに該省は之を以て肥イモチに螟蟲の害を加へたるものなりとの回答をなせり然れども此の單純なる頼みなき回答は未だ以て此の恐るべき農家の大敵を撲殺するの具となすに足らざりし而して一方には其被害益々猖獗を逞ふするにより去る二十四年中縣知事は主務大臣に向ひ特に技術官の派遣を請ひ以て此害の原因并に救治の策を謀らしめたりしに當時本縣に出張せし小野農商務省技手の説によるときは土壤中に存在せる亞酸化鉄及硫化鉄を以て之か原因とし排水及石灰を施用するを以て之か救治の方法となせり然れども如何せん土地高燥排水最も宜しき地又は多量(壹反歩百貫目以上)の石灰を施用せる地に於て尙ほ特に此害の甚たしきを見るあり甚たしきに至りては陸稻に於て尙ほ此被害に罹るを見る萎縮の害豈獨り土地の乾濕に關せん排水の説石灰施用の説亦以て之を救治するの具となすに足らず此に於てか本年度に至り地方稅勸業費中特に萎縮

稻豫防試験費なる一項を設け幸に縣會の賛同を得たり(下略)二十六年萎縮稻豫防試験成績)又二十八年稻萎縮病試験擔任技手の起元に曰く

稻の萎縮病は岡山縣の外兵庫縣、大坂府、京都府、滋賀縣等にも之れあり而して其被害の最も甚しかりしとの能く世人に記憶せらるゝものは明治二十四年より二十六年に至る間なるが如し其發病の起元に至りては説く所區々にして未だ何れの時代より發生したるか深く探究したるものあることを聞す或は明治三年の洪水後より發生したりと云ひ或は明治七八年頃より發生したりと云ひ或は維新前數十年前に於て既に發生したることありと云ひ愈々何れの時を以て此病の起元となすへきかは未明了ならず然れども記者か明治二十六年靜岡縣伊豆國賀茂郡豆陽學校に職を奉したる當時同郡南中村にて開會したる農談會場に於て同村精農山本善太郎氏と相見し時氏が該病發生の起元に就て語る所に據れば今より七十年前既に此病を發生し爾來引續き年々多少の害を被らさることなけれども本年の如く甚しき

ことなかりしと又磐梨郡石生村藤原健三氏の該病に關する説を聞くに今より五十年前より之を發生したることを記憶すれども當時に至りては其名稱すらも分明ならず現時の病兆を以て其萎縮病なりしことを推想するのみなり爾して其被害の最も甚しかりしは去二十五年及二十六年なり其以前に在りしは單に卑濕地に於て點々之を見たるのみなりと又御野郡福濱村長の説も數十年前より此病を發生したりと云へり以上三氏の説によりて考ふれば其被害の多少は暫らく措き其起元に至りては或は數十年の昔に在るやも知るへからず(二十八年稻萎縮病試驗成績報告)

二蟲害、稻作の害蟲は從來年々發生せるを以て農史を繙き以前に遡りて調査せば其慘狀實に名狀すべからざるものありと雖も近時數十年來其被害の慘烈ならざると又其經過習性を知悉せざる爲め適切なる驅除方法を案出し得ざるを以て多少の發生蔓延を認むるも放任したるものなるか如し然るに三十年に於ける浮塵子の蔓延は未曾有の慘害なれば當業者も

亦驅除豫防の必要を自覺するに至れり是れより先き十六年八月螟蟲發生し之か豫防方を論達せられ續て十九年三月三十日布達甲第五十号を以て田圃蟲害豫防規則を發布し驅除地區を設け螟蟲、浮塵子、キリゴ(方言)綿を害するもの(の)三種に付き戸長實地に臨み作主を指揮督勵せしめたり然れども三十年以降は専ら豫防を旨とし發生蔓延の兆あるときは直ちに時期及方法を定めて之か驅除豫防を發令したるものなれば害蟲驅除豫防の施行は三十年を起元とするべきものなれば左に全年以後に於ける害蟲驅除豫防の施設を掲ぐべし

● 岡山縣訓令乙第三十二号

(明治三十年八月十三日)

本年は氣候適順にして各地とも稻作の成育頗る良好なりと雖も近頃害蟲浮塵子發生其被害甚なからざる趣に付本縣農事講習所をして該蟲害驅除方法を講せしめ其印刷書を配付せしめたり此際該方法に依り充分驅除を行はしめ不測の損害を招かざる様懇篤作人に注意を與へ若し其

の驅除を怠るか如き場合に於ては二十九年七月縣令第七十九号第三條に基き驅除命令を申請する等勉めて其撲滅を謀るへし

●岡山縣訓令乙第四十一號

(明治三十年十一月一日)

本年は稻浮塵子の被害多大なりしか爲め螟蟲の驅除を怠りたるもの往之れあるか爲め各地到る處其害を被らざるはなく甚たしきは浮塵子の害よりも遙に超越せるものあり目下試に白色を呈し横臥せる柔軟の稻莖を根部より摘採し二割して之を検すれば二三乃至四五の螟蟲猶蝕害しつゝあるの狀態を認むへし此蟲は冬間の稻の刈株又は畦畔の土中に潜伏し越年して翌春暖氣の至るを俟ち蛹に變し蛾に化し苗代に飛ひ來り幼苗に卵子を産付し復ひ孵化して害をなすものなれば此際農家をして左記の方法を了知せしめ個々之を實行するは勿論農會又は組合等の設けあるものは一致協力して一齊に驅除を行はしめ以て剿滅を期すへし稻莖の根部又は全部白色を呈し柔軟なるものは螟蟲の害を被りたるも

のにして少なきは一株二三本より多きは數株數坪に及ふ處あり斯る兆候あるものは稻の穂頸のみを刈取り下部は其儘放置し稻取入れ終れば前に残したる稻株は悉く採採して之を燒き棄つるか又は廐に入れ葶草と爲し牛馬をして之を踏殺せしめ尙其廐肥は石灰少許を混しつゝ高く積み重ね發熱せしめて之を殺すへし

●岡山縣諭告第一號

(明治三十一年一月五日)

稻作害蟲の最も恐るべきものは浮塵子(ウシカ)螟蟲(ズイムシ、シシムシ)の二種とす然るに従來農家か天然の氣候を頼み往々驅除豫防を怠り不測の大害を被りたるもの其例に乏しからす現に昨年の如きは二種害蟲の爲め本縣下の損害殆んど貳百萬圓に達したりと云ふ實に巨大の損害に在らずや抑右二種の害蟲は共に越冬して翌年再び害をなすものなるに依り農家は此際地方の狀況に應し便宜の方法を考案し一齊に驅除豫防に従事し前年の覆轍を踏まざる様厚く注意すへし

●岡山縣訓令第三十七号

(明治三十一年五月二十四日)

六月一日より全月二十日迄其郡市役所所轄内稲苗代地の害蟲驅除を行はしむへし

●岡山縣訓令第九十六號

(明治三十一年六月二十三日)

害蟲驅除の義に就ては屢々相達したる次第も有之専ら施行中には可有之處追々各地よりの報告に依れば目下續々害蟲發生の趣に付今にして之を鑿滅せしめされば客年の覆轍を蹈み又救ふべからざるに至るへく此際全力を擧て之れか豫防に従事する様部内田畑作人に篤く相示し豫防法勵行すへし

●岡山縣訓令第二百六十一號

(明治三十一年九月二十九日)

稻螟蟲及浮塵子被害の恐るへきは今更喋々を要せずして明かなり然る處本年夏期に於て驅除を免かれたるもの目下点々發生加害しつゝあるに依り此際便宜の方法を考へ當業者をして一齊に驅除豫防を實行せしめ翌

年度に餘蘖なき様注意すへし

●岡山縣訓令第二八號

(明治三十二年一月二十一日)

越冬すへき農作物害蟲は目下畦畔の雜草藁稻株中に潜伏せるか故に此際便宜の方法を設け驅除豫防を行はしむへし

●岡山縣諭告第六號

(明治三十二年十一月十日)

稻收穫後藁稈、稻株の處分畦畔雜草燒棄等害蟲驅除豫防上の注意方諭告
(短冊形苗代ノ項參照)

●岡山縣諭告第二號

(明治三十三年六月二十日)

害蟲の稻作に大害を及ぼすことは各自の熟知する所にして從來數々縣令又は諭告を發し驅除豫防を施行せしめ以て他日遺憾なきことを期せしめんとせり然るに本縣下に發生せる螟蟲の種類は概ね二化螟蟲にして未だ三化螟蟲の發生を認めずと雖も今日交通の頻煩なるに伴ふて害蟲の輸入も亦從て増加し三化生螟蟲の如き已に山口廣島の兩縣に於て

蔓延を見るに至り山口縣に於ては吉敷郡南部一体に蔓延し特に山陽鐵道三田尻徳山附近にも其發生を見るに至り尙ほ廣島縣に於ても海田市驛附近に蔓延し慘害を呈するに至れるを以て本縣下に於て何日如何なる箇所より發生するやも計り難きに由り此際最も注意戒心せざるべからず三化生螟蟲は其名の示す如く年内三回の發生を營み孵化期短きを以て其繁殖傳播迅速にして其の被害の大なる二化螟蟲の比に在らず現に九州地方に於ては數年前より收穫皆無の大慘害を呈し山口縣に於ても去る三十二年の如きは吉敷郡内に於て全村其害を被むり收穫皆無の地少なからず頗る恐るべき慘害を呈するものたり而して其傳播の原因は種々あるべしと雖も最も危險なるは鉄道汽車なりとす夜中汽車室内の點燈に螟蛾飛集し車窓等に殘留したるもの不幸にして縣下に飛下することあれば忽ち蔓延するの恐れあるを以て各自に於て充分の注意を加へ一蛾一卵塊たりと雖も猶豫なく之を驅除し尙ほ之れか發生を認め

たるものは直ちに其旨を當廳に報告する等驅除豫防上篤く注意を加ふべし

左に三化性螟蟲の二化性螟蟲に異なる点の概略を掲げて以て驅除豫防の參考に供す

三化性螟蟲の卵塊は楕円形にして卵塊上に薄茶色の毛の如きものを附着せり

二化性螟蟲の幼蟲は五本の筋あれども三化性螟蟲には筋なし

蛹は二化性三化性とも殆んど區別なし

三化性螟蟲の羽は灰色にして双羽に各一つの黒點あり

●岡山縣諭告第三號

(明治三十三年八月八日)

浮塵子の稲作に慘害を及ぼすことは既往の實驗に徴して既に明かなり本縣に於ては近年其驅除豫防を督勵し成績の稍や見るべきものありと雖も未だ剿滅すること能はず殊に浮塵子は他の害蟲に比し經過迅速蕃

殖旺盛にして被害實に恐るべく目下概ね第三化の孵化期に際し各地蔓延の徵候あるに依り此際充分驅除豫防を行ひ特に幼蟲の時代に於ては注油驅除の奏効極めて大なるを以て其未だ成蟲とならざるに先ち細心密慮驅除豫防を行ひ所謂秋ウヰカの發生を未發に防ぎ去る三十年の如き慘害を免れしむることを務むへし

●岡山縣諭告第一號

(明治三十四年一月十六日)

害蟲驅除の農作物秋收に關係大なることは從來屢々示達せし處なるも未だ其趣旨の普及を得ざるものか既に客年稻作の如き春來其發生の佳良なりしも似す晩秋遽かに浮塵子の發生蔓延するあり其收穫を既收に奪はるゝこと尤も甚しとせず今や時氣嚴冬に屬し寒氣骨に徹するの候なるにも拘はらず温度の高きこと近年殆んど其比を見ざるところ新春四月陽氣正に回るの時害蟲發育のこと實に想ふべきなり宜しく今の時に於て畦畔路傍堤塘等の雜草を大に燒却し以て蟲類を滅絶し客年の患害

をして再びせしめさらんことを勉むへし

●岡山縣訓令第二號

(明治三十四年一月十六日)

目下畦畔及路傍、堤塘等の雜草中には農作物の害蟲潜伏越冬せること必然に付此際該草焼却の上驅除豫防を勵行せしむへし

●岡山縣訓令第二號

(明治三十五年一月三十日)

目下畦畔、路傍、堤塘等の雜草中には農作物の害蟲潜伏越冬せること必然に付此際該草を焼却し驅除豫防を勵行すへし

●岡山縣諭告第二號

(明治三十五年一月三十日)

害虫驅除豫防の方法たる素より千差万別なるへしと雖も就中蟲類の弱点に乘し其虛を襲ふを以て最利ありとなす今や時季嚴冬に属し蟲類概ね閉蟄し僅に其生を保ちて竊に陽春暖氣の回復を待つ候農作者は宜しく畦畔、路傍若は堤塘等の雜草を焼却し以て害蟲類を絶滅し其被害を免るゝことを努むへし

●岡山縣告示第三百三十六號

(明治三十五年九月五日)

秋期に於ける稻螟蟲浮塵子驅除豫防に關する心得左の如し

螟 蟲

- 一、稻穂の白枯となるは螟蟲蝕入の外蠹蟲及穂首イモチ病の被害に依るものあり蠹蟲の害によるものは大抵穂首の下方に咬傷あり穂首イモチ病によるものは穂首黒褐色に變せるものなれば見別け易し
- 二、被害莖を切取るには特に製したる先の曲れる缺を用ゆれば便なれども小形の木缺を用ゆるもよし若し上部をのみ取り去れば害蟲は下部に残りて毫も實効なし

- 三、切取りたる莖は適宜取纏め成可早く燃燒又は便宜の方法を用ひ害蟲を殺さ、れは他へ移轉するの恐れある故注意すべし

浮塵子

- 一、褐色浮塵子(一名ウスバヨコバイ俗に秋ウシカ)の成蟲多き場合には早朝

九時頃に注油驅除を行へは効あり其際は油を温め用ゆべし

●害蟲驅除豫防に關する件

(明治三十七年四月廿九日農
乙第八四三號内務部長通牒)

稻作害蟲驅除豫防に關し町村吏員を會し打合を爲す場合には可成警察官會合の時期を繰合せ共に打合を爲すを以て最便利有効とする旨過般主任書記協議會に於て協議有之候處旅費其他の關係上警察官の會合は差支なきを保せず此場合には警察署長分署長及巡查部長の會合を求め一應協議を了し各駐在巡查へは署長分署長より打合す事に御取計相成度尤此旨別途署長分署長へ通牒置候條御了知相成度候

●小學校生徒害蟲驅除實行の件

(明治三十七年四月二十九日農
乙第八四三號内務部長通牒)

稻螟蟲發生の際其卵塊を採取するは最有効なる驅除法にして婦女兒童等に適當の事業に有之候に就ては從來小學校に於て生徒をして右驅除を實行せしむるもの有之候處爾後一層有効ならしむる爲め左記各項に準し一般に實行候様御取計相成度候

一教師に於て生徒を引率して採卵を行ふは可成實施教授の目的に止め
若し否ざる場合は同一の田圃に入るべき人數を定め多數雜鬧して作
物を損害するが如きことを避くること

一生徒は登校前又は退散後に於て自家又は近隣の苗代或は本田に就て
蟲卵を採取すること

一生徒の採取したる卵塊は教師に於て取纏め生徒の住所に従ひ町村別
に數を明瞭にすること

一取纏むる場合に異種蟲卵コメカイバチ小繭蜂(螟蛉寄生蟲)の繭或は蟲卵の附着せざ
る稻葉等の混合せるものを發見したるときは之を除去し生徒に教示
すること

一學校に於て卵塊を取纏めたるときは益蟲(卵蜂)の保護を行ふこと

●稻作害蟲驅除の件

(明治三十七年六月二十三日農乙
第一〇九六号内務部長依命通牒)

本年の稻作は人力の及ぶ限りを盡して其增收を期せざるべからざるは

更に言を俟たず貴官に於ても夙に耕耘肥培の改良并に病蟲害の驅除豫防に盡瘁相成居候處過般當廳吏員各地へ出張害蟲驅除狀況視察の上復命せし所に依れば往々左に列記する如き弊あるを免れざる町村有之趣に付將來監督上の參考として及通牒候條可然御取計相成度候

記

一、螟蛾網羅又は指頭捕獲を忽諸に附するの傾ある事

一、網羅の小形に失する事

一、採取したる螟蟲卵塊を便宜蒐集するの法を設けず各自の燒棄捻殺するに委するを以て監督の便なく自然採卵十分ならざる事

一、採卵は小學校生徒に一任するもの多く農家自身其責を重ぜざる傾あり結局町村役場と小學校との聯絡不十分に原因する事

一、螟卵採取後益蟲保護の不完全なるもの多き事

一、委員を設けたる町村は委員に放任し役場員其責を輕視するの傾あり

ること

一、委員其任に適せず空名を存するに過ぎざること

● 害蟲驅除豫防に關する件

(明治三十八年五月二十三日農商
乙第三〇一号第三部長依命通牒)

今般縣令第四十二号を以て害蟲驅除豫防獎勵金下附規程を定められたるは從來螟蟲採卵及第二化期被害莖切取に對してのみ下附するの制を改め獎勵の効果を稻作害蟲の全部に及ぼすの趣旨に出てたるものに有之而して同規程第一條第二項の規定は未だ市町村農會の設立なき少數のものに對する臨時的特別規定なれば早晚同項削除の機に達すべく候條農會設置の必要ある市町村にして未だ設置しあらざる處は速に農會を設立せしめ同項削除の爲獎勵に洩る、か如きことなき様御注意相成度又同條第一項の各號中にありても重を第一号の施設に置きて町村へ下付相成候様致度從て實行規約未設定の市町村にありては此際速に規

約を設けしめられ度候猶督勵若くは實行不十分なるものに對しては第五條の規定も有之候事故實際此條文を使用するが如き不都合無之機獎勵の目的を達するに於て遺憾なく注意監督相成度若し同條に該當すへきもの有之候時は速に其事情を詳細報告相成度候

● 螟蟲驅豫防並正條植之件

(明治三十八年五月二十五日農商
乙第三三六号内務部長依命通牒)

稻作の一大害蟲たる螟蟲の驅除豫防方法中点火誘殺法は其成績顯著にして本縣に於ても數年間縣令を以て勵行せられたる次第なるが該方法たる頗る費用を要するを以て客年時局以來強制方法中より之を省き専ら勞力驅除方法のみを命令せられ居候然るに右点火誘殺法は前述の如く有効なるを以て農事改良事項施行方法中にも其旨を詳記し且目下實施中の簡易農事講習に於ても其方法を詳說せる次第に付可成一定區域内相共同して完全に該法を實施候様御指示相成度候又稻苗正條植に付ては他の改良事項と共に始終御督勵中と存候處右實行期は極めて短日子

間の事に係り且引繩定規等種々準備も有之今より充分なる準備計畫をなすに非ずんば完全なる實行を望み難く爲めに小部分の實行に止まる如きことありては甚遺憾の至りに付前以て相當の計畫をなさしめ全部の實行を見る様充分御配慮相成度候

● 害蟲驅除豫防に關する件

(明治四十年八月七日農乙第
三九號內務部長依命通牒)

從來農事改良事項中の一難事と目せられたる稻正條植か本年殆ど全部の實行を觀るを得たるは貴官の御督勵其宜しきを得たるものにして其勞を多とする處に有之候處今や螟蟲は第一化期の蝕害を逞ふし浮塵子の如き亦發生の盛期に迫り居候得者今日に於て充分なる警戒を加ふるは極めて切要の事に屬し殊に從來螟蟲第一化期被害莖の切取を輕視するの風習有之甚だ遺憾と存候に付今後充分御督勵相成度又浮塵子に至りては其發生の急激なる一日を忽にすへからざるを以て充分警戒するの必要有之義と存候之等害蟲の驅除豫防に關しては年來の御經驗に依り

既に充分御督勵中の事とは存候得共更に一層の注意を拂はれ正條植と相俟て最後の良果を收めしめんことに努められ度此段依命及通牒候

● 害蟲驅除豫防に關する件

（明治四十一年五月二十三日農乙
第一六六五號内務部長依命通牒）

從來農作物の害蟲類發生又は發生の虞あるときは期間及驅除豫防方法を定め該作人に命令相成居候處害蟲の驅除は其發生の初期に於て之を行ふを最も有効とするを以て苟も農作物を害する蟲類の發生したる場合に於ては農家をして其機を失ふことなく細心之か驅除を實行せしめざるへからす故に今般改正の害蟲驅除豫防法施行規則第五條に於ては急速の處分を要する稲苗正條植及浮塵子注油驅除に限り發令委任相成候に就ては其効果は一に該規則の運用に可有之に付深く注意を加へ違算なきを期せられ度候

斯の如く逐年驅除豫防に就ては指導獎勵したりと雖も元來害虫の驅除たる作人共同一致に出てされば其効果を奏し能はざるを以て一面は害蟲驅

除豫防法に據り命令を以て強制したるものなり而して現今に於て漸く自働的驅除の行はれつゝ、あるも其間の變遷は如何に督勵を要したるか左に害蟲驅除豫防命令の發布を掲げん

害蟲驅除豫防命令一覽

發令年月日	發令番号	發令區域	驅除豫防すべき害蟲の種類	驅除豫防の方法
卅一年六月十六日	縣令第三十二號	各郡市	蠅蟲、浮塵子	点火誘殺、網羅捕獲、採卵、注油驅除
卅二年五月廿一日	縣令第三九號	全上	蠅蟲、浮塵子	全上
全 六月十三日	全 第四七、五九、六八、六九號	全上	全上	採卵、注油驅除
全 九月一日	全 第七五號	全上	全上	注油、被葦莖切取、點火、採卵、網羅、注油驅除
卅三年五月二十日	全 第三九號	全上	蠅蟲、浮塵子	注油驅除
全 六月八日	全 第四三號	全上	蠅蟲	採卵驅除
全 八月四日	全 第五九號	後月郡井原町外六ヶ村	浮塵子	注油驅除
全 八月十日	全 第六五號	苦田、和氣、小田、後月、淺口郡	全上	全上
全 八月十四日	全 第六六號	御津郡福山村金川村	全上	全上
全 八月十八日	全 第六七、六八號	上房、都窪、兒島、久米、眞庭川上、後月郡	全上	全上

二百十三

全	八月三十日	全	第八九号	邑久郡	全上	全上
全	九月三日	全	第九一号	後月、英田郡	全上	全上
全	九月五日	全	第九二号	各郡	螟蟲、浮塵子	被害莖切取、注油
全	九月五日	全	第九三号	岡山市	全上	全上
卅六年五月廿四日	全	全	第四八号	各郡	全上	点火、採卵、網羅、注油
全	全月全日	全	第四九号	岡山市	全上	全上
全	六月九日	全	第五二号	各郡	螟蟲	採卵驅除
全	六月廿三日	全	第五四号	岡山市	全上	全上
全	六月廿五日	全	第五五号	各郡市(苗代地)	螟蟲、浮塵子	点火、網羅、捕獲
全	八月八日	全	第五九号	各郡市	浮塵子	注油驅除
全	八月十四日	全	第六一号	勝田郡梶並村	全上	全上
全	八月十五日	全	第六二号	阿哲郡	全上	全上
全	九月十一日	全	第六三号	各郡市	螟蟲	被害莖拔取
全	九月廿三日	全	第六七号	川上郡	浮塵子	注油
卅七年五月廿七日	全	全	第四一、 四二号	各郡市	螟蟲、浮塵子	採卵、網羅捕獲注 油驅除
全	六月十六日	全	第五〇号	各郡市	螟蟲	採卵
全	八月廿四日	全	第五六号	全上	全上	被害莖拔取

卅八年五月廿五日	全	第四四、四五号	各都市	螟蟲、浮塵子	採卵、網羅捕獲注
全 九月一日	全	第四七号	全 上	螟蟲	油驅除
卅九年五月廿六日	全	第四一、四二号	各都市	螟蟲、浮塵子	被害莖切取
全 八月一日	全	第五六号	御津郡加茂村外六ヶ	苞蟲	採卵、網羅捕獲注
全 八月十一日	全	第五八号	赤磐郡	浮塵子	網羅捕獲、壓殺
全 八月十五日	全	第五九号	和氣郡	全 上	注 油
全 八月廿三日	全	第六〇号	上道郡	全 上	全 上
全 八月廿四日	全	第六二号	邑久郡	全 上	全 上
全 八月廿五日	全	第六三号	各都市	螟蟲	被害莖切取
全 八月廿六日	全	第六四号	兒島郡	浮塵子	注 油
四十年五月廿六日	全	第三五、三六号	各都市	螟蟲、浮塵子	網羅捕獲、採卵注
全 八月廿七日	全	第五五、五六号	各都市	螟蟲	被害莖切取
四十一年五月卅日	全	第六一、六二号	各都市	螟蟲、浮塵子	蛾捕殺、採卵網羅、捕獲、注油
全 九月五日	全	第九四、九五号	各都市	螟蟲	被害莖切取
四十二年五月廿四日	全	第五一、五二号	各都市	螟蟲、浮塵子	螟蛾捕獲採卵網羅捕獲、注油
全 七月六日	全	訓令第二号	阿哲郡豐永村草間村地蠶	蠶	幼蟲及蛹ノ驅殺

全	七月廿一日 全	第二六号	眞庭郡勝山町外七ヶ	稻葉捲蟲	幼蟲蛹ノ捕殺
全	七月廿七日 全	第二八号	町村 吉備郡福谷、岩田、日	全	全 上
全	八月二日 全	第二九号	近、大井村 上房郡	全	全 上
全	九月三日 縣令第七〇、七一号		岡山市 各郡	螟蟲	被害莖切取

●岡山縣令第五十一號

(明治四十二年五月二十四日)

縣下各郡の稻作地(苗代地及移植直播地共)に螟蟲浮塵子發生せしに付明治二十九年法律第十七号害蟲驅除豫防法第三條に據り本年五月二十五日より全年七月十五日迄の期間に於て左の方法に依り郡令の定むる期限に従ひ驅除豫防を行ふべきことを命す

主務官吏、吏員又は警察官吏に於て施行の方法不完全にして其効充分ならずと認むるときは該官吏、吏員をして直ちに臨時驅除豫防を命せしむ螟蟲浮塵子の發生狀況に依り郡長は豫め知事の認可を得て除外地區を定むることを得

本令は本年五月二十五日より之れを施行す

第一、螟蟲驅除豫防の方法

一、苗代地に於て四回以上蛾を捕獲すへし

二、備前國一圓及都窪淺口、小田、後月、吉備各郡の稻作地に於ては八回以上上房川上、阿哲各郡及美作國一圓稻作地に於ては六回以上の採卵を行ふへし

第二、浮塵子驅除豫防の方法

一、苗代地に於て四回以上の網羅捕獲を行ふへし

二、苗代田に於て本年六月十一日以後一回の注油驅除を行ふへし

●岡山縣令第五十二号

(明治四十二年五月二十四日)

岡山市の稻作地(苗代地及移植、直播地共)に螟蟲浮塵子發生せしに付明治二十九年法律第十七号害蟲驅除豫防法第三條に據り左の期限及方法により驅除豫防を行ふべきことを命ず

主務官吏、吏員又は警察官吏に於て施行の方法充分ならずと認むるとき

は該官吏、吏員をして直に臨時驅除豫防を命せしむ

本令は本年五月二十五日より之を施行す

第一、螟蟲驅除豫防の期限及方法

一、苗代地に於て本年六月六日迄に第一回、全月十二日迄に第二回、全月十八日迄に第三回、全月二十四日迄に第四回の蛾捕獲を行ふへし

二、稻作地に於て本年六月六日迄に第一回、全月十二日迄に第二回、全月十八日迄に第三回、全月二十四日迄に第四回、全月三十日迄に第五回、七月五日迄に第六回、全月十日迄に第七回、全月十五日迄に第八回の採卵を行ふへし

第二、浮塵子驅除豫防の期限方法

一、苗代地に於て第一の一と同期限内に網羅捕獲を行ふへし

二、苗代田に於て本年六月十五日より全二十五日迄に一回の注油驅除を行ふへし

●岡山縣訓令第十六號

(明治四十二年五月二十四日)

本年縣令第五十一號及第五十二號を以て螟蟲浮塵子の驅除豫防を命したるに依り左記事項を心得明治四十一年本縣令第五十七號第六條及第十一條に據り其部内に於ける驅除豫防を指揮監督し遺憾なきを期すへし郡長は其部内に於ける螟蟲浮塵子の發生期を參酌し縣令に定めたる期間の範圍内に於て適應なる期限を定むへし但螟蟲蛾及浮塵子の捕獲期限と螟蟲採卵の期限とは成る可く同期となすへし
螟蟲蛾は浮塵子捕獲の網羅を以て之を捕獲するの外尙指頭を以て叮嚀に捕獲すへし

各郡市害蟲驅除豫防期限一覽表

郡市名	採卵期	螟蟲蛾 浮塵子	捕獲期限	注 期限
岡山市	一回二回三回四回五回六回七回八回九回	一回二回三回四回五回六回	一回二回三回四回五回六回	六月十五日
	六月全日 十二月十八日 全日 廿四日 全日 三十日 七月全日 十五日	六月全日 十二月十八日 全日 廿四日		六月十五日

川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡
五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六
日全	日全	日全	日全	日全	日全	日全
十五日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日	十五日
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全
七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月
全	全	全	全	全	全	全
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
全	全	全	全	全	全	全
二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日	二十日
全	全	全	全	全	全	全
三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日
全	全	全	全	全	全	全

● 岡山縣令第七〇號

(明治四十二年九月三日)

縣下各郡の稻作地に螟蟲發生せしに依り明治二十九年法律第十七号害蟲驅除豫防法第三條に依り明治四十二年九月三十日迄に三回以上郡令の定むる期間に従ひ被害莖を切取り驅除豫防を行ふべきことを命す
主務官吏、吏員又は警察官吏に於て施行の方法不完全にして其効充分な

らすと認むるときは該官吏、吏員をして直に臨時驅除豫防を命ぜしむ
螟蟲發生の狀況に依り郡長は豫め知事の認可を得て除外地區を定むる
ことを得

本令は發布の日より施行す

●岡山縣令第七一号

(明治四十二年九月三日)

岡山市の稲作地に螟蟲發生せしに依り明治二十九年法律第十七号害蟲
驅除豫防法第三條に依り明治四十二年九月十日迄に第一回全月二十日
迄に第二回、全月三十日迄に第三回被害莖を切取り驅除豫防を行ふべき
ことを命す

主務官吏、吏員、又は警察官吏に於て施行の方法不完全にして其効充分な
らすと認むるときは該官吏、吏員をして直に臨時驅除豫防を命ぜしむ
本令は發布の日より施行す

●岡山縣訓令第三十二号

(明治四十二年九月三日)

本年縣令第七十號及第七十一號を以て螟蟲の驅除豫防を命したるに依り明治二十九年本縣令第四十九号第六條及第十一條に據り其部内に於ける驅除豫防を指揮監督し遺憾なきを期すへし

明治四拾貳年白穗切取驅除施行期日郡市別表

郡市名	第一回		第二回		第三回		第四回
	期日	期日	期日	期日	期日	期日	
岡山市	自九月至全十日	自九月至全二十日	自九月至全二十三日	至全三十日			
御津郡	全五日 全十五日	全十六日 全二十三日	全二十三日 全二十三日	全三十日			
赤磐郡	全三日 全十三日	全十四日 全二十一日	全二十二日 全二十二日	全三十日			
和氣郡	全三日 全十日	全十一日 全二十日	全二十一日 全二十一日	全三十日			
邑久郡	全三日 全十五日	全十六日 全二十三日	全二十四日 全二十四日	全三十日			全二十四日全三十日
上道郡	全四日 全十日	全十一日 全十七日	全十八日 全二十三日				
兒島郡	全三日 全十日	全十一日 全二十日	全二十一日 全二十一日	全三十日			
都窪郡	全五日 全十三日	全十四日 全二十一日	全二十二日 全二十二日	全三十日			
淺口郡	全九日 全十五日	全十六日 全二十二日	全二十三日 全二十三日	全三十日			
小田郡	全十五日 全二十日	全二十一日 全二十五日	全二十六日 全二十六日	全三十日			
後月郡	全三日 全十日	全十一日 全二十日	全二十一日 全二十一日	全三十日			

吉備郡	上房郡	川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡
全三日 全十五日	全七日 全十三日	全四日 全十日	全四日 全十日	全三日 全十日	全四日 全十二日	全四日 全十二日	全五日 全十五日	全三日 全十日
全十六日 全二十三日	全十四日 全二十日	全十一日 全二十日	全十一日 全十八日	全十一日 全二十日	全十三日 全二十一日	全十三日 全二十一日	全十六日 全二十三日	全十一日 全二十日
全二十四日 全三十日	全二十一日 全三十日	全二十一日 全三十日	全十九日 全二十六日	全二十一日 全三十日	全二十二日 全三十日	全二十二日 全三十日	全二十三日 全三十日	全二十一日 全三十日

前述の害蟲驅除豫防命令と共に又一面には害蟲驅除豫防獎勵金を支出して驅除豫防を獎勵したり左に螟蟲卵塊採取、螟蟲被害莖切取害蟲驅除豫防獎勵金下附額を掲ぐ

● 害蟲驅除豫防獎勵金下附規程

三十二年五月縣令第四十號にて發布

三十二年六月縣令第五十七號にて改正

三十三年五月縣令第三十五號にて發布

三十四年五月縣令第七十三號にて發布

三十五年四月縣令第四十二號にて發布
 三十六年十二月縣令第四十五號にて發布
 三十七年五月縣令第四十三號にて發布
 三十八年五月縣令第四十二號にて發布
 三十九年五月縣令第四十六號にて改正四十二年三月縣令第三號にて廢止
 螟蟲卵塊被害莖切取并獎勵金下付額累年表

年次	獎勵金額	卵塊採取數	一塊當	被害莖採取數	摘	要
明治三十二年	四、五三九、八五一 円	二九、二五六、三六三 塊	〇一五五余 厘		採卵獎勵	
全三十三年	七、〇〇〇、〇〇〇	四、八九一、九三三	一四三〇余		全上	
全三十四年	三、三八五、〇九七	三、三八五、〇九七	一〇〇〇		全上	
全三十五年	四、四一八、二五八	二二、八二一、五六一	〇九三余		全上	
全三十六年	二、九九八、七〇四	二二、二七八、五六五	〇一三四六余		全上	
全三十七年	二、六九七、五二五	二六、〇四六、五〇六	一四三、九〇九、七〇九		卵塊 九七 採卵割増 六二〇 被害莖 一、〇九九 円	
全三十八年	二、九九九、八三〇	二一、九八六、五六三	九七、九六〇、九四三		實行組合ニ下附	
全三十九年	二、六九九、九九〇	二四、一一四、三一三	七五、二九七、〇九一		全上	
全四十年	二、六九九、九七〇	二二、五八五、二二八	四四、八三九、三三七		全上	
全四十一年	二、六九九、二九〇	二四、七七二、〇九九	三四、四二八、四四六		全上	
全四十二年						

全 四十三年
全 四十四年

前表の獎勵金は三十二年より三十六年に至る五ケ年は螟蟲卵塊の採取を獎勵せん爲め採卵數に應じて之を下附し三十七年は外に被害莖の採取を獎勵する目的を以て金額の一部を被害莖の採取數に應じて下附したり且つ採卵を獎勵せんが爲め各町村の作付反當の採卵數に應じ割増金を下附する方法を設けたり翌卅八年よりは實行組合又は町村農會に前年の作付反別に應じて交付し便宜害蟲驅除豫防費に支出せしむべく改正したり今左に獎勵金の下附額及卵塊採取、被害莖切取數を郡市別に掲ぐ

害蟲驅除豫防獎勵金郡市別下付一覽表

郡市名	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年
岡山市	一、七、一、七	三、三、三	一、八、五、四	五、三、三	三、三、三	三、三、三	六、三、三	六、三、三	六、三、三	六、三、三
御津郡	一、四、一、四	四、一、一、七	三、六、九、六	三、一、七、七	一、八、四、三	一、六、九、七	一、一、一、六	一、九、六、一	一、二、八、四	一、七、一、三

赤磐郡	一、五五、五三二、八七九、八九八	四四九、四五四	六四五、三三三	三三〇、四八三	一六四、三三三	一五三、五一〇	一五三、六六〇	一五三、七〇〇
和氣郡	二六六、四九九	五八、五四四	六三、九七三	七四、九三八	三三、八三三	七三、四七〇	七三、四九〇	七三、四九〇
邑久郡	二六、〇〇九	五三三、四三三	六六一、九三〇	七〇〇、二四四	一四三、九五二	一三六、一二〇	一三六、七〇〇	一三六、七〇〇
上道郡	一一〇、二三三	三三二、四九九	六〇六、七三二	六三三、六八三	九八、八〇四	一七八、五七〇	一七九、八五〇	一七九、四九〇
兒島郡	一三三、八七四	五五六、三〇〇	一一一、六七六	一一七、〇八七	二〇九、三三四	一七七、四六〇	一七八、七〇〇	一七八、四八〇
都窪郡	三四、八七七	五八、七二〇	一三、〇七〇	一六、七三二	二二、一五二	一九六、二七〇	一九七、七〇〇	一九七、六〇〇
淺口郡	七四、〇一一	一五、三八〇	六九、七九三	七二、〇四七	一四、六七七	九八、九〇六	一四、四七〇	一三七、一四〇
小田郡	二四、九七二	三三三、五〇一	三七、八四四	九七、〇〇三	一一六、八〇七	一三、七三三	一〇六、一一〇	一〇七、二一〇
後月郡	一八、五〇五	二四七、六四二	四四、一八一	六九、〇一〇	三四、九四四	四八、六三〇	四九、四四〇	四八、八四〇
吉備郡	一〇、六九四	七六、五〇一	二五、三六七	二五、九五二	二〇五、二五三	二五七、六五一	一八六、五〇〇	一八六、七四〇
上房郡	九七、五五六	二〇二、八三三	二九六、一三七	三〇六、八八六	三九、八八六	九五、八三〇	九四、三〇〇	九四、四二〇
川上郡	八三、三三三	一六三、五〇四	四四、七六四	五、〇四〇	八、五〇六	七四、九二〇	七、六〇〇	七四、九四〇
阿哲郡	六四、六三三	二九、九三五	三九、七四四	一七、三六八	三三、四四九	一一五、二四〇	一一五、七〇〇	一一五、五三〇
真庭郡	一四、三三三	八八、一四四	四二、七三三	一七、六三五	一七、四二四	一六四、九二〇	一六六、六七〇	一六五、三七〇
苫田郡	三六五、〇〇〇	六九、一二三	六四、一〇七	二〇一、五五八	五〇四、〇〇八	四〇五、三三一	二四、六〇〇	二〇四、三三〇
勝田郡	三三六、八七二	一九、三三八	一四〇、九三三	二六六、〇七八	四一四、二六一	一九二、七四〇	一九〇、〇〇〇	一八八、六四〇
英田郡	一七五、五五六	七三、〇六六	二四、六〇四	二二、一七六	一六五、〇八七	九三、六九〇	九四、一五〇	九三、六五〇

久米郡	三五、〇〇六	一九〇、六〇三	一二六、七五三	一二八、六五五	一五〇、八三七	二四四、一九五	一六〇、三三〇	一五七、七〇〇	一五七、九三〇
合計	四、五五八、五二七	〇、〇〇〇、〇〇〇	三、六五〇、〇九七	四、四八二、五八二	三、九八八、七〇四	二、六六七、五五三	二、六九九、八三三	二、六九九、九〇二	六九九、九七〇

螟蟲卵塊郡市別累年採取表

郡市名	年次	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年
岡山	市	一、三三八	一、七七一	一八、五五四	一一、九一〇	一、六二〇	五〇、五二六	四九、六五五	三三、五九九	三三、七六七	六、〇〇八
御津	市	九二九、五七七	三〇一、四八〇	二六九、六三二	一、六八八、四二二	三、六九三、三三三	八八九、九〇二	一、〇六四、六九七	八四七、三六七	九百六、四四八	八二五、一六七
赤磐	市	九、八九五、四四三	一一、三三三、七六四	四四九、四四四	三、三三三、二七九	一、六三八、〇五三	四九七、九四二	一、〇〇四、三〇三	一、〇七七、七四六	一、八五一、八七五	四四三、〇七
和氣	市	一、七七、二二三	四二一、三〇三	六三、九七三	五九、三三〇	五五、六六二	八二〇、四六六	四七七、〇三七	二四四、〇四〇	三三三、四三三	三六四、八四四
邑久	市	一、〇七、二八四	三六六、七六七	六六、九三三	一、〇六九、四六二	一、〇六九、四六二	七九三、六〇三	七九三、六〇三	五二二、六七七	一、〇八〇、八八八	九三三、〇六六
上道	市	七〇、四七七	二六〇、三〇六	六六、七三三	三、二六、三三九	七四四、〇五三	五五五、六五五	七九三、六〇三	五二二、六七七	一、〇八〇、八八八	九三三、〇六六
兒島	市	八六二、八三九	六八八、六七七	一二三、六六六	四八九、一八九	八六九、八八五	一、〇九九、三〇六	三七六、九六九	四四四、三〇〇	五八〇、七二二	七四四、三三三
都窪	市	三三四、六〇〇	四一、〇三二	一三、〇六〇	八六、五三二	一、三〇、六三三	七四四、二二七	八二四、五三三	一、三〇、六三三	一、三三三、二二二	六六八、八四四
浅口	市	四七七、〇六六	一〇九、二六六	六九、七三三	三六八、〇二六	九二七、〇二二	七二二、八八八	六三三、九五五	一、一五八、四七七	六六六、七五五	五四四、二二八
小田	市	八〇五、〇六六	二四七、〇四三	三七、八四四	五〇三、五九三	八六七、八二二	二六五、〇三三	五七、八三三	一、一五八、四七七	一、一五八、四七七	一、一五八、四七七
後月	市	一、二二四、七四八	一七三、〇六五	四四、八二二	三三六、四四三	二五九、四六二	五五、八三三	三三、一〇四	三三、一〇四	三三、一〇四	三三、一〇四

螟蟲被害莖郡市別累年切取表

計	久	英	勝	苦	眞	阿	川	上	吉
米	田	田	田	庭	哲	上	房	備	
二九二、五三三、四	二、〇九四、九四一	二、一三三、一四六	二、一〇六、〇六一	二、三五、一四五	九〇〇、七九五	四二六、六七	五五、九四四	六二六、七元	二、六四、四四四
八、九二、九三三	一三三、一〇三	五〇、四六一	一八、六〇七	四八、三〇六	六、九五七	二〇、九二三	一四、二六五	一四、七四八	五九、六五三
三、六五、〇九七	一、一七、七五三	二四、六〇四	一四、〇、三三	六四、一〇七	四二、七九三	三九、七七四	四、七六四	二九六、一七	三六、三七一
三三八二、五三	六、〇、三三七	六、六、四六	五、三三、三七	四、四六、四二	九七、八六八	九五、五五	二六、三、五六	一、六八、六八	二、九九、五三
二、七、八、五、六、五	一、三、〇、五、八、五、九、六	一、一、〇、六、四、三、三、〇	一、〇、七、七、七、三、九、六、五	一、〇、五、三、二、五、三、六、四、五	一、二、九、二、八、四、三、七、〇	二、四、一、〇、七、二	六、三、一、三三	二、九、九、七、三	五、四、九、一〇、三
四、六、一、五、〇、六、二	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
二、九、六、六、六、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
四、二、四、三、三、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
二、九、六、六、六、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
四、二、四、三、三、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
二、九、六、六、六、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
四、二、四、三、三、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
二、九、六、六、六、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三
四、二、四、三、三、三	一、七、四、一、三、五、四、一、三	一、三、九、四、四、四、四	一、〇、三、七、三、三、〇、三、七、三	一、三、九、〇、五、八、二	五、九、五、二、〇、一、〇、九、二	七、五、七、一、四、五	二、〇、五、三三	八、七、一、九、五	七、〇、九、二、四、三

郡市名	年次	三十七年	三十八年	三十九年	四十一年
岡山市		二六八、四〇〇	四九、九九五	二二、〇〇〇	一八、八六七
御津郡		二、一〇、四三	四、八八〇、五五七	三、一五四、一四八	一、四八、七三
赤聲郡		九、五〇五、二四四	五、一四四、六三三	四、九三、八八八	三、三〇一、三三
					一、七七一、九六六

和氣郡	島久郡	上道郡	兒島郡	郡窪郡	淺口郡	小田郡	後月郡	吉備郡	上房郡	川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計
一、八七〇、五五六	五、七九九、九八一	二、七〇三、三〇五	二、一五一、四四二	六、六九二、八四四	一〇〇、八三六、四二一	一〇、五六六、一七〇	七、一二三、九七七	二、四九〇、九七二	二、二三五、六七三	二、四八一、二三五	一、七〇〇、一八九	三、四三八、六九二	六、六二五、八二二	四、四〇三、四五六	二、六九九、三〇〇	一、一四三、六三三	一、四三、九〇九、七〇九
一、三九九、二二一	二、四二五、六五二	四、五九八、八二五	三、五九九、二六六	五、〇〇六、四七八	三、一〇八、三五一	八、〇〇九、三〇六	三、五九九、〇四一	一、三〇〇、四〇四	一、三五四、一二七	一、四〇一、九七四	九、九〇、四五二	二、二四四、一三五	一、一三三、九三三	二、一四一、〇〇五	一、五四九、九七〇	四、〇五八、七九〇	九七、九六〇、九四三
一、四三四、四三七	一、七九〇、〇二三	一、九九五、八七〇	五、九五五、〇〇〇	二、一五三、二九八	二八、〇六二、〇五九	五、六〇九、三四九	三、三三二、〇三四	八、六四九、四五六	一、五三九、三三四	五三二、五三三	三三〇、八四七	八八九、六三二	一、一九九、五九九	一、六四一、〇七六	九八八、二六六	一、〇九七、二四〇	七五、二九七、〇九一
四八七、一七七	一、八九九、九七七	四、七三三、六八一	四、八八八、五七七	一、五五三、六三三	二、〇〇八、三三四	三、三九九、〇七六	一、五九九、八七四	四、九九九、〇四六	一、六六〇、五九	一、六五、〇八八	一八六、九六五	七七五、六五一	七〇〇、六〇七	八九九、〇〇九	九一、六三四	七七八、七九	四四、八三九、三三七
六三四、〇六六	二、九二六、九〇〇	一、四七七、〇六六	三、七七七、三四〇	一、二三三、二六六	六、一一三、五五六	二、九五六、八八九	二、七三三、七〇〇	三、九九五、五二二	八九九、七七二	一、三四〇、八五九	一、六三三、八四〇	一、一四三、七七七	七四四、二九	八七八、七六八	四七四、四〇〇	八五五、六七	三四、四八六、四四六

前表中三十二年の採卵各郡市より本縣廳に送付し來りたるに積んで堆を成し荷造りの儘積み重たる其高六尺一寸縦十八尺横貳尺九寸にして其容積實に三百十八立方尺となれり以て如何に多數なりしかを知るに足るべし翌三十三年よりは各郡に於て査定處分をなしたり又三十七年には縣下各町村の採卵數を作付反別に割當て反當の多數採取町村に割増獎勵金を下附したるに其成績左表の如し

郡市名	反當 ^{三五〇} 以上	反當 ^{三〇〇} 以上	反當 ^{二五〇} 以上	反當 ^{二〇〇} 以上	反當 ^{一五〇} 以上	反當 ^{一〇〇} 以上	反當 ^{八八} 以上
岡山市							
御津郡							
赤磐郡							
和氣郡							
邑久郡							
上道郡		鶴山					
兒島郡				玉井			
					大野 吉岡、西高月、 可眞、太田、瀧	馬屋下、伊島、 牧石、今、平津、 高陽、西山、葛城	
					裳掛	熊山	
					赤崎		
							浮田 小串

都窪郡	淺口郡	小田郡	後月郡	吉備郡	上房郡	川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計
東一宮 二宮													
一宮 小田、芳野、西 苦田													
田邑、久田、高野 香々美、南大野 高取、勝間田、 勝加茂、瀧尾 檜原、讃甘 大倭													
久世米來 一宮、院庄、芳 野、郷、中谷 大崎、勝田、古 吉野 栗井 久米													
新見 月田、大庭、河陽 神庭、加茂、東苦 田、高倉、高田 湯郷、北和、桑 植月、北吉野 大野 加美、梅岡、南三 保、倭文、東打穴													
落合、勝山、 川西 豐國、公又、南和 氣川邊、新野 廣野、吉野、豐並 大原、栗廣、吉野 大井西、稻岡、 倭文中、佐瓦山													
三須、庄、早 島 小坂 神島内、小 吉田 縣主 淺尾、山田、 秦、日近、足 久代 守 新本、二万													
廣戸 江見 弓削													

前表の成績は一ヶ年に止るを以て之に基き立論し難きが如しと雖も美作五郡に於て採卵數の夥多なるは害蟲の發生著しきが如きも是等は發生の

時期の如何に由りたるや明かなり何となれば螟蟲の採卵は比較的小面積の地に於て最も實行し得らるゝものなれば苗代期の採卵は最も此目的に適合するものたるべし然るに美作及備中北部に於ては殆んど苗代期間に發生し備前備中の南部は本田插秧後に發生するものなれば之れが驅除實行上其難易は元より大に存せるを以て前表の結果は全く發生時期の苗代期間に存するや明かなり斯く美作の螟蛾發生の苗代期に於てせるものなれば苗代採卵を最も注意實行するに於ては他郡に比し其成績を收むること迅速なるや明瞭なり今縣下各町村に於て明治三十年以降如何に害虫驅除豫防の爲め經費を要したるやを示さん

害虫驅除豫防費累年表

年次	市町村費	郡費	縣費	合計
明治三十年	三、五四三、三六七		三〇三、三二〇	三、八四六、六八七
全三十一年	六、四七一、六四七		一、九五九、一七〇	八、四三〇、八一七

全	三十二年	九、四〇七、四一七		六、四〇四、三三六	一五、八一、七六三
全	三十三年	八、五二一、三四七		九、三一六、六五〇	一七、八三七、九九七
全	三十四年	九、九九四、〇一八		七、八〇九、二八四	一七、八〇三、三〇二
全	三十五年	一〇、三六四、九八八		九、二八一、三九〇	一九、六四六、三七八
全	三十六年	九、四三九、〇七八	一八九、五八九	七、一六九、〇八五	一六、七九七、七五二
全	三十七年	七、一三三、三〇六	六三、八〇〇	五、四九五、二六五	一二、六九四、三七一
全	三十八年	八、〇七八、六九〇	三四、五五〇	四、七八六、五七〇	一二、八九九、八一〇
全	三十九年	七、五四四、三六五	八、一〇〇	四、七一三、五五〇	一二、二六六、〇一五
全	四十年	八、四九八、二八八	六六七、五〇〇	四、七三五、〇八〇	一三、九〇〇、八六八

前表中市町村費に属する害蟲驅除豫防費を各郡市別となすときは左の如し

害蟲驅除豫防町村費支出額郡市別表

郡市名	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年
岡山市	一	一	二、七五〇	四、八五〇	九一、九〇〇	七〇、二〇〇	六八、九〇〇	三〇、〇〇〇	八七、五〇〇	九一、〇〇〇	一一一、〇〇〇
御津郡	三、〇〇〇	三、〇七、四三五	三九五、九二七	六〇六、六七四	七〇五、八八八	三三、三〇〇	三三八、八八五	三三九、〇〇二	三三五、〇〇〇	二六一、八四〇	三〇五、五七〇

赤磐郡	四四、六三三	六三九、三三三	一、二五八、四三三	五九、〇三三	七八、三三三	五八、五九九	四四六、七九九	三三三、七六六	四八八、六六六	四〇二、七〇二	五五五、八五〇
和氣郡	一三、五五五	四四六、二二二	九七、九三三	五〇〇、四九九	四三三、五五五	四四二、一九三	四四八、五五五	三九九、九三三	四四二、九三三	四四二、九三三	二二二、六六六
邑久郡	一七四、九八〇	三〇五、〇〇〇	四三三、一〇〇	五〇〇、四九九	五〇〇、三三三	四四九、五九九	三三三、二二二	三三三、二二二	四四九、五九九	二二二、六六六	七六六、八八八
上道郡	一六二、三三三	三三三、〇〇〇	八〇〇、四七七	六六六、六六六	七三三、六六六	四二二、〇七六	四四九、〇三三	二二二、一三三	四四九、〇三三	六六六、二二二	七三三、二二二
兒島郡	二四、九八〇	二七七、〇〇〇	五〇〇、四〇〇	五八八、八八八	七三三、九三三	五五五、四九九	四四九、〇三三	四四九、〇三三	六六六、二二二	六六六、二二二	六六六、二二二
都窪郡	八五、〇〇〇	二〇三、五〇〇	二二二、八〇〇	二二二、五〇〇	三三三、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇
淺口郡	一三、〇〇〇	二二二、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九	三三三、〇七九
小田郡	三、六九〇	三三三、〇七九	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三
後月郡	四二二、八九九	六六六、〇九七	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三	三三三、五五五	四四六、九三三
吉備郡	一六二、三三三	三三三、〇〇〇	八〇〇、四七七	七三三、六六六	九三三、四四四	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇	二二二、八〇〇
上房郡	二〇八、八八五	一三三、六三三	二二二、九三三	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六	三三三、六六六
川上郡	三〇、八八八	四四九、二二二	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三	二二二、九三三
阿哲郡	三六、八〇〇	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三	二二二、三三三
眞庭郡	六七〇、五八八	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六	二二二、六六六
苦田郡	一四八、五一一	四四九、〇三三	三三三、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三
勝田郡	一八〇、六〇〇	二二二、九三三	三三三、五五五	四四九、八八八	三三三、五五五	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三
英田郡	二二二、〇三三	二二二、六六六	二二二、一三三	三三三、八八八	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三	二二二、一三三
久米郡	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇	三三三、一四〇
合計	三、五三三	六、四七七	八、五二二	三、四七七	九、九九四	一〇、八八八	一〇、八八八	一〇、八八八	一〇、八八八	一〇、八八八	一〇、八八八

害蟲驅除豫防法違反者累計調査

年次	違反者總數	拘留數	科料數	罰金
明治三十一年	九	一	九	
三十二年	四九	一	四八	
三十三年	九九	七	九二	
三十四年	六八四	一二	六七二	
三十五年	六五二	一	六五一	
三十六年	一、四九〇	五	一、四八五	
三十七年	一八四	九	一七五	
三十八年	一三六	三	一三三	
三十九年	二六一	二	二六一	
四十年	三四七	二	三四四	

木、綠肥の栽培

本縣に於ける綠肥の栽培は紫雲英、青刈大豆の二種にして前者は明治十

四年邑久郡に於て試作せしが十九年には全郡の作付貳拾町歩を超過するに至り兒島御野磐梨上道の各郡も亦試作するに至れり二十五六年にては南部各地に之が栽植を認めたり是等栽培の紫雲英は多少退歩したる種類之れ有りと雖も何れも其原々種は滋賀縣より取寄せ居れり既に試作の當時に於て地方採種のもとは原產地のものに比し三割の減收を認むることを報告せり今左に當時に於ける報告の一部を抜萃し紫雲英栽培の起元とせん

明治十四年邑久郡服部村三宅善作滋賀縣産の紫雲英種子を取寄せ試作せしに意外の効を奏し隨て收穫米の多量云々翌年に至り該試作を要望するもの増加せるにより右善作試作地にて收穫せし種子と原產地の種子とを分賦試作せしめたりしに原產地の種子を播種したるものの收量は地方採種のものに比し大凡三割の増收を得たるを以て其翌年よりは地方種の採種を止め云々(岡山縣農商工月報第五号所載)

青刈大豆は從來本縣に於ては栽培せしことなく三十七年時局に際し販賣肥料の補給として之か栽植を奨励せしを以て創始とし翌三十八年農事改良實行組合の實行事項として之が實行に勵めたり而して三十七年二月日露の交戦決するや本縣に於て多額に購入施用する鰯粕は旬日の間に一躍拾貫に付壹圓貳拾參錢牛莊大豆粕は一玉に付き參拾五錢の高價を顯はし加之輸入杜絶魚場は前年の大漁の跡殊更に不漁の有様何物何れも薄くして幾何の騰貴を來すや計り難きの狀況を以て稻作期に差向ひたり是より先き當局に於ては此狀況を豫察し戦前の農業經營として三十六年十月農事改良六項目を諭達せられたり該項目中に肥料缺乏を補給せしめんか爲め綠肥栽培及堆肥の改良即ち之れなり本縣に於ては三十七年二月開會の第三回農事技術員協議會を期待して日露役の結果輸入肥料及人造肥料の原料缺乏を告げ且北海道産魚肥の供給に變動を生ずるの虞あり之に對する補給策如何の問題を提出したるに協議會は其補給策として數項目の中第

一項に綠肥の栽植と題し左記の如く其方法を列記協定し尙指導の時期は直ちに計畫着手するときは最適なるべきを以て機を失せず決議事項の實行獎勵を期し以て軍國農業の發達農産の増殖に盡すべく附議せり

一 春田を早く耕起し又は冬作物の間畦畔、堤塘空地に紫雲英、大豆、蠶豆の播附を獎勵すること

二 現今作付せる紫雲英を懇に肥培せしむること

三 現作付せる紫雲英を町村の必要に應し得る丈け採種せしむること

四 苜蓿の栽培を獎勵すること

五 濕田を畦作り綠肥を栽培せしむること

明治三十七年五月農事改良實行組合を設置し以て改良事項を一齊に實行せしむ其實行規約の準則は綠肥に關し左の如く記載せり(縣訓令第三十九号)

第一條 本規約は明治三十六年十月十六日農商務大臣の諭達に基き農事改良上左記事項を實行するを以て目的とす

五、綠肥の栽培及堆肥の改良

第九條 綠肥栽培は紫雲英を主とし其他土地に應じたる荳科植物を栽培するものとす

全年五月農事改良項目を指示し其實行を期せしむ該項目中綠肥の栽培は其一項目たり(諭告第三号)

三十八年一月六項目の實行成績を舉ぐるもの甚僅少なるを以て當業者は時局に顧み町村舉て一齊に改良を實行すべく諭達し實行事項年中行事を定む(諭告第二号)

年中行事綠肥に關するもの左の如し

三月下旬より四月上旬、麥作畦間及春田に大豆を播き付くること

六月中旬、良種紫雲英の種子を採取し綠肥の普及を圖ること

九月上旬より中旬、紫雲英を播種すること

全年二月配付したる農事改良實行組合實行方法中綠肥に關する方法を記載する左の如し

綠肥用大豆の栽培

綠肥を栽培し肥料購買の資を節約するは農業經濟の要旨にして殊に時局に際し一層其切なるものあるを信す故に近來紫雲英を栽培するもの漸く多さを加ふるに至りしも未だ綠肥用大豆を栽培するもの少なきは甚だ遺憾なりとす抑も綠肥用大豆は麥圃に間作し得るか故に殊に之の栽培のため土地を要することなく又大豆を間作せしため麥の収量に著しき影響を及ぼさるを以て實に土地利用の法に適ひ當業者の須く實行すべき緊要のことなりとす今本縣農事試驗場に於ける綠肥用大豆試驗成績を示せば左の如し

試 驗 區 別	肥 料 用 量	米 収 量	綠肥栽培費及肥料代價
(一)大豆區 (青刈大豆) 過磷酸石灰	二四、六五〇 六、〇〇〇	二、三九 _石	二、五七 _円
(二)標準區 (堆肥) 大豆粕 過磷酸石灰	二〇〇、〇〇〇 一四、〇〇〇 六、〇〇〇	二、五	五、六四〇

以上の成績に據れば大豆區は標準區に比し一反歩に付一斗九合の増収にして又肥料價格に於て實に金參圓六錢參厘を節約し得べし

栽培法 三月下旬麥畦の両側に株間一尺の距離に一株四五粒一反歩に付六升の割合を以て大豆を播種し而して元肥として一反歩に對し藺灰拾五貫匁を施し麥刈取后直ちに人糞尿三拾貫匁を施用し爾後可成永く生育せしめて其儘鋤き込むか又大豆の生長盛なるときは鎌にて中刈し然る後鋤き起すを要す如斯肥培をなすときは壹反歩に付百貫乃至百五拾貫の青刈大豆を得へし畑麥又は横畦麥作の間作に大豆を播くには一畦隔てに播付け又は裏毛を仕付さる土地は三月上旬に耕耨して幅四尺の畦を造り前陳の法に準し畦上二條若くは三條下種し肥培を行は、壹反歩に付貳百貫餘の收穫を得べし往々綠肥用大豆を栽培し其生育の不良を唱ふる者あるも概して播種期の遲きに失すると施肥を怠るとに原因するものゝ如し故に此の二點に注意せば生育佳良なるを得べし

右播種に要する種子大豆は各農家に於て所要の數量を準備し置き播種に際し遽に購入するの煩を避くべし

● 良種紫雲英の採種

本縣にては近時綠肥用として紫雲英の栽培漸く盛ならんとす然りと雖ども未だ各自之か採種をなさざるを以て常に高價の種子を他方に仰きつゝあり之かため折角普及し來りし紫雲英も時に其栽培を躊躇するものあるは遺憾なりとす依て良種の紫雲英を栽培したるものは可成採種して地方の需要に應し綠肥の普及を容易ならしむること最も緊要なりとす左に紫雲英採種に關する注意の梗概を示さん

紫雲英の種子を採取せんには落花后莢の七八分通り黑色を呈し尙ほ二三分通り青色を帶ふる頃を度として刈取り一兩日、日乾して筵に包み屋内に入れ置き十二三日間後熟を待ち再び日乾して莢を打ち落し篩撰後唐箕を以て莢及び塵芥を簸はけ貯藏すべし而して種類は岐阜縣及び滋賀縣產の

晩種を撰ぶを良とす一反歩に對する種子量は紫雲英の出來柄により一定ならずと雖ども三斗内外なりとす

●紫雲英の播種

九月上、中旬稻田落水後一反歩に付二升乃至二升五合の割合に散播し稻刈取後は適宜溝を設けて排水を十分ならしむへし右播種期は遅延せざるを可とするか故に若し落水前に播種せんとする場合には一旦落水播種し然る後一兩度少量に灌水すれば可なり冬季の嚴寒を保護する爲め切藁等を一面に散布し春季迄に肥料として木灰二十貫匁許りを施すを良とす又刈取は開花最盛期に行ひ刈株は其田の肥料として鋤込むへし從來刈取期を後るゝの傾あり注意せざるへからず又地方精農家は年々原產地より善良の種子を取寄せて栽培し採種して之れを其地方の需用者に販賣することゝせば一般紫雲英の種類を改良するを得て收穫生草量大に増加するに至らん

如上の獎勵に依り農事改良實行組合が收得したる實行の成績を掲ぐれば左の如し

郡市名	大豆			紫雲英			其他			一反歩平均收量	記事
	町	町	町	町	町	町	町	町			
岡山市	一、〇〇〇	三三、〇〇〇			一〇五	五〇〇					
御津郡	一、二七、八〇〇	一七六、八〇〇			八〇	二八〇					
赤磐郡	五〇四、九五〇	二一九、五一〇			六八	二三〇					
和氣郡	一七九、八〇〇	二九二、六〇〇			九二	四一三					
邑久郡	一四三、三〇〇	三八九、二〇〇	九、三〇〇		一三一	四七七	一〇〇				
上道郡	二六二、〇〇〇	九七一、〇〇〇			一〇四	一二三					
兒島郡	四一四、七〇〇	二八五、七〇〇			八二	一八五					
都窪郡	七七七、四〇〇	四七五、七〇〇			五六	四〇〇					
浅口郡	二四二、五〇〇	三五七、〇〇〇			一三七	四七九					
小田郡	一九、二〇〇	六七、二〇〇	〇、五〇〇		八〇	二八〇	一一五			其他ハ苜蓿	
後月郡	七、七五〇	三五、八〇〇			八三	三六四					
吉備郡	二四一、一〇〇	四一四、八〇〇			八九	三四六					

上房郡	川上郡	阿哲郡	眞庭郡	苦田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計	四十年	三十九年	三十八年
五、二〇〇〇	三、〇〇〇	—	六七、三〇〇〇	七〇、八〇〇〇	三七、四〇〇〇	九五、三〇〇〇	一二、九〇〇〇	三、六五八、七五〇〇	五、五九三、九七〇〇	六、三六一、八七〇〇	三、七六三、五三一八
一五、五五〇〇	八、〇〇〇〇	一七、七〇〇〇	一三二、七〇〇〇	三五九、二〇〇〇	四二八、二〇〇〇	一三四、一八〇〇	四八八、九〇〇〇	五、三〇二、七四〇〇	四、八一七、三一〇〇	四、一四四、七四〇〇	三、四八三、四八二七
—	三、三〇〇〇	—	〇、五〇〇〇	—	—	—	—	一三、六〇〇〇	一六、四六〇〇	一六、六九〇〇	一三、〇九〇〇
一〇七	七七	—	二〇六	八〇	六四	九〇	七九	九〇	九五	八九	九三
四二六	二五〇	二三〇	五五五	三五三	三四八	四〇七	二二七	三四四	三六九	二九八	四〇九
—	一三〇	—	一〇	—	—	—	—	八九	一三六	一一八	一三五
其他ハ苜蓿	其他ハ苜蓿		其他ハ苜蓿								

へ、耕地整理

耕地整理事業の経過

明治三十四年四月耕地整理獎勵費下附規程を設け各郡中最先に着手した

る一個所に限り主として一區域一大字以上の耕地整理を企畫するものに
 對し設計費補助として金參百圓以内を下附すること、せり是れ本縣に於
 ける該事業獎勵の發端なり而して此規程に依り補助を受けたるもの左の
 如し

整理地區の所在	地 區 面 積	補助金交附額	交 附 年 月
赤磐郡石生村	五〇、〇	三〇〇、〇〇〇	三十五年四月
都窪郡大高村	二〇〇、〇	三〇〇、〇〇〇	全 年十二月
苫田郡西苫田村	一四〇、〇	三〇〇、〇〇〇	三十六年三月
淺口郡里見村	一七〇、〇	三〇〇、〇〇〇	三十七年三月
小田郡北川村	一四〇、〇	三〇〇、〇〇〇	三十五年七月
英田郡粟廣村	二〇、〇	三〇〇、〇〇〇	三十六年一月
吉備郡大井村	三、五	一〇〇、〇〇〇	三十七年五月

備考 表中英田郡粟廣村は三十七年五月起工し現今十町步餘を竣工
 せり

亞て三十七年四月縣農會に補助を與へて技術員を置き測量設計の業務に従事せしむ縣農會に於ては耕地整理測量設計補助規程を設け整理施行を希望するものに對し之か測量設計并書類の調製を補助したり而して其設計を完了したる個所左の如し

吉備郡大井村

三町五反歩

都窪郡大高村

四十五町歩

川上郡湯野村

三町歩

久米郡福渡村

八町歩

上道郡金岡村

二十五町歩

御津郡上建部村

七町歩

備考 吉備郡大井村は三十九年四月工事に着手し全年五月工事を竣工せり久米郡福渡村は三十九年三月工事に着手し現今六町九反歩を竣工せり

三十九年六月耕地整理及土地改良獎勵費規則の發布あり亞て同年十月縣廳內第三部に耕地整理掛を新設し専門の技術員を置き新に耕地整理及土地改良獎勵規程を設け直接に測量設計及工事監督を行ふこと、せり
 全年度に於ては總豫算額九千百七拾九圓餘に依り技師以下十名の技術員二名の事務員を置き就中部分整理に關する設計を行ふ爲め一組の設計隊を組織し外に三組の調査隊を組織し各其業務に従事せしめたり

イ、全年度に於て設計を了したる地區は左の如し

地 區 所 在	地 區 面 積	設計完了面積	備 考
赤磐郡石生村	21,110.00	21,110.00	
小田郡北川村	108,000.00	73,500.00	
計		114,610.00	設計七分方結了

ロ、全年度に於ける三組の調査隊は約一町村一日の豫定を以て全縣下に亘り遍く踏査を行ひ耕地整理に關する大体の調査を遂けたり此調査

は當時豫備基本調査と唱へ其調査せる項目の要点左の如し

一、基本調査の要否(基本調査を要するときは其區域)

二、基本調査を要すると否とに關せず縣下の耕地を第一種地第二種地及第三種地に分類調査を遂くること

備考 第一種地とは耕地整理の最も急務なる地區

第二種地とは其急要の度第一種地に次くものとし

第三種地は經濟上耕地整理の施行極めて困難なる地方とす

三、開墾若くは地目變換の成否

四、其他耕地整理に關係を有する事項

以上の主要なる項目に付調査結果の總計の數字のみを舉ぐれば

基本調査個所數及其總面積

基本調査個所數

總 面 積

三三、九七五、〇〇〇^町

一種地及二種地面積

種 目	總 面 積	同 上	内 譯	田面積ノ全縣下田 總額ニ對スル歩合
一 種 地	二六、五八三、〇〇〇 ^町	田其他	二三、七二五、〇〇〇	二七、六%
二 種 地	二八、〇〇八、〇〇〇	田其他	二、八五八、〇〇〇	二九、三%
合 計	五四、五九一、〇〇〇	田其他	二五、一七九、〇〇〇	
		田其他	二、八二九、〇〇〇	
		田其他	四八、九〇四、〇〇〇	
		田其他	五、六九七、〇〇〇	
		田其他		五、六、九%

水田となし得べき畑、山林原野其他

總 面 積

四、七九四、八九二八^町

排水の必要ある地區

總 面 積

二五、二二三、六七二三^町

以上掲ぐる所により豫備基本調査の主要なる項目に付大体の觀察を遂げ得るところなるか一種地、二種地其他排水の必要地として包含せらる、地

方の如き苟も耕地整理若くは土地改良の要あるものは網羅して漏さるものにして其必要の程度は寧ろ甚た痛切なざるもの少からず要するに灌排の設備又は區畫形狀若くは潰地積等の關係概して縣内耕地の狀態は比較的良好なりと稱するを得べく一毛作二毛作田の統計に就て觀るも全縣下を通して一毛作田は田總反別の四二・五％步にして之等一毛作田の多くは北部諸郡(御津、赤磐、和氣、邑久、上道、兒島、都窪、淺口、小田、吉備の十郡を除く)に多く以上掲記の諸郡に於ては一毛作田は其田總面積に對し僅に二八％に達するに過ぎず

ハ、工事監督

地 區 所 在	地區總面積	工事監督面積	記 事
久米郡福渡村大字川口宇野口	七九〇二町	二、三八〇七町	卅九年度より起工繼續工事

四十年度に於ては二〇六三〇、一七〇の豫算を有し外に本省追加補助金三三

五〇、〇〇〇合計二三九八〇、一七〇の豫算に依り技師以下十四名の技術員及二名の事務員を置き三組の設計隊(後半期に於て本省追加補助金の下附を得て外に二組の設計隊を増加せり)及二組の基本調査隊を組織し各其業務に従事せしめたり基本調査を要する面積は前年度に於ける豫備基本調査の結果約三万三千九百餘町歩なるが故に基本調査は一ヶ年約三千五百町歩の調査の了するものとして十個年計畫を立てたり

全年度に於ては新に耕地整理獎勵金下附規程を設け爾來耕地整理の工事に着手したるものは其成工面積に應し一反歩當り金參圓以内の補助金を交附するの規程を設けたり而して全年度に於ける事業成績の大要左の如し

一、基本調査

調 査 地 區 所 在	地區總面積	調査終了面積	記 事
-------------	-------	--------	-----

兒島郡福田村	一、二〇〇、〇〇〇 ^町	一、二〇〇、〇〇〇 ^町	全部結了
苫田郡大野村、芳野村、香々美南村	五二五、〇〇〇	五二五、〇〇〇	全
後月郡 井原町、高屋、出部、西江原、木子 縣主、荏原ノ各村	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	全
計	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	全
苫田郡二宮村、院の庄村、芳野、	三、六二五、〇〇〇	三、六二五、〇〇〇	

二、設計調査

設計地區所在	地區總面積	設計結了面積	記事
小田郡北川村大字甲努	一〇五、〇〇〇 ^町	三一、〇〇〇 ^町	前年度ニ於テ七分方設計ヲ了シタル地區 全部結了
久米郡福渡村大字川口	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	
和氣郡山田村大字矢田	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
赤磐郡竹枝村大字小倉	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
全 郡西山村大字斗有	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	
久米郡大井東村大字 宮部上 宮部下	二〇、九〇〇	二〇、九〇〇	全

全郡加美村大字 小原西幸	三九、五〇〇〇	三九、五〇〇〇	全
眞庭郡新庄村大字澤	一四、二〇〇〇	一四、二〇〇〇	全
都窪郡三須村大字下林	七、五〇〇〇	七、五〇〇〇	全
和氣郡藤野村大字吉田	一六、八〇〇〇	一六、八〇〇〇	全
御津郡金川村大字鹿瀬	二四、五〇〇〇	二四、五〇〇〇	全
淺口郡船穂村大字柳井原	一九、一〇〇〇	一九、一〇〇〇	全
後月郡井原町大字猪ノ原	一六、五〇〇〇	一六、五〇〇〇	全
上房郡巨瀬村	六、四〇〇〇	六、四〇〇〇	全
赤磐郡西高月村大字牟佐	三五、〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇	全
兒島郡福田村	六四〇、〇〇〇〇	六四〇、〇〇〇〇	全
久米郡倭文中村大字里公文	五〇、〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇	設計八分方結了
上道郡金岡村	一四二、〇〇〇〇	一一三、六〇〇〇	全
計		一、一五二、五〇〇〇	

三、工事監督

全年度に於ては以上掲記せる如く多數の設計を結了したりと雖も殆んど事業の初年に屬し諸般の關係上實際の工事を進行する経路に於て敏活を

飲くものあり爲めに年度内に於て起工の運に到らざりしもの多く僅に左記數個所に小面積の工事を了したるに止りしは事業の爲め遺憾とする所なりき

地 區 所 在	地 區 總 面 積	四十年度ニ於テ工事 ヲ了シタル面積	記 事
久米郡福渡村大字川口字野口	七、九二〇	四、六八六	三十九年度ヨリ起
全 郡福渡村大字川口字原	三二、〇〇〇	一、七四〇	工繼續工事
全 郡加美村大字西幸	三九、五〇〇	三、〇四二	本年度起工
和氣郡藤野村大字吉田	一六、八〇〇	二、一〇一	全
都窪郡三須村大字下林	七、五〇〇	二、一六二	全
計		二五、七六〇	

四十一年度に於ては總豫算二八、二七九圓、九九〇に依り技師以下二十名の技術員及二名の事務員を置き前年度に比し一組の基本調査隊及設計隊を増加し即ち基本調査三組設計調査四組の調査隊を組織し約六千町歩の基本調査及約一千二百町歩の部分整理を了せんとする計畫なり而して本年度

に於て基本調査隊を増加せるは該調査を速成するの可なるを認めたるに依るものにして調査未了の基本調査區域は約三万町歩なるか故に將來本年度と同様の人員を使用して調査を繼續するものとせば全年度より約五ヶ年間に於て基本調査を結了する豫定なり本年度に於ては更に耕地整理事業と附帶して縣土木費支辨規則に規定せる第二類第三類に属する道路橋梁溝渠堤防川除等の改築増築除却修繕浚渫を必要とする場合に於ては全支辨規則に規定せる補助額の範圍を標準として之か補助〔耕地整理補助金として〕を行ふを可なりとし小田郡北川村耕地整理地區所在地第二類河川尾坂川の改修に對する補助金として總工費の半額を本年度より二ヶ年繼續補助の豫定を以て參千四百八拾九圓の補助を行ふこととせり尙本年度に於ては參千四百五拾圓の豫算を投し土工用輕便「ロー」を購入し縣内耕地整理事業中特に其必要あるものに對し無料にて貸與するの規定を設けたり

本年度に於ける事業の進行は豫定事業を實行するに違算なき見込にして年度内工事期間に於て實際の工事を施行するも二十個所以上に達するの見込なり

耕地整理事業獎勵計畫

本縣に於ける該事業獎勵方針を摘示せんに

一、調査設計及工事監督等に關する補助

國庫の補助を得て基本調査并に部分整理に關する測量設計を行ふ而して本縣に於ける測量設計の補助は單に技術者を派して測量設計に従事せしむるのみならず之に要する人夫賃及杭木代等の消耗品に至るまで全部之を補助し更に部分整理にありては發起認可に要する書類の調製の如きも大部分之か補助を與へつゝあり

二、耕地整理特種工事に關する補助

耕地整理に附帶する特種工事は其工費の如きも比較的多額を要し從て

此工事の要否如何に因り整理事業の運命を決定する場合極めて多かるべく特に本縣に於ては具体的に本問題を解決すへき好個の場合に達着せしを以て益々事業の獎勵上其工費の幾部を補助するの必要を認め四十年七月に於て四十一年度豫算を編成するに方り小田郡北川村地區内に於て耕地整理の爲め尾坂川の改修を行ふに對し其工費の約半額を二ヶ年度繼續補助の目的を以て豫算金參千四百八拾九圓を計上し四十二年度よりは尙進んて其他道路、堤塘、橋梁、溝渠等の改築、増築、除却等を行ふものに對し必要ある場合は補助するの考案なりしが恰も四十一年四月農商務省令第三号を以て耕地整理事業中道路、堤塘、溝渠、橋梁、溜池の變更廢置又は灌漑排水に關する設備若くは工事に要する費用に對する府縣の補助金に對し補助する旨の規程を發布せられたるに依り本縣當初の計畫方法の適當なることを確實に知得したると共に益々補助の必要を認めたるを以て四十二年度に於ては豫算金九千六百圓を計上し別に

定むる所の補助規程に依り之を實施するの方針なり

三、測量設計補助の年度別豫定其他

イ、基本調査

基本調査は全縣下を通して四十一年度より五ヶ年を期して完成するの豫定なりと雖も該豫定は現在基本調査に従事せる人員に移動なきものとしての豫定なり元來本調査は其性質上可能的速成を期するの要あるが故現在四組の設計隊を組織して部分整理に關する測量設計を進行せしめつゝある技術者にして將來其業務に餘裕を生じたる時は之を基本調査に轉用して之か速成を期せしめ若又其餘地を存せざる場合に於ては將來基本調査に従事すべき技術者を適宜増加して其完結を速ならしむるの計畫を有す

基本調査の必要と其價值とは比較的大面積の耕地にして灌排水又は交通運搬等の關係複雑なるものに於て特に著大なり故に本調査は調

查上支障を來さざる限り大体に於て比較的大面積の地區より着手し是等大面積地區の調査を了したる後漸次他に及ばすの豫定なり

ロ、部分整理

基本調査の補助は其必要ある地方は全縣下を通して悉く之を完成するの計畫なりと雖も部分整理に關する測量設計の補助は事業進捗と縣民自治の發達とに鑑み或る年度に到達せば之を廢止するも不可なきを認む然りと雖も其補助の年限は豫め之を豫定するを得ざるか故に事業の趨勢上必要なる期間此補助を繼續するの方針を有するのみ特別工事に關する補助の如きも(豫定の如く之を實施することあるも)亦然りとす

縣下耕地の狀態に依り耕地整理として勸誘すべきものも地方により大に其趣を異にするものあり即ち之を概括すれば南部に於て大なる平坦部を所屬せる諸郡邑久上道、御津、兒島、都窪、淺口、小田、吉備の如き

に於ては田區の形狀比較的整正廣大にして灌排の設備も亦比較的良
好なるものあり只局部的に主として排水不良なる地域を存するは之
等地方に於ける主要なる缺点なるが如し故に南部平坦部に於ては排
水の設備若くは工事を施行すると同時に耕地整理を實行し灌漑組織
等の改良を施すは其最も利益多き事業なり而して是等地方に於て普
遍的なる耕地改良の一大項目は區畫形狀の上に充分の改良を加へ(一筆
區畫の如き多くの場合に於て少くも一反五畝歩以上とするにあらざ
れば現狀に對し改良進歩たるを得ざる有様也)加ふるに農道其他の道
路を適當に改廢して大に人畜勞力の節約を計るにあり蓋し此項目た
るや商工業又は農家副業の盛大なるに因し之等の地方に於て特に重
要なるものあるか故なり而して以上掲記以外の北部諸郡に於ては耕地
は概して區畫形狀不正狹小にして一毛作田多く加ふるに適當の水
源を得ば山林原野の開墾又は畑地の變換を行ひ水田を得るの餘地を存

するもの少からざる兩已ならず之等諸郡に於ては水田面積比較的狭小なるか故に其面積を増加するに於て當業者の希望極めて切なるものあり斯の如き状態なるか故に之等の地方に於ては明渠若くは暗渠の排水又は溜池其他の方法に依り適當の水源を求め水田を擴張すべき事業を包含せる耕地整理を施行するは地勢に恰適せる改良方法なるを認む兩して區畫形狀の改良の如きは比較的其重きをなさざる場合多し何となれば急勾配の土地多く理想的に田區形狀の改良を行はんとするは經濟上却て不得策なる場合多く且つ勞力の節約は南部平坦部に於けるが如く其急を感ぜざるに依る之を要するに南部平坦部に於ては局處的の改良事項を除外すれば殆ど形狀の改良を主とすと雖も北部諸郡に於ては寧ろ實質上の改良進歩を貴ひ又之を急なりとするの理由あるを認む以上の關係は設計上に關しても技術員をして注意を怠らざらしむ

部分整理は設計其物に於て既に當業者希望の有無に依り制限せらるるものにして加ふるに或る面積の設計を行ふも諸般の事情は直ちに之が實行を期し難き場合あるが故に耕地整理事業の實際の進行は容易に之を豫定するを得ざるものありと雖も假に今後年々一千貳百町歩の部分整理設計を行ふものとせば四十一年より五ヶ年目に於ては優に三千町歩以上の竣功面積を得る見込なり

工事監督は事業の實行上最も緊要事項なるが故に充分なる監督を行ひ實行に遺漏なきを期せしむ

四、其他の獎勵方法

イ、成工反別に對する補助

四十年年度より開始して成工反別一反歩に對し參圓以上の補助金を交付しつゝ、あり元來工事費に對する補助の方法たるや一にして足らざるべしと雖も各利害得失あるを免れざる可く到底完璧を期し難きを

認むるか故に寧ろ該方法の如き極めて簡單にして比較的弊害少き方法を採用しつゝあり、而して該補助の如きも繼續すべき年限の關係は前掲測量設計補助の場合に於けるが如し

ロ、土工レベル貸與の補助

四十一年度より開始して補助を與へつゝある土工レベル貸與の補助は將來或る年限に達するまでは年々「レベル」を購入して其數量を増加し必要ある地區に對し之を行ふ見込なり

ハ、土木費支辨規則に依る補助歩合の標準とせる特別工事に對する耕地整理補助

四十一年度より開始して從來縣土木費支辨規則に依り補助を下附すべき土木事業を耕地整理と同時に施行する場合は全支辨規則の補助歩合に準據し耕地整理補助金として可及的其年度に於て之か補助を行ふべき計畫を樹て將來此方針に準據せんとす

ニ、耕地整理に關する智識の普及

事業に關する智識の普及は其獎勵上極めて必要なるか故に從來は一に講話若くは印刷物の配布に依れりと雖も將來は適當なる組織の下に講習會を開催し一層其普及を企畫する方針を有す

之を要するに本縣耕地整理事業の補助獎勵は將來實施の方針を有する特種工事に關する補助にして實施するに至らは殆んど其方法手段を尽せるものと云ふを得べし思ふに方今府縣産業の保護獎勵は殆んど其極に達せるもの少からず本縣耕地整理事業に關するもの、如きも亦其最も甚しきもの、一たるを認むと雖も斯の如きは現下の事情に鑑み誠に已むを得ざるに出づるものにして寧ろ裏面の考慮を費せば當業者現狀斯の如き保護獎勵を要するを痛歎するものなり故に目下の保護獎勵を施すの反面に於ては極力當業者の自動的活力を誘致するに努め以て漸次保護の程度を縮小するの計畫なり只之等保護獎勵方法手段の改廢に

當りては能く趨勢を洞察し苟も機宜を誤らざらんことを期するのみ

耕地整理發起認可累年表

年次	地 區 數	地 區 總 面 積
明治三十六年	一	一〇五、三七〇 ^四
全 三十七年	二	六六、五七〇〇
全 三十八年	二	一一、三七二四
全 三十九年	一	
全 四十一年	一	一八一、三七〇〇
全 四十二年	一	七五四、九五一〇
全 四十三年	一	一一、一九、六四〇八
計	四五	

明治四十二年十月十五日現在 郡市別耕地整理施行地總面積及整理費用表

郡市名	地區數	地區總面積	總 整 理 費 用 豫 算
岡山	一		額 一 反歩平均

御赤和邑上兒都淺小後吉上川阿眞苦勝

津磐氣久道島窪口田月備房上哲庭田田

二	三	二	一	一	二	三	一	二	五	二	四	一	三	一	一
四九四、一七二〇	九七、〇六二五	五九、四五二七	七、三一六	五、七八一六	六三、〇五〇六	二八、七七〇八	一〇五、三七〇四	六〇、〇五二七	三二、九一二八	一〇三、六九一二	五、五四一九	六九、一〇〇三	五、〇八一八		
一四、三四三、二九六	三四、一四二、〇九三	二六、五七四、七三六	九三五、九〇〇	五、二二一、二六九	一一、八五〇、三六五	二八、二一九、一六四	四三、四四六、三九〇	二六、三一五、〇四三	二〇、九六四、七二八	四五、六二〇、五三二	二、一一九、〇一九	二八、七九〇、〇一六	九一三、〇〇八		
二七、四三三六	三五、一七三	四四、六九四	一二、七九四	九〇、二五五	一八、七九五	九八、〇七二	四一、二三一	四三、八一八	六三、六八三	四三、九九五	三八、二〇八	四一、六六三	一七、九五一		

英 久
計 米 田

一	一九、六六二九	二、六九三、八〇五	一三、六九五
一三	四〇七、五七〇二	一八七、八六五、三一九	四六、〇九四
一四	一、二一九、六四〇八	四八〇、〇一四、六八三	四二、八六八

明治四十二年
十月十五日現在 耕地整理施行地明細表

地 區 ノ 所 在	地 區 總 面 積	整 理 費 用 豫 算		發 記 認 可 施 行 認 可	工 事 着 手	事 業 完 了 報 告
		總 額	一 反 步 平 均			
御 津 郡 金 川 村 大 字	町 二 三 七 五 一 八	八、〇九〇、〇七〇	三 四 〇 五 四	四 十 一 年 十 月 廿 二 日	四 十 一 年 十 二 月 廿 五 日	四 十 二 年 一 月 十 五 日
鹿 瀨 建 部 村 大 字	二 五 四 二 〇 二	六、二五三、二二六	二 四 五 九 九	四 十 一 年 九 月 廿 九 日		
計	四 九 一 七 一 〇	一 四、三 四 三、二 九 六				
赤 磐 郡 石 生 村 大 字	五 六 九 四 二 〇	九、〇七六、二二〇	一 五 九 三 八	四 十 一 年 一 月 八 日	四 十 一 年 三 月 十 六 日	四 十 一 年 三 月 廿 九 日
田 原 下 山 村 大 字	一 四 二 五 〇 二	八、九四八、六八五	六 二 七 九 三	全 年 八 月 十 一 日	全 年 九 月 廿 六 日	全 年 十 二 月 十 五 日
斗 有 外 一 竹 枝 村 大 字	二 五 八 七 〇 一	一 六、一 七 一、九 八 八	六 二 三 〇 〇	四 十 一 年 十 月 十 三 日		
小 倉 計	九 七 〇 六 二 三	三 四、一 四 二、〇 九 三				

小田郡		後月郡		吉備郡		川上郡	
計	北川村大字	種	明治村大字	井原町字猪	大井村大字	高倉村大字	田井
計	甲賀	川相上區	芳井村大字	原荏原村大字	粟井	計	
		全下區	全	字東外江原	水内村大字	原外一、	
二八七〇八	一〇五三七〇四	一〇五三七〇四	三七八一〇	一四九八二九	三五四二五	二九四六〇五	七〇九〇六
二八、二一九一六	四三、四四六三九〇	四三、四四六三九〇	一、七一九〇一一	六、八六〇〇七八	七五四八一〇	二〇、二〇九一九八	三、二七四六六六
	四一、二三一	四一、二三一	四五四四〇	四五四四〇	二二八二八	六八五九六	四六一七四
	三十六年三月二十日	三十六年三月二十日	四十二年四月十日	四十二年四月十日	三十八年二月七日	四十二年四月六日	四十二年三月十六日
	三十七年一月廿五日	三十七年一月廿五日	四十二年四月十日	四十二年四月十日	三十九年四月九日		四十二年五月十四日
	四十二年三月十五日	四十二年三月十五日	四十二年四月十三日	四十二年四月十三日	三十九年四月八日		四十二年六月廿三日
					四十二年九月十一日		

合 計	加美村大字 金堀		計					
	計	計	計	計	計	計	計	計
	四一五九二〇	二一、七一七六〇	五二一九五					
	四〇七五七〇二	一八七、八六五三一						
	一、一九六四〇八	四八〇、〇一四六八三						

ト、共進會并品評會

本縣下米に關する共進會并品評會にして縣を區域として開設するか又は縣自ら審査長を派遣して授賞したるもの、即ち一郡市以上の出品區域に係れるもの其他數ヶ町村又は一町村を限りて開催するものに至るまで何れも生産の獎勵並販路の擴張を意味せざるなく殊に米作は主要なる産業なるが故に勢ひ米に關する共進會品評會の開設も亦頻繁にして此等の獎勵刺激が産米政策上與りて力あるや大なり今左に一郡市以上の出品區域に係るものを掲ぐへし

米に關する共進會品評會開催一覽

開 催 年 月 日	會 主	會 名	開 設 位 置	出 品 區 域	出 品 種 類
十七年十一月十二日	邑久郡役所	種苗交換會	北島村	邑久郡	并 出 品 種 類 粉ニ、麥ニ、雜 穀ニ、蔬菜ニ
十八年三月	窪屋郡有志者	種苗交換會	倉敷町	窪屋郡	
十八年十月	勝南郡有志者	種苗交換會	勝南郡	勝南郡	
十八年十月	窪屋郡有志者	種苗交換會	倉敷町	窪屋郡	
十九年十一月十七日	上房川上阿賀 哲多郡有志者	種苗交換會	高梁町 久寺町	上房川上阿賀 哲多郡	米外四品 七九〇
十九年十二月十九日	邑久郡有志者	種苗交換會	北島村	邑久郡	粉 外三品 七一〇
十九年十二月	下道郡有志者	第一回種苗交換會	有井村	下道郡	
二十年四月五日	赤阪郡役所	種苗交換會	西輕部村	赤阪郡	出品 六九六
二十年十一月三日	津高郡有志者	種苗交換會	金川村	津高郡	全 一、一二五
二十年十一月七日	磐梨郡役所	種苗交換會	澤原村	磐梨郡	全 三、六七〇
二十年十一月十八日	窪屋郡有志者	種苗交換會	倉敷町	窪屋郡	全 二八五

二十年十一月十四日	賀陽郡有志者	都宇賀陽二郡聯合種苗交換會	原古才村	都宇賀陽郡全	四〇七
二十年十一月十五日	西北條、東南條郡役所	美作各郡聯合種苗交換會	小田中村	美作各郡出品	四〇五
二十年十一月十六日	下道郡有志者	第二回種苗交換會	有井村	下道郡全	二七〇
二十年十一月二十日	後月郡有志者	後月郡第一回種苗交換會	井原村	後月郡全	四〇五
二十年十一月廿五日	兒島郡有志者	兒島郡種苗交換會	八濱村林	兒島郡全	五〇三
二十年十一月廿五日	哲多郡役所	哲多郡種苗交換會	井村	哲多郡全	一、七〇二
二十年十二月七日	邑久郡役所	種苗交換會	北島村	邑久郡外三品	二八七五
二十年十二月十一日	和氣郡有志者	和氣郡種苗交換會	泉村	和氣郡出品	五五九
二十一年一月廿五日	都宇賀陽二郡聯合第二回種苗交換會	下撫川	都宇賀陽郡全	四四三	
二十一年一月十一日	窪屋郡有志者	窪屋郡種苗交換會	倉敷村	窪屋郡全	二八九
二十一年一月十二日	下道郡第三回種苗交換會	山田村	下道郡全	三七六	
二十一年一月十五日	久米北條郡役所	種苗交換會	桑下村	久米北條郡	一、二二

二十一年十一月十五日	後月郡役所	後月郡第二回種苗交換會	西江原村	後月郡	六七〇
二十一年十一月十七日	淺口郡役所	淺口郡農產物品評會	玉島村	淺口郡	一、一〇一
二十一年十一月廿六日	西北條郡役所	西北條種苗交換會	津山	西北條郡	二、二五九
二十一年十一月廿七日	東南條郡役所	東南條種苗交換會	津山	東南條郡	一、三六七
二十一年十一月廿八日	津高郡有志者	津高郡種苗交換會	中田村	津高郡	一、〇〇五
二十一年十一月廿九日	四郡有志者	阿賀哲多川上上房四郡聯合	新見村	上房、川上、阿賀哲多郡	一、〇〇五
二十一年十二月五日	兒島郡四郡有志者	兒島郡宇窪屋賀陽四郡聯合米質品評會	早島村	兒島郡宇窪屋賀陽郡	一、〇一
二十一年十二月七日	兒島郡有志者	種苗交換會	八濱村	兒島郡	六〇五
二十一年十二月十五日	邑久郡役所	種苗交換會	邑久村	邑久郡	粉三五、麥三〇、雜穀三〇、蔬菜二三
二十一年十二月廿四日	津高郡有志者	種苗交換會	一宮村	津高郡	三六五
二十一年十二月三十日	津高郡有志者	種苗交換會	金川村	津高郡	三一六
二十一年十二月廿八日	川上外三郡有志者	上房川上阿賀哲多四郡聯合種苗交換會	下原	上房、川上、阿賀哲多郡	八三六
二十一年十二月七日	志者	下道郡第四回種苗交換會	箭田村	下道郡	三一

二十三年十一月	西北條郡役所 東南條郡役所	西北條東南條郡農工 商品獎勵會	津山町	西北條郡 東南條郡	
二十四年十一月	同上	美作各郡農商工獎勵 會	津山町	美作一圓	
二十八年十二月五日	西々條西北條東南 條、東北條郡役所	美作中央八郡聯合農 商工品評會	西苦田村	中央八郡	
二十九年三月二十日	旭東五郡有志 者	旭東五郡米麥品評會	物理村	旭東五郡	
二十九年十二月一日	西々條西北條東南 條、東北條郡役所	第三回美作國產共進 會	西苦田村	美作一圓	
二十九年十二月十五日	旭東五郡有志 者	第二回旭東五郡米麥 品評會	西大寺	旭東五郡	
三十年十二月八日	上房川上郡有 志者	上房川上郡農會設立 種苗交換會	松山村	上房郡 川上郡	米外五品 三百廿八點
三十一年三月	和氣郡農會	旭東四郡米麥品評會	和氣町	赤磐、和氣、 邑久上道郡	
三十一年十二月十一日	後月郡農會	後月郡物產共進會	西江原村	後月郡	米 其他六三七(九品) 二四二
三十一年十二月廿五日	上房、川上郡 農會	上房川上郡物產品評 會	東成羽村	上房郡 川上郡	米 其他五品 二〇八
三十一年十二月廿七日	作東四郡聯合米外 六品共進會	作東四郡聯合米外六 品共進會	勝間田村	吉野英田勝 北勝南郡	米外六品 五二〇
三十二年四月廿一日	岡山縣 進會	岡山縣米外十二種共 進會	岡山市後 樂園	各郡市	米外十二種 一、六四五

三十四年十二月十八日	英田郡農會 勝田郡農會	作東二郡聯合米外七 種共進會	倉敷町 勝田郡	米外七品 四二
三十四年十二月十八日	兒島郡農會	兒島郡農產物品評會	木見村 英田郡	米外二品 四二
三十四年十二月十四日	御津郡農會	稻作品評會	岡山市御野 高等小學校 御津郡	稻米 一三六 一三六
三十四年十二月十日	小田郡農會	小田郡米外六品共進會	笠岡町 小田郡	米外 一〇、一七八
三十四年九月三十日	上道郡農會	上道郡農會稻作立毛 品評會	西大寺町 上道郡	稻作 七一
三十四年六月二十一日	上道郡農會	上道郡農會苗代地品 評會	西大寺町 上道郡	苗代地 八八
三十四年四月十八日	川上郡農會	川上郡小作米麥品評會	成羽町 川上郡	米 一、三二五 二九
三十四年四月十五日	上房郡農會	上房郡小作米品評會	高梁町 上房郡	米 一、〇九一
三十四年三月廿六日	眞庭郡農會	眞庭郡物產共進會	勝山町 眞庭郡	米外七品 一、一〇二
三十四年三月一日	上房川上郡農會	上房川上郡物產品評會	高梁町 川上郡	其他六品 一九〇 三九四
三十三年十一月十五日	苦田勝田郡聯合	作東二郡聯合米外七 品共進會	倉敷町 英田郡	米外七品 五六一
三十三年十一月七日	苦田郡農會	苦田久米二郡聯合物 產共進會	西苦田村 久米郡	米外十九品 一、六九〇

三十四年十二月二十日	久米郡農會	久米郡品評會	豐岡村	久米郡米	六六〇
三十五年二月廿六日	淺口郡農會	淺口郡農會稻作系統 的品評會	玉島町	淺口郡米	二六七
三十五年二月廿三日	都窪郡農會	都窪郡農會米穀品評 會	倉敷町	都窪郡米	一〇〇
三十五年三月一日	上房郡農會	上房郡小作米品評會	高梁町	上房郡米	一、二四二
三十五年三月十四日	阿哲郡農會	阿哲郡稻烟草作共進 會	新見町	阿哲郡米 煙草	一六〇 五〇
三十五年三月十四日	川上郡農會	川上郡小作米麥品評 會	成羽町	川上郡米	一、三二三 四五
三十五年四月十五日	上房郡農事研 究會	上房郡米外三品共進 會	松山村	上房郡米 外三品	三、五〇 五〇
三十五年四月十七日	和氣郡農會	和氣郡農會系統の稻 作外五品々評會	和氣町	和氣郡米 外五品	八〇八 五〇
三十五年十二月十二日	川上郡農會	和氣郡農會系統の稻 作外五品品評會	成羽町	川上郡米 外五品	一八九 五七
三十五年十二月十三日	英田郡農會	米外六種品評會	倉敷町	英田郡米 外六品	三〇八
三十五年十二月十四日	吉備郡農會	系統の米品評會	總社町	吉備郡米	二九 七
三十五年十二月十六日	御津郡農會	米外五品々評會	伊島村	御津郡米 麥一〇、豆	二二 一〇

三十五年十二月二十日	上道郡農會	上道郡會系統的稻	西大寺町	上道郡	米外五品	四六
三十五年十二月廿四日	淺口郡農會	淺口郡農會系統的稻 作外五品品評會	玉島町	淺口郡	米外四品	二四三 一五
三十五年十二月二十日	小田郡農會	系統的稻作外二種品 評會	笠岡町	小田郡	米外二品	二〇四 八二
三十五年十二月廿一日	赤磐郡農會	赤磐郡農會米外二種 品評會	物理村	赤磐郡	麥、大豆	六〇 五、
三十五年十二月廿四日	上房郡農會	上房郡系統的稻作外 五品々評會	高梁町	上房郡	米外四品	四二一 九〇
三十五年十二月廿六日	邑久郡農會	系統的稻作品評會	邑久村	邑久郡	稻	一一〇
三十五年十二月廿五日	眞庭郡農會	系統的稻作并大麥外 四品々評會	勝山町	眞庭郡	米外五品	七三 一二四
三十五年十二月廿六日	郡窪郡農會	郡窪郡農會系統的稻 作品評會	倉敷町	郡窪郡	米	一五〇
三十五年十二月廿七日	久米郡農會	久米郡米外二種品評 會	加美村	久米郡	米二七八、麥一二 大豆 二三	二二
三十五年十二月	苦田郡役所	苦田郡稻作物品評會	西苦田村	苦田郡		
三十六年三月九日	阿哲郡農會	阿哲郡稻作外二種共 進會	新見町	阿哲郡	米一六〇、紙 煙草	六七 六〇
三十五年四月十七日	上房郡農事研 究會	上房郡米外三品共進 會	中津井村	上房郡	米 麥外二品	一五〇 一五〇

三十六年八月二日	和氣郡農會	和氣郡改良米品評會	和氣町和氣郡俵米	一八
三十七年一月十五日、一月二十四日、二月九日	吉田郡役所	吉田郡小作米品評會	西吉田村吉田郡米	八九一
三十七年二月二十日	眞庭郡農會	系統的稻作品評會	勝山町眞庭郡米	二、〇三五
三十七年二月廿五日	上道郡農會	上道郡農會系統の稻作品評會	芳野村上道郡米	四七
三十七年三月九日	阿哲郡農會	阿哲郡稻作外二品共進會	新見町阿哲郡米	一六〇 一〇七
三十七年三月十一日	淺口郡農會	淺口郡農會系統的小作米品評會	玉島町阿賀崎	二五
三十七年三月十八日	和氣郡農會	第二回和氣郡農會系統の稻作品評會	和氣町和氣郡米	二七二
三十七年三月十八日	阿哲郡農會	阿哲郡農會小作米品評會	新見町阿哲郡米	八七五
三十七年四月一日	上房郡農事研究会	上房郡米外七品共進會	有漢村上房郡米	一八六 二五三
三十七年四月十五日	勝田郡農會	作東二郡聯合米外七種共進會	勝間田村英田郡米	三九二 二二一
三十七年十二月廿五日	赤磐郡農事研究会	赤磐郡農事研究会稻穗持寄交換會	鳥取上村赤磐郡穗	三十四
三十八年一月三日	小田郡農友會	小田郡農產物陳列會	北川村走小田郡米	二八五 一九〇

三十八年 十二月十三日	三十八年 十一月十一日	三十八年 十一月五日	三十八年 五月三十日	三十八年 四月二十日	三十八年 四月十三日	三十八年 四月六日	三十八年 三月廿四日	三十八年 三月十四日	三十八年 三月十一日	三十八年 三月七日	三十八年 二月廿八日	三十八年 二月十八日	三十八年 二月十二日
赤磐郡農事研究會	赤磐郡農事研究會	岡山縣農會	都窪郡講習會	吉備郡農事研究會	上房郡農事研究會	兒島郡農會	兒島郡小作米品評會	上道郡農會	和氣郡農會	淺口郡農會	苦田郡農會	川上郡農事研究會	眞庭郡農會
外三種共進會	赤磐郡農事研究會米	米外三種共進會	持寄品評會	米品評會	上房郡物產共進會	兒島郡小作米品評會	上道郡農會小作米品評會	和氣郡農會稻作共進會	淺口郡農會系統的小作米品評會	西苦田村	成羽町	川上郡	小作米品評會物產共進會
物理村	赤磐郡	後樂園岡山縣	倉敷町都窪郡米	總社町吉備郡米	上竹莊村上房郡米	木見村山兒島郡米	財田村長上道郡米	和氣町和氣郡米	玉島町阿賀崎	淺口郡米	西苦田村	成羽町	勝山町眞庭郡米
米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種	米外三種
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

三十九年	二月九日	眞庭郡農會	小作米品評會	勝山町眞庭郡米	九四一
三十九年	二月十三日	都窪郡農會	都窪郡農會小作俵米品評會	勝山町眞庭郡米	三、〇九三
三十九年	二月廿三日	御津郡農會	米麥品評會	金川村御津郡俵米	五〇三
三十九年	二月廿五日	究會	淺口郡農會系統的小作米品評會	玉島町淺口郡米	二八六
三十九年	三月一日	淺口郡農會	上道郡農會小作米品評會	西大寺町上道郡米	二六九
三十九年	三月十三日	上道郡農會	阿哲郡農會小作米品評會	新見町阿哲郡米	七八八
三十九年	三月廿三日	阿哲郡農會	持寄品評會	倉敷町都窪郡米	四一三
三十九年	四月十一日	都窪郡講農會	上房郡物產共進會	上水田村上房郡米外三品	七〇
三十九年	四月十七日	上房郡農事研究會	後月郡農會米麥品評會	井原町後月郡米	三〇
三十九年	四月十九日	後月郡農會	英田勝田聯合米外四品共進會	倉敷町勝田郡米外四品	六〇二
三十九年	十二月十五日	英田郡農會	眞庭郡農會物產共進會	勝山町眞庭郡米外七品	三六四
四十年	二月廿三日	眞庭郡農會	都窪郡農會俵米品評會	倉敷町都窪郡俵米	三、一四四
四十年	二月廿九日	都窪郡農會			
四十年	三月八日	都窪郡農會			
四十年	三月十七日	都窪郡農會			

四十年	三月七日	淺口郡農會	第四回小作米品評會	玉島町淺口郡米	三〇
四十年	三月十九日	川上郡農會	川上郡物産共進會	成羽町川上郡米外四品	一、二五〇
四十年	三月廿二日	兒島郡農會	兒島郡農會小作米品評會	味野町兒島郡米	
四十年	三月廿五日	阿哲郡農會	阿哲郡農會小作米品評會	新見町阿哲郡米	
四十年	三月三十日	上房郡農事研究會	上房郡米麥品評會	有漢村上房郡米	一、四〇〇
四十年	四月一日	吉備郡農會	吉備郡農會小作米品評會	總社町吉備郡米	七六五
四十年	四月九日	後月郡農會	後月郡農會粳種子品評會	井原町後月郡粳	一七一
四十年	四月十五日	小田郡農會	小田郡會小作俵米品評會	笠岡町小田郡俵米	五〇〇
四十年	三月三日	淺口郡農會	第五回系統的小作米品評會	玉島町淺口郡米	二四九
四十年	三月七日	兒島郡農會	兒島郡農會小作米品評會	田ノ口村兒島郡米	三三九
四十年	三月十二日	和氣郡農會	和氣郡農會俵米品評會	和氣町和氣郡俵米	三三二
四十年	三月十九日	上道郡農會	上道郡農會種子粳品評會	西大寺町上道郡粳	三三三

四十二年	十二月十二日	吉備郡農會	吉備郡農會米麥蘭草	總社町吉備郡	米一二五、麥八五、 蘭草三二、
四十二年	十二月十五日	赤磐郡農事研	赤磐郡農事研究會農	石生村田	赤磐郡米
四十二年	十二月十六日	究會	產物品評會	原下	麥外二品 一四三 五五八
四十三年	二月一日	邑久郡農會	邑久郡農會農作物種	邑久村邑久郡	豆粉 四九、 一二九、
四十三年	二月二十日	後月郡農會	後月郡農會農產物品	井原町後月郡	粉 一八〇 麥外四品 一二六
四十三年	二月廿五日	吉備郡農會	吉備郡農會粉種堆肥	惣社町吉備郡	粉 一五六 堆肥 七〇
四十二年	二月廿六日	都窪郡農會	都窪郡農會系統稻	倉敷町都窪郡	米 二〇

チ、農事技術員協議會

縣下各種の機關を通して農事技術員設置せられ農業改良の獎勵指導は着々實現せんとす然れども當業者を導ゆる統一方針の必要上より明治三十四年六月岡山縣農事技術員協議會を縣廳會議室に招集したるを第一回とし爾來年々之を繼續開會せり今本會の米作に關する協議事項を掲ぐれば左の如し

稻作協議事項

一、稻の種類は左記のものに重きを置くへし

早稻 穀良都、群益

中稻 多平選、都雄町

晚稻 竹成、日ノ出、吉備、神力

糯 金時糯

二、撰種は穂撰及び鹽水撰を行ふ可し

穂撰は排水よく日當り能き田地に於てし無病中出來のものに就き可成
的田の中央に於て親穂の大なるものを穂頸黃變したるとき刈取り陰乾
して籾とし風扇撰を行ひ鹽水に浸し三四割浮上するを適度とすへし

三、浸種は五日乃至七日とす

四、苗代の位置は二毛作を行ひ得る日當り好き灌排水の便利なる處に設く

可し

但し成るべく共同苗代を奨励勧誘すへし

五、苗代の耕土は二寸内外となすへし

六、苗代肥料は人糞木灰を主とす可し

但し一坪に付人糞尿二升乃至三升木灰一升乃至一升五合を原肥とすること

七、播種法は短冊形とし床面巾三尺乃至四尺踏切は畦畔の周圍及内部共巾一尺一坪の播種量は五合乃至八合とすること尙は一反歩當種子量は二升乃至五升とし苗の日數は四十日乃至五十日とす

八、植付時期を失したるときは苗を拔取り假植すへし

九、本田の肥料三成分の割合は左の標準に據るへし

窒素二貫匁、磷酸一貫四五匁、加里一貫二三百匁

十、本田の肥料は粘土地に於ては可成全部を元肥に施し其他の土質に於ては元肥七分、追肥三分の割合に分施すこと

追肥施用時期は普通七月中旬(又は插秧後二十日)迄に施すへし但天候良好にして氣温高き場合及非常に輕鬆なる砂土等に於ては速効肥料に限り七月下旬(又は插秧後三十日)迄に施すも差支なし

十一、二毛作を行はざる本田は初冬より耕起し置くことを勧誘すへし但し土質によりては春季耕起するも差支なし尙濕田にありては排水を充分になし綠肥の栽培を獎勵すへし

十二、本縣下の田地は淺耕に失するを以て漸次五六寸の深さに耕起する様獎勵すへし

十三、插秧は正形を主とし一株の苗數及一坪の株數は山間部に於ては早稻十本六十四株中稻六七本五十六株晚稻四五本四十二株平坦部に於ては早稻八九本五十六株中稻六七本四十九株晚稻四五本四十二株を標準とし深さ一寸以内に植うることも又器械使用の便を計る爲め畦條植を勧誘すること

十四、灌漑は始終淺水を主とし八月下旬迄に一二回乾かし開花後二週間の後は排水乾燥せしむること

十五、除草は五回を標準とし第一回又は第二回には雁爪を用ひ其他は手に行ふか或は八反取太一車の如き器械を用ふる習慣を助成すること

十六、刈取は穂頸の黄色を呈するを以て適期とす

刈取たるものは三日以上羽重干又は掛干となし籾干は簾一枚に付八舛とし地上に藁等を敷きたる上に三日以上乾燥すること但曇天及午前九時以前、午後四時以後は却て濕氣を吸收するの虞あるが故に籾干を避くへし兩して一日二回以上籾探りを行ふこと

十七、蘭跡の稲作としては中稻を栽培すへし

十八、萎縮病の豫防としては左の條項を奨励すへきこと

イ、苗代田を排水宜しく乾燥し易き處に設け水の掛け落しを頻繁にする
こと

ロ、萎縮病多き處にては有機肥料を節減し漸次深耕とし汚水の流入を禁ずること

ハ、神力種又は是と同じき分蘖多き種類を栽培せしめさること

ニ、萎縮病多き處にては苗取の際病稻撰除をなさしむること

ホ、萎縮病に罹り易き地方にては豫備植をなし置き一番除草及二番除草の時病兆のあるものと植替ふへし

ヘ、本田の排水を宜くすること

十九、稻熱病葉枯病の豫防として左の條項を奨勵すること

イ、南部平坦地にては窒素肥料有機肥料を節減し山間部に於ける柴草は必ず堆積して施用せしめ甚しき場所には窒素を他二成分より少量に施さしむること

ロ、有機質肥料は全部を元肥とし磷酸加里質等の肥料を元肥又は追肥として必ず加用すること

ハ、汚水の流入灌漑を防止すること

ニ、灌水は可成浅く張り除草の度毎に排水して田面を乾燥せしむること
ホ、除草の回数を増すこと

ヘ、種類は可成分蘖稍少く莖丈夫なる種類を選むこと

ト、畦畔の雑草を除去すること

チ、前年稻熱病及葉枯病に罹りたる藁は堆積して用ふること

リ、連年稻熱病の發生する地方にありては可成早稻を栽培せしむること

エ、焼土肥料を施用せしめ又は深耕を行はしむること

二十、稻の害蟲

第一 螟蟲 (苗代期)

イ、点火誘殺は苗代一畝歩に付五分心の洋燈壹個とし共同苗代又は細長の苗代に於ては洋燈の大小を考へ苗代全部に光の達するを以て程度とす

ロ、点火の高さは苗の葉先より一尺乃至一尺五寸とす

ハ、受鹽は直徑一尺二寸以上のものを用ひ隔日に水及び石油を取り代ふるものとす

ニ、点燈は日暮よりし火と受鹽の水面とは光を遮らざる限り近くするものとす

ホ、採卵は細き竹にて苗の葉先を左右に撫て能く注視して之れを摘取るへし葉先より少しく下に産下せるものなり

ヘ、螟蟲の卵塊は一塊百個乃至百五十個多きは二百個以上のものあり二化螟蟲の者は長橢圓即ち瓜種子形にして初め白く後黒色に變す三化螟蟲の者は橢圓形にして淡褐色の体毛を被へり大螟蟲のものは橢圓形にして灰白色の体毛を被へり

ト、採卵の時豊年俵と稱する蜂の繭及桃形の小さき繭は稻の害蟲を殺す益蟲なるにより之れを取るへからず

チ、採取したる螟蟲の卵塊にはコヌカ蜂と稱する小さき蜂(益蟲)の寄生せるものあるにより大字又は一部落等便宜蒐集し之を益蟲保護器に投入すへし

リ、螟蟲採卵の時蒲鉾形の卵塊、長形の卵を一粒つゝ、並へて産附せるもの及び水際の枯葉及びヒルムシロに産付せる卵等は害蟲に屬するもの故に之れを採取し益蟲保護器に投入すへし

同

(本田期)

イ、植付後數回採卵を行ふへし

ロ、七月中旬より九月上旬螟蟲の稻莖に喰入せる時被害莖を可成下部より刈り取り厩肥に入れ殺すへし

ハ、螟蟲は藁に蟄伏せるにより生藁を用ふる習慣を改め堆肥又は厩肥に混入して殺すへし

第二 浮塵子

(苗代期)

イ網羅は寒冷紗、蚊帳地、荒木綿、粗麻布等何にても長二尺許の三角形又は圓形に造るへし

ロ網羅捕獲は水を深く入れ午前八九時頃行ふを可とす捕獲したる浮塵子其他の害蟲は桶に石油を入れたるものに浸すか又は湯を注ぎ掛けて殺すへし或は握り殺して時々之れを出すも可なり但此場合には丁寧になさざれば死せざるものあるを以て注意すへし

ハ油を注ぐには苗代一畝に付一合の石油又は一合五勺の魚油種油を竹筒にて踏切に滴下し油の擴散したるとき細竹にて徐々に掃ひ落すものとす此時の水の深さは苗下葉の直下迄とす午前八九時頃石油入を熱湯の中に入れ油を暖めて用ふれば能く蟲を殺す或は午后二時頃行ふも可なり此時刻には油を暖むるを要せず注油を行ふに當り萍又は青藻等生せるものは一旦水を落し田面を乾燥せしめ再び水を入れ然る後之れを行ふへし

ニ、苗代の周圍畦畔の高きものは水を深くし苗を水中に沒せしめ一畝歩に付き二合乃至三合の石油を入れ細竹等にて水中の苗を動搖すれば蟲は悉く水面に浮び出で石油に觸れて死す可し既に殺蟲を終れば一層水を入れつゝ、水面の石油を排除し石油の全く除去せらるゝを待ちて水を平日の量に復すへし

ホ、用水欠乏し油を注ぎ驅除するに不便なる場合は踏切を深く掘り上ケ此溝に水を入れ一畝歩一二合の石油を滴下し一方に巾二三尺の板又は戸を横に立て短冊形蒔床苗を細竹にて撫て徐々に踏切溝へ追落し殺すも可なり驅除終れば油を流し去り再び水を流して水を代へ置くものとす

へ畑苗代の浮塵子を驅除するには網羅捕獲及び四五十倍の石油乳劑を注下するを可とす

石油乳劑製法は洗濯石鹼百八十匁を小さく切り水二升五合にて煮沸し

溶解するを待ちて火より取下し直に石油五升を徐々に注入しつゝ、手唧筒等にて能く攪拌すること四五分間に及べば白色乳様の液となる是石油乳劑なり之を使用するには三四十倍乃至五十倍の微温湯を加へ能く攪拌すべし

ト、畦畔の雜草は時々苅り取り及踏み切りの草を抜き取るへし

同

(本田期)

イ、七月下旬迄に浮塵子發生したるときは稻の下葉の直下迄水を入れ注油驅除を行ふへし其方法左の如し

イ、油量は一反歩一升乃至一升五合とし竹筒にて滴下したる後竿にて掃ひ落とし尙株中に油水を掛け仔蟲を殺すへし

ロ、油を注ぐには日中に行ふをよしとす雨天朝暮に行ふ場合は油を温め擴散力を強めたるものたるへし

ハ、注油後水を入れ替を行はさるも可なり

ロ、出穂迄に浮塵子發生したるときは水を深く入れ注油驅除を行ふへし其方法左の如し

イ、油量は一反歩一升五合乃至二升とし竹筒にて滴下したる後、エブリ又藁簾にて油水を稻株に打掛くへし

ロ、前項(ロ)(ハ)に同じ

ハ、萍アミドロのある水田は乾燥枯死せしむるか又は一反歩二十貫位の石灰を撒布し之れを殺したる後行ふへし

ニ、灌漑用水排泄後浮塵子發生したるときは石油乳劑四五十倍液を稻株に注加するか又は堰掛池掛とも協議して用水を流し(二)法を行ふものとす

ホ、被害劇甚なるときは被害部分に追入れ焼拂ふものとす
ヘ、排水前稻田浮塵子有無を調査し若し浮塵子發生の徴ある場合は充分油を注ぎ驅除を行ふたる後排水すへし

ト、畦畔は黴菌の寄生又は害虫の棲息するものなれば夏は時々刈取を行
ひ冬は焼拂ふへし

(以下省略)

明治四十三年四月一日印刷

明治四十三年四月四日發行

岡山縣內務部

印刷者 安井 宇吉

岡山市船頭町三十七番地

印刷所 山陽活版所

岡山市西中山下百五十四番地

D
$2-4$
452